

本宮市地域防災計画 資料編

令和4年3月



本宮市防災会議

本宮市地域防災計画（資料編）

目 次

第1章 総 則

第1 本宮市の災害

- 1 災害の発生状況（過去の災害記録）（資料1） 1
- 2 地震の発生状況（震度4以上
（東日本大震災以降震度5弱以上）：福島県）（資料2） 6

第2 防災上の自然的・社会的条件

- 1 人口分布（資料3） 17
- 2 危険物取扱施設（販売・事業所）（資料4） 18
- 3 本宮市土砂災害警戒区域一覧表（資料5） 22
- 4 がけ崩れ危険箇所（資料6） 24
- 5 山地災害危険箇所（資料7） 24
- 6 砂防指定地（県地域防災計画より）（資料8） 25
- 7 重要水防箇所一覧表（資料9） 25
- 8 池沼調書（資料10） 28
- 9 指定文化財（資料11） 31

第3 防災関係機関一覧

- 1 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関（資料12） 34
- 2 福島県の機関等（資料13） 34
- 3 関係指定公共機関（資料14） 35
- 4 関係指定地方公共機関（資料15） 36
- 5 公共的団体・防災関係機関（資料16） 36
- 6 隣接市町村（資料17） 37

第2章 災害予防対策

第1 指定避難所一覧

- 1 指定避難所（資料18） 39

第2 指定緊急避難場所一覧

- 1 指定緊急避難場所（資料19） 41
- 2 指定緊急避難場所における対象とする異常現象（資料20） 44
- 3 福祉避難所（拠点施設）（資料21） 47

第3 福祉施設・介護施設

- 1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（資料22） 48
- 2 介護老人保健施設（資料23） 48
- 3 認知症高齢者グループホーム（資料24） 49
- 4 ケアハウス（資料25） 49
- 5 老人デイサービスセンター（資料26） 50
- 6 障がい者（児）施設（資料27） 51

7	障がい者（児）グループホーム（資料 28）	51
8	保育所（資料 29）	52
9	放課後児童クラブ（資料 30）	52
10	児童館（資料 31）	52
第4 教育施設		
1	幼稚園（資料 32）	53
2	小学校（資料 33）	53
3	中学校（資料 34）	53
4	県立高等学校（資料 35）	53
第5 大規模集客施設（学校等を除く）		
1	病院（資料 36）	54
2	駅（資料 37）	54
3	店舗等（資料 38）	54
第6 避難要領		
1. 水害		
(1)	避難指示等の発令の判断基準（資料 39）	55
(2)	情報の入手先一覧（資料 40）	56
(3)	避難指示等の伝達方法	
①	避難指示等の伝達内容	56
②	避難指示等の伝達手段・伝達先	57
③	浸水想定区域内の要配慮者利用施設（資料 41）	58
2. 土砂災害		
(1)	対象とする災害及び警戒すべき地域	59
(2)	避難すべき区域	
①	土石流危険渓流（資料 42）	59
②	急傾斜地崩壊危険箇所（資料 43）	60
③	火山災害危険箇所	60
(3)	避難指示等の発令の判断基準（資料 44）	60
(4)	避難指示等の伝達方法	
①	避難指示等の伝達内容	61
②	避難指示等の伝達手段・伝達先	62
第7 防災行政無線施設等		
1	休日及び勤務時間外通報連絡表（資料 45）	63
2	消防施設及び消防団員等の現有勢力（資料 46）	63
第8 自主防災組織等		
1	自主防災組織状況（資料 47）	64
2	日赤奉仕団（資料 48）	65
第9 市内事業所保有車両		
1	協力事業所（福島県トラック協会県中支部抜粋）（資料 49）	66
2	人員輸送関係（資料 50）	68

第 10	自衛隊による災害派遣活動（資料 51）	69
第 3 章 災害応急対策		
第 1	医療・救護関係	
1	病院・医療機関（資料 52）	71
2	安達歯科医師会本宮地区（資料 53）	71
3	医薬品・衛生材料・消毒薬剤調達先（資料 54）	71
4	福島県災害時医薬品等供給マニュアル（抜粋）（資料 55）	73
第 2	清掃・衛生施設・関連業者関係	
1	焼却施設（リサイクルプラザ併設）（資料 56）	75
2	資源施設（資料 57）	75
3	埋立処分場（資料 58）	75
4	し尿処理場（資料 59）	76
5	火葬場（資料 60）	76
6	産業廃棄物処理許可業者（資料 61）	76
7	し尿収集許可業者（資料 62）	76
8	葬儀社（資料 63）	77
9	水道工事業者（資料 64）	77
10	建設業者（資料 65）	77
第 3	災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表（資料 66）	78
第 4	震度階級（資料 67）	86
第 4 章 条例・規程・協定等		
第 1	防災関係	
1	本宮市防災会議条例（資料 68）	91
2	本宮市防災会議委員名簿（資料 69）	92
3	本宮市災害対策本部条例（資料 70）	93
4	本市における災害相互応援協定締結状況（資料 71）	94
別表（第 3 条関係）		
1	圏域全体の経済成長のけん引に関する取組	105
2	高次の都市機能の集積・強化に関する取組	106
3	圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組	107
第 5 章 本宮市水防計画		
第 1	総則	
1	目的	109
2	水防計画	109
第 2	水防組織	
1	水防本部	109
2	水防本部の組織	110

第3	重要水防区域	112
第4	水防施設	
1	水防倉庫の資器材備蓄基準	112
2	調達可能水防資材	113
3	輸送	113
4	費用負担と公用負担	113
第5	水位、雨量の観測所	
1	水位観測所	115
2	雨量観測所	115
第6	気象情報、水防情報の連絡	
1	水防通信連絡	116
2	通報と伝達の系統図	117
第7	水防警報	
1	国土交通大臣が行う水防警報	118
第8	水防活動	
1	水防巡視	119
2	出勤及び水防作業	120
3	水防通報及び避難場所	120
4	水防解除	121
5	水防活動の報告	121
第9	水防演習	
1	実施期日	121
2	実施内容	121
別表-1	直轄管理河川	122
別表-2	県管理河川	123
別表-3	市管理河川	123
別表-4	溜池	124

第1章 総則

第1 本宮市の災害

1. 災害の発生状況（過去の災害記録）（資料1）

1/5

西 暦	年 号	月 日	事 柄	概 要
1780	安永 9	11月17日	大 火	本宮町全町焼失
1787	天明 7	2月 2日	暴風雨	本宮町北町・南町地区 52 戸全壊
1794	寛政 6	3月 4日	大 火	南町 100 軒焼失
1796	寛政 8	2月	大 火	南町西側 62 軒焼失
1798	寛政10	7月10日	大 火	南町両側並びに中の橋まで焼失
1806	文化 3	2月16日	大 火	南町・北町で 500 戸焼失
1810	文化 7	3月21日	大 火	石雲寺より出火、南町大内屋の辺々残り、南町・北町全焼
1812	文化 9	12月 8日	火 山	岳山噴火
1822	文政 5	6月28日	大雨洪水	本宮没水
1843	天保14	9月	洪 水	本宮中の橋が浮き上がり、酒屋の重石を乗せ、なお足りず酒大桶に水を入れ乗せる
1844	天保15	2月23日	大 風	二本松より本宮までに 200 軒潰れる
1852	嘉永 5	12月12日	大 雪	積雪 3 尺 5 寸、領内死者 10 人
1858	安政 5	6月14日	洪 水	流家 3 軒、安達太良川増水、大町石坂まで浸る
1864	元治 元	8月 8日	大洪水	町内舟通行
1868	明治 元	8月13日	大 火	会津兵放火により南町・北町・大町の一部焼失
1884	明治17	2月 4日	大 火	大町 42 戸焼失
1886	明治19	9月 8日	大雨洪水	流家有り
1889	明治21	3月16日	大 火	荒町 130 戸、高木 8 戸
1891	明治23	8月 7日	大雨洪水	流失 111 戸、浸水 817 戸、水位 32 尺
1897	明治29	9月 7日	大雨洪水	本宮浸水 620 戸
1898	明治30	9月 9日	大雨洪水	本宮 3 橋流失 580 戸浸水
1903	明治35	9月28日	大 風	被害戸数 1,100 戸
1913	大正 2	8月27日	大雨洪水	本宮 500 戸浸水
1914	大正 3	4月 8日	大 雪	積雪 3 尺、潰れ家出ず
1914	大正 3	8月30日	大雨洪水	死者 2 人、上の橋流失 260 戸
1915	大正 4	12月18日	大 風	潰れ家出ず
1916	大正 5	5月 8日	大 風	潰れ家出ず
1920	大正 9	10月 1日	洪 水	上の橋流失
1921	大正10	1月13日	大 風	潰れ家出ず
1923	大正12	6月22日	洪 水	下の橋一部流失
1927	昭和 2	8月	地 震	人夫生き埋め、詳細不明
1929	昭和 4	5月24日	大洪水	上、下両橋流失
1938	昭和13	6月30日	大洪水	被害戸数 500 戸

(資料1)

2/5

西 暦	年 号	月 日	事 柄	概 要
1938	昭和13	9月10日	大洪水	被害戸数 598 戸
1938	昭和13	9月14日	火 災	上町住家 5 戸焼失
1941	昭和16	7月22日	大洪水	被害戸数 1,163 戸、水位 9.62m
1948	昭和23	9月16日	大洪水	被害戸数 450 戸
1954	昭和29	7月24日	火 災	太郎丸地内罹災 7 世帯
1957	昭和32	1月28日	火 災	被害戸数 4 戸
1958	昭和33	9月27日	洪 水	台風 22 号水位 5.8m
1966	昭和41	6月29日	洪 水	台風 4 号被害 37 戸、浸水面積 379.9 h a
1966	昭和41	9月25日	洪 水	台風 26 号被害 72 戸、浸水 247.2 h a
1967	昭和42	2月28日	大 火	42 戸焼失
1970	昭和45	1月31日	大 風	被害戸数 110 戸
1975	昭和50	7月 7日	大洪水	罹災 124 世帯、道路被害 39 箇所、がけ崩れ 6 箇所、農地 162.2 h a、被害総額 196,707 千円
1978	昭和53	6月12日	地 震	宮城沖地震 軽傷 2 人、住家一部破損 89 戸
1978	昭和53	6月27日	洪 水	罹災 6 世帯、道路 6 力所、河川 1 力所、農地 32 h a
1980	昭和55	12月24日	大 雪	積雪 60 c m、道路各所で麻痺、一部破損 239 棟、通信施設不通 330 回線、送電線・電柱等倒壊 135 本、松・杉等倒壊、被害総額 755,620 千円
1981	昭和56	8月22日	洪 水	罹災 155 世帯、被害額 348,351 千円、総雨量 145mm、水位 5.45m
1982	昭和57	7月23日	地 震	茨城沖地震 震度 4、水道管被害額 80 千円
1982	昭和57	9月12日	大洪水	罹災 275 世帯、総雨量 128mm（時間最大 47mm）、水位 6.55m
1986	昭和61	8月 5日	大洪水	罹災 928 世帯、被害額 1,349,179 千円、水位 8.48m
1989	平成 元	8月 6日	風水害	罹災 4 世帯、被害額 22,856 千円
1989	平成 元	8月27日	風水害	罹災 5 世帯、被害額 5,600 千円
1991	平成 3	9月19日	洪 水	罹災 4 世帯、被害額 8,420 千円、水位 6.54m、総雨量 108.5mm
1991	平成 3	10月13日	洪 水	道水路の破損、被害額 2,320 千円
1994	平成 6	9月19日	洪 水	罹災 6 世帯、土砂崩 2 力所、総雨量 58mm（時間最大雨量 46mm）
1998	平成10	8月27日 ～ 8月30日	大洪水	豪雨（台風 4 号）、罹災 197 世帯、道路 72 力所、河川・水路 36 力所、農地 53.3 h a、被害額 103,310 千円、総雨量 387mm

(資料1)

3/5

西 曆	年 号	月 日	事 柄	概 要
2002	平成14	7月11日	大洪水	台風6号、罹災93世帯、道路10カ所、河川・水路5カ所、農地39ha、被害額64,570千円、総雨量200mm
2004	平成16	2月23日	暴 風	建物：住家3棟2世帯60㎡、農林業用施設：ビニールハウス倒壊等25棟8,669㎡、被害額911千円
2007	平成19	1月 7日 ～ 1月 8日	暴 風	建物：住家10棟10世帯、非住家18棟、公共施設：建物6カ所、道路10カ所、その他10カ所、農業用施設136カ所、被害額141,147千円
2010	平成22	7月 6日	大雨洪水	土砂崩れ3カ所、道路法面崩壊・碎石流出25カ所、水路へ土砂流入・護岸洗掘3カ所、通行止め6カ所
2011	平成23	3月11日	地 震	東北地方太平洋沖地震 人的被害なし、住家：全壊16棟、半壊222棟、一部損壊3,240棟、非住家被害988棟、公共建物13棟、道路：通行止め17カ所、路面関係：段差・陥没・亀裂・洗掘219カ所、法面関係：一部崩落11カ所、側溝・路肩関係：土砂堆積・崩壊9カ所
2011	平成23	9月20日 ～ 9月21日	洪 水	台風15号 住家：床上下浸水7カ所、非住家11カ所、道路：通行止め6カ所、水位8.56m
2012	平成24	4月 3日 ～ 4月 4日	暴 風	住家：一部損壊5棟、土木：倒木等7カ所、農業用施設：ビニールハウス倒壊・被害35棟、倒木・法面崩落・路面洗掘：8カ所、公共施設等被害：8カ所、通行止め1箇所
2012	平成24	6月19日	洪 水	台風4号 法面崩落5カ所、その他2カ所、通行止め1カ所、被害額4,950千円、水位5.42m
2013	平成25	4月 8日	暴 風	住家：一部損壊1棟、非住家：一部損壊3棟、倒木等：6カ所、農業用施設：ビニールハウス被害25棟、公共施設等被害：6カ所、推定被害額5,825千円
2013	平成25	7月27日	洪 水	住家：床下浸水13棟、非住家：一部損壊1棟、床下浸水1棟、その他浸水16棟、土地：土砂崩れ2カ所、道路：土砂崩れ等29カ所、農業施設：法面崩落等6カ所、通行止め19カ所、水位4.20m
2013	平成25	8月 5日	大雨洪水	住家：半壊1棟、一部損壊12棟、床上浸水4棟、床下浸水82棟、土砂流入75棟、非住家：全壊4棟、大規模半壊4棟、半壊2棟、一部損壊7棟、床上浸水36棟、床下浸水39棟、宅地：土砂崩れ164カ所、道路：土砂崩れ45カ所、護岸崩壊11カ所、農林施設：8カ所、公共施設被害2カ所、農業施設：169カ所、上下水道施設：浸水2カ所、倒壊・土砂流入1カ所、法面崩落1カ所、教育施設：法面崩落12カ所、冠水・雨水進入2カ所、路盤破損1カ所、橋りょう崩落1カ所、雨水流出3カ所、採石流出1カ所、普通財産：法面崩落10カ所、採石流出1カ所通行止め：26カ所、避難所開設4カ所、排水ポンプ：常設4基稼働

(資料1)

4/5

西 暦	年 号	月 日	事 柄	概 要
2014	平成26	2月15日 ～ 2月16日	大 雪	積雪 90 cm、小学校休校 3 日間、中学校休校 2 日間、福祉施設休館 5 カ所、東北本線上下線 2 日間運転見合わせ 国道 4 号：トレーラー・トラックの通行不能により下り車線一時閉鎖、住家：一部損壊 20 棟、非住家：全壊 5 棟、一部損壊 11 棟、農林施設：雪の重みによる倒壊 126 棟、通行止め：2 カ所、停電 273 戸（15 日夜）
2015	平成27	7月16日	洪 水	冠水による通行止め 1 カ所 法面崩落による通行止め 1 カ所
2016	平成28	8月 2日	集中豪雨	1 時間当たり 91mm、14:00～15:10 まで 10 分間雨量は連続 10mm 超 東北本線 郡山～白石間終日運転見合わせ 自主避難 1 世帯 4 名、床上浸水 7 棟、床下浸水 5 棟、土砂崩れ 1 カ所、通行止め 9 カ所
2016	平成28	8月17日	大 雨	台風 7 号による大雨 東北本線 始発から 14:02 まで運休、停電 49 戸（松沢地区）、通行止め：市道 1 カ所、県道 1 カ所
2016	平成28	8月29日	大 雨	台風 10 号による大雨 東北本線 16:35～運休、通行止め市道 2 カ所
2017	平成29	4月19日	暴 風	停電 721 戸（仁井田地区外）、自主避難 1 名、一部損壊 3 棟 公共施設 一部損壊 1 棟、その他 2 棟 2 カ所
2018	平成30	1月22日	大 雪	積雪による通行止め 県道 2 カ所
2018	平成30	7月 2日	大 雨	停電 179 戸（糠沢地区外） 通行止め 市道 1 カ所、倒木 1 カ所
2018	平成30	7月 9日	大 雨	通行止め 市道 1 カ所

(資料1)

5/5

西暦	年 号	月日	事柄	概要
2019	令和元年	10月12日 ～ 10月13日	大雨洪水	<p>東日本台風による被害 7名が犠牲 降水量：本宮観測所 189mm 白沢総合支所 209mm 阿武隈川の越水と安達太良川の破堤により浸水 床上浸水1,222棟、床下浸水183棟 うち住家：全壊 265棟、半壊639棟、一部損壊181棟、床上浸水899 棟、床下浸水146棟 事業所：床上浸水267棟、床下浸水18棟 公共施設（市役所万世分庁舎、本宮第一保育所、中 央公民館など11施設で浸水、スマイルキッズパー ク、長屋みやま運動場など5施設で法面崩落） 市道：213カ所で法面崩落、路面洗堀 通行止め：県道12カ所、市道13カ所 河川：阿武隈川で護岸洗堀、安達太良川で決壊 上水道2カ所、下水道6施設、停電本宮地区を中心 に821戸、東北本線上り線6日間、下り線14日間運 休 農林業施設：安達疏水土地改良区白沢第一揚水機場 など66カ所 農作物：水稲など15,500㎡ 避難指示（緊急警戒レベル4）22時15分発令、 本宮1区～9区、高木1番組～4番組、仁井田1区、 10区、糠沢4区、和田1区 1,908世帯 4,827人 避難指示（緊急警戒レベル4）13日0時50分発令 日本宮町全域 8,595世帯 22,806人 災害発生情報（警戒レベル5）13日1時05分発令 日本宮町全域 8,595世帯 22,806人 避難所17カ所開設 839人避難</p>
2021	令和3年	2月13日	地震	<p>福島県沖地震 23:08発生 マグニチュード7.3 本宮市 震度6弱 倒れてきたタンスによる頭部受傷（軽傷）1名 住家の被害 全壊1棟 半壊39棟 一部損壊683棟</p>

2. 地震の発生状況（震度4以上（東日本大震災以降震度5弱以上）：福島県）（資料2）

1921年1月1日～2021年12月31日

1/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度（4以上）
1	1921年 3月 3日	12時02分	6.6	福島県沖	最大震度4 4：福島市
2	1923年 9月 1日	11時58分	7.9	神奈川県西部	関東大震災 最大震度6：熊谷市、千代田区、 甲府市、千葉宮崎測候所 5：いわき市 4：福島市
3	1924年 1月15日	6時05分	6.0	千葉県東方沖	最大震度5 5：いわき市
4	1924年 6月26日	12時27分	5.3	茨城県南部	最大震度4 宇都宮市ほか 4：いわき市
5	1924年 8月15日	3時02分	7.2	茨城県沖	最大震度5 5：いわき市 4：福島市
6	1924年 9月18日	10時08分	6.5	茨城県北部	最大震度4 熊谷市 4：いわき市
7	1926年 8月 3日	18時26分	6.3	東京都23区	最大震度5 千代田区 4：いわき市
8	1927年 8月 6日	6時12分	6.7	宮城県沖	最大震度5 石巻市 5：福島市 4：いわき市、猪苗代測候所
9	1929年 4月18日	3時34分	5.9	茨城県沖	最大震度4 4：福島市
10	1929年 6月24日	11時04分	5.8	福島県沖	最大震度4 4：いわき市
11	1930年 6月 1日	2時58分	6.5	茨城県北部	最大震度5 水戸市 4：福島市
12	1931年 6月 9日	14時07分	6.0	茨城県沖	最大震度4 4：いわき市
13	1933年 3月 3日	2時30分	8.1	三陸沖	最大震度5 宮古市、仙台市、石 岡市 5：福島市、猪苗代測候所 4：いわき市
14	1934年 4月 7日	4時09分	6.2	福島県沖	最大震度4 4：福島市、猪苗代測候所
15	1935年 7月19日	9時49分	6.9	茨城県沖	最大震度5 5：いわき市 4：猪苗代測候所
16	1936年11月 3日	5時45分	7.4	宮城県沖	最大震度5 仙台市、石巻市 5：いわき市 4：福島市、猪苗代測候所
17	1937年 7月27日	4時56分	7.1	宮城県沖	最大震度5 石巻市 4：福島市

(資料2)

2/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (4以上)
18	1938年 5月23日	16時18分	7.0	茨城県沖	最大震度5 水戸市、石岡市 5：福島市、いわき市、猪苗代測候所
19	1938年 9月22日	3時52分	6.5	茨城県沖	最大震度5 水戸市 4：福島市、いわき市
20	1938年11月 5日	17時43分	7.5	福島県沖	最大震度5 仙台市、石巻市 5：福島市、いわき市
21	1938年11月 5日	19時50分	7.3	福島県沖	最大震度5 仙台市、石巻市 5：福島市、いわき市
22	1938年11月 6日	17時53分	7.4	福島県沖	最大震度5 5：福島市、いわき市
23	1938年11月30日	11時29分	6.9	福島県沖	最大震度4 4：いわき市
24	1939年 7月28日	14時21分	5.6	福島県沖	最大震度4 4：郡山通報所
25	1939年10月10日	22時54分	5.5	福島県沖	最大震度4 4：郡山通報所
26	1939年10月11日	3時31分	6.9	三陸沖	最大震度4 花巻通報所 4：郡山通報所
27	1940年 8月15日	23時53分	4.7	茨城県南部	最大震度4 4：郡山通報所
28	1941年 2月 4日	20時55分	5.7	福島県沖	最大震度4 4：郡山通報所
29	1942年 2月21日	16時07分	6.5	福島県沖	最大震度4 仙台市、石巻市 4：郡山通報所
30	1942年 9月 9日	1時07分	6.2	茨城県沖	最大震度5 5：郡山通報所、いわき市 4：福島市、白河市
31	1942年11月 5日	21時42分	5.3	福島県沖	最大震度4 4：郡山通報所
32	1942年11月 7日	23時03分	5.7	茨城県沖	最大震度4 4：郡山通報所
33	1942年11月16日	2時12分	6.5	茨城県沖	最大震度4 4：福島市、いわき市
34	1943年 4月11日	23時46分	6.7	茨城県沖	最大震度4 石岡市、筑波山測候所 4：福島市、いわき市
35	1943年 7月 1日	13時39分	5.9	茨城県沖	最大震度4 水戸市、石岡市、筑波山測候所、足尾測候所、横浜市 4：いわき市
36	1943年 8月22日	10時24分	5.6	福島県沖	最大震度4 4：いわき市
37	1946年 1月22日	18時01分	5.0	茨城県南部	最大震度4 4：郡山通報所

(資料2)

3/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (4以上)
38	1953年11月26日	2時48分	7.4	関東東方沖	最大震度5 千葉富崎測候所、三宅村 4：福島市、白河市、いわき市、会津若松市、猪苗代測候所
39	1954年 8月28日	19時01分	5.9	茨城県沖	最大震度4 4：郡山通報所
40	1956年 6月29日	13時09分	5.3	福島県会津	最大震度4 4：只見通報所
41	1956年 9月30日	6時20分	6.0	宮城県南部	最大震度4 4：福島市
42	1959年 1月22日	14時10分	6.8	福島県沖	最大震度4 仙台市 4：福島市
43	1959年 1月24日	8時38分	6.1	福島県沖	最大震度4 仙台市、水戸市 4：福島市、郡山通報所、白河市、いわき市、会津若松市
44	1962年 4月30日	11時26分	6.5	宮城県北部	最大震度4 盛岡市、仙台市、新座市 4：福島市
45	1963年 8月15日	15時11分	6.6	福島県沖	最大震度4 仙台市 4：福島市
46	1964年 6月16日	13時01分	7.5	新潟県下越沖	最大震度5 仙台市、鳴子通報所、酒田市、長岡市 5：只見通報所 4：福島市、郡山通報所、白河市、いわき市、会津若松市
47	1965年 9月18日	1時21分	6.6	茨城県沖	最大震度4 水戸市、石岡市、鉾子市 4：福島市、郡山通報所、白河市、いわき市
48	1965年11月14日	14時54分	5.6	茨城県沖	最大震度4 4：いわき市
49	1966年 4月 3日	13時43分	5.7	茨城県沖	最大震度4 水戸市、筑波山観測所 4：いわき市
50	1967年11月19日	21時07分	5.9	茨城県沖	最大震度4 石岡市 4：いわき市
51	1968年 5月16日	9時48分	7.9	青森県東方沖	最大震度5 函館市、苫小牧市、青森市、八戸市、むつ市 4：福島市、白河市、いわき市
52	1968年 5月16日	19時39分	7.5	青森県東方沖	最大震度5 浦河町、広尾町 4：福島市、いわき市
53	1972年12月 4日	19時16分	7.2	八丈島東方沖	最大震度6 八丈島 4：いわき市
54	1974年 7月 8日	14時45分	6.3	茨城県沖	最大震度4 4：福島市、白河市、いわき市
55	1974年11月30日	7時05分	7.3	鳥島近海	最大震度4 館山市、千代田区 4：福島市

(資料2)

4/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (4以上)
56	1975年 4月 8日	15時27分	5.9	福島県沖	最大震度4 4：福島市
57	1976年10月 6日	22時38分	5.9	福島県沖	最大震度4 4：福島市、白河市、いわき市
58	1978年 2月20日	13時36分	6.7	宮城県沖	最大震度5 岩手県大船渡市 4：福島市、いわき市
59	1978年 6月12日	17時14分	7.4	宮城県沖	最大震度5 宮城県仙台市、岩手 県大船渡市ほか 5：福島市 4：会津若松市、いわき市、白河 市
60	1978年 6月14日	20時34分	6.3	宮城県沖	最大震度4 4：福島市
61	1983年 7月 2日	7時03分	5.8	福島県沖	最大震度4 4：いわき市
62	1986年10月14日	6時17分	5.7	福島県沖	最大震度4 4：いわき市
63	1987年 2月 6日	21時23分	6.4	福島県沖	最大震度4 4：白河市、いわき市
64	1987年 2月 6日	22時16分	6.7	福島県沖	最大震度5 5：白河市、いわき市 4：会津若松市
65	1987年 2月13日	19時01分	5.2	茨城県沖	最大震度4 4：いわき市
66	1987年 4月 7日	9時40分	6.6	福島県沖	最大震度5 5：いわき市 4：福島市、白河市
67	1987年 4月23日	5時13分	6.5	福島県沖	最大震度5 5：白河市 4：福島市、いわき市
68	1997年 2月20日	5時21分	5.4	福島県沖	最大震度4 4：川内村
69	1997年 5月12日	7時59分	5.7	福島県沖	最大震度4 4：郡山市、白河市、棚倉町、船 引町、川内村、浪江町
70	1998年 4月 9日	17時45分	5.4	福島県沖	最大震度4 4：浪江町
71	2000年 7月21日	3時39分	6.4	茨城県沖	最大震度5弱 茨城県水戸市 4：郡山市、白河市、棚倉町、い わき市
72	2000年11月16日	18時31分	5.2	福島県沖	最大震度4 4：浪江町

(資料2)

5/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (4以上)
73	2002年 2月12日	22時44分	5.7	茨城県沖	最大震度5弱 茨城県常陸太田市、城里町 4：郡山市、表郷村、東村、岩瀬村、玉川村、浅川町、いわき市 (3：本宮町、白沢村)
74	2002年 7月24日	5時05分	5.9	福島県沖	最大震度4 4：玉川村
75	2003年 5月26日	18時24分	7.1	宮城県沖	最大震度6弱 岩手県大船渡市、一関市、平泉町 5弱：相馬市、原町市、小高町、都路村、富岡町 4：本宮町、福島市、郡山市、表郷村、いわき市ほか
76	2003年 7月26日	7時13分	6.4	宮城県中部	最大震度6弱 宮城県東松島町、鳴瀬町、美里町 4：いわき市、新地町
77	2003年11月15日	3時43分	5.8	茨城県沖	最大震度4：小高町 (3：本宮町、白沢村)
78	2004年 1月23日	18時01分	5.3	福島県沖	最大震度4 4：白沢村、二本松市、表郷村、東村、岩瀬村、東和町 (3：本宮町)
79	2004年 8月19日	20時40分	5.0	福島県沖	最大震度4 4：檜葉町 (3：本宮町、白沢村)
80	2004年10月23日	17時56分	6.8	新潟県中越地方	最大震度7 新潟県長岡市 5弱：只見町、西会津町、柳津町 4：喜多方市、岩瀬村、いわき市ほか
81	2004年10月23日	18時03分	6.3	新潟県中越地方	最大震度5強 新潟県長岡市、小千谷市 4：只見町、西会津町 (3：白沢村 2：本宮町)
82	2004年10月23日	18時11分	6.0	新潟県中越地方	最大震度6強 新潟県小千谷市 4：只見町、北塩原村、西会津町、柳津町 (3：白沢村 2：本宮町)
83	2004年10月23日	18時34分	6.5	新潟県中越地方	最大震度6強 新潟県長岡市、小千谷市 4：塩川町、下郷町、只見町、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、田島町 (3：白沢村 2：本宮町)

(資料2)

6/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (4以上)
84	2004年10月23日	23時34分	5.3	新潟県中越地方	最大震度4 4：只見町、西会津町 (2：白沢村 1：本宮町)
85	2004年10月25日	6時04分	5.8	新潟県中越地方	最大震度5強 新潟県小千谷市、魚沼市 4：只見町、西会津町、田島町 (2：本宮町、白沢村)
86	2004年10月27日	10時40分	6.1	新潟県中越地方	最大震度6弱 新潟県魚沼市 5弱：只見町 4：西会津町、南会津町 (2：本宮町、白沢村)
87	2004年11月 8日	11時15分	5.9	新潟県中越地方	最大震度5強 新潟県魚沼市 4：只見町、西会津町 (2：白沢村 1：本宮町)
88	2004年11月 8日	11時32分	5.1	新潟県中越地方	最大震度4 新潟県長岡市、三条市、見附市、魚沼市 4：西会津町 (1：本宮町、白沢村)
89	2005年 1月 1日	5時13分	5.0	茨城県沖	最大震度4 4：安達町、中島村、平田村、滝根町、大越町、都路村 いわき市 (3：本宮町、白沢村)
90	2005年 4月 4日	2時57分	5.3	福島県沖	最大震度4 茨城県大子町ほか 4：双葉町 (2：本宮町、白沢村)
91	2005年 8月16日	11時46分	7.2	宮城県沖	最大震度6弱 宮城県川崎町 5強：相馬市、鹿島町、新地町、国見町、川俣町 5弱：福島市、伊達市、田村市 ほか 4：本宮町、白沢村
92	2005年10月19日	20時44分	6.3	茨城県沖	最大震度5弱 茨城県鉾田市 4：郡山市、白河市、泉崎村、中島村ほか (3：本宮町、白沢村)
93	2005年10月22日	22時12分	5.6	福島県沖	最大震度4 4：中島村、田村市、いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村 (3：白沢村 2：本宮町)
94	2005年12月28日	18時46分	4.8	茨城県南部	最大震度4 4：白河市 (2：本宮町、白沢村)

(資料2)

7/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (4以上)
95	2007年 7月16日	10時13分	6.8	新潟県上中越沖	最大震度6強 新潟県長岡市、 柏市、刈羽村 4：会津若松市、喜多方市、西 会津町 (3：本宮市)
96	2008年 6月14日	8時43分	7.2	岩手県内陸南部	最大震度6強 岩手県奥州市 5弱：新地町 4：福島市、郡山市、白河市、 二本松市、須賀川市、相馬 市、南相馬市、いわき市、 猪苗代町ほか (3：本宮市)
97	2009年 2月17日	9時12分	4.9	福島県沖	最大震度4 4：相馬市、葛尾村 (3：本宮市)
98	2009年10月12日	18時42分	4.9	福島県会津	最大震度4 4：柳津町
99	2009年11月21日	15時39分	4.5	福島県会津	最大震度4 4：下郷町、南会津町
100	2010年 3月13日	21時46分	5.5	福島県沖	最大震度4 4：本宮市、福島市、郡山市、 白河市、須賀川市、二本松 市ほか
101	2010年 3月14日	17時08分	6.7	福島県沖	最大震度5弱 5弱：楡葉町 4：本宮市、福島市、郡山市、白 河市、二本松市、須賀川市、 相馬市、南相馬市、いわき 市、田村市、伊達市ほか
102	2010年 6月13日	12時32分	6.2	福島県沖	最大震度5弱 5弱：相馬市、浪江町 4：本宮市、福島市、白河市、 二本松市、南相馬市、いわ き市、田村市、伊達市、古 殿町ほか
103	2010年 9月29日	16時59分	5.7	福島県中通り	最大震度4 4：郡山市、白河市、須賀川 市、泉崎村、下郷町 (2：本宮市)
104	2011年 2月10日	22時03分	5.4	福島県沖	最大震度4 4：富岡町、大熊町、双葉町、 浪江町 (2：本宮市)
105	2011年 3月 9日	11時45分	7.3	三陸沖	最大震度5弱 宮城県栗原市、 登米市、美里町 4：国見町 (3：本宮市)

(資料2)

8/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (5弱以上)
106	2011年 3月11日	14時46分	9.0	三陸沖	東日本大震災 最大震度7 宮城県栗原市 6強：白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町 6弱：本宮市、福島市、郡山市、二本松市
107		14時54分	6.1	福島県沖 茨城県北部	最大震度5弱 5弱：浪江町 (3：本宮市)
108		15時12分	6.7	福島県沖 岩手県沖	最大震度5弱 5弱：川内村 (4：本宮市)
109		15時15分	7.6	茨城県沖	最大震度6強 茨城県鉾田市 5弱：白河市、鏡石町 (4：本宮市)
110		16時28分	6.6	岩手県沖 福島県沖	最大震度5強 宮城県大崎市 5弱：富岡町、大熊町、双葉町、南相馬市 (4：本宮市)
111		17時40分	6.0	福島県沖	最大震度5強 5強：富岡町 5弱：田村市、広野町、檜葉町、浪江町、南相馬市 (4：本宮市)
112	2011年 3月12日	22時15分	6.2	福島県沖	最大震度5弱 5弱：檜葉町、大熊町 (本宮市：データなし)
113	2011年 3月23日	7時12分	6.0	福島県浜通り	最大震度5強 5強：いわき市 (3：本宮市)
114		7時34分	5.5	福島県浜通り	最大震度5強 5強：いわき市 (3：本宮市)
115		7時36分	5.8	福島県浜通り	最大震度5弱 5弱：いわき市 (3：本宮市)
116	2011年 3月23日	18時55分	4.7	福島県浜通り	最大震度5強 5強：いわき市 (2：本宮市)

(資料2)

9/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (5弱以上)
117	2011年 4月 7日	23時32分	7. 2	宮城県沖	最大震度6強 宮城県栗原市、 仙台市 5強：桑折町、国見町、田村 市、伊達市、相馬市、新地 町、南相馬市 5弱：本宮市、福島市、郡山 市、二本松市、川俣町、天 栄村
118	2011年 4月11日	17時16分	7. 0	福島県浜通り	最大震度6弱 6弱：中島村、古殿町、いわき 市 5強：白河市、鏡石町、天栄 村、棚倉町、平田村、浅川 町ほか 5弱：本宮市、郡山市、須賀川 市、二本松市ほか
119	2011年 4月11日	17時17分	5. 7	福島県浜通り	最大震度5弱 5弱：天栄村 (3:本宮市)
120	2011年 4月11日	17時26分	5. 4	福島県中通り	最大震度5弱 5弱：古殿町 (3:本宮市)
121	2011年 4月11日	20時42分	5. 9	福島県浜通り	最大震度5弱 5弱：中島村、浅川町、古殿町 (3：本宮市)
122	2011年 4月12日	14時07分	6. 4	福島県中通り	最大震度6弱 6弱：いわき市 5強：浅川町、古殿町 5弱：郡山市、白河市、須賀川 市、天栄村、中島村、石川 町、平田村、田村市、檜葉 町 (4:本宮市)
123	2011年 4月23日	0時25分	5. 4	福島県沖	最大震度5弱 5弱：広野町 (3：本宮市)
124	2011年 5月 6日	2時04分	5. 2	福島県浜通り	最大震度5弱 5弱：いわき市 (2：本宮市)
125	2011年 5月25日	5時36分	5. 0	福島県浜通り	最大震度5弱 5弱：いわき市 (1:本宮市)
126	2011年 6月 4日	1時00分	5. 5	福島県沖	最大震度5弱 5弱：いわき市 (3：本宮市)

(資料2)

10/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (5弱以上)
127	2011年 7月25日	3時51分	6.3	福島県沖	最大震度5弱 5弱：相馬市、檜葉町 (4：本宮市)
128	2011年 7月31日	3時53分	6.5	福島県沖	最大震度5強 5強：檜葉町、川内村 5弱：郡山市、白河市、平田 村、田村市、いわき市、広 野町、葛尾村ほか (4：本宮市)
129	2011年 8月12日	3時22分	6.1	福島県沖	最大震度5弱 5弱：富岡町、川内村 (4：本宮市)
130	2011年 8月19日	14時36分	6.5	福島県沖	最大震度5弱 5弱：須賀川市、二本松市、天 栄村、相馬市、檜葉町、新 地町 (4：本宮市)
131	2011年 9月29日	5時05分	5.4	福島県浜通り	最大震度5強 5強：いわき市 (2：本宮市)
132	2012年 1月23日	20時45分	5.1	福島県沖	最大震度5弱 5弱：川内村 (3：本宮市)
133	2012年 4月 1日	23時04分	5.9	福島県沖	最大震度5弱 5弱：檜葉町、富岡町 (3：本宮市)
134	2013年 9月20日	2時25分	5.9	福島県浜通り	最大震度5強 5強：いわき市 5弱：広野町、檜葉町 (3：本宮市)
135	2016年11月22日	5時59分	7.4	福島県沖	最大震度5弱 5弱：いわき市、白河市、須賀 川市、国見町、鏡石町、天 栄村 (4：本宮市)
136	2017年 2月28日	16時49分	5.7	福島県沖	最大震度5弱 5弱：相馬市、檜葉町、双葉 町、南相馬市 (4：本宮市)
137	2017年10月 6日	23時56分	5.9	福島県沖	最大震度5弱 5弱：檜葉町、川内村 (4：本宮市)
138	2019年 8月 4日	19時23分	6.4	福島県沖	最大震度5弱 5弱：双葉町 (4：本宮市)

(資料2)

11/11

番号	年 月 日	時 間	M	震 央 地 域	震 度 (5弱以上)
139	2021年 2月13日	23時07分	7.3	福島県沖	最大震度6強 6強：国見町、相馬市、新地町 6弱：本宮市、福島市、郡山市、須賀川市、伊達市、桑折町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、広野町、川俣町、天栄村、檜葉町 5強：白河市、大玉村、二本松市、鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町、玉川村、浅川町
140	2021年 3月20日	18時09分	6.9	宮城県沖	最大震度5強 宮城県仙台市、大崎市、石巻市など 5弱：国見町、田村市、相馬市、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村、南相馬市 (4：本宮市)
141	2021年 5月 1日	10時27分	6.8	宮城県沖	最大震度5強 宮城県大崎市、石巻市、涌谷町など 5弱：国見町、相馬市、南相馬市 (4：本宮市)

第2 防災上の自然的・社会的条件

1. 人口分布（資料3）

地区別人口（令和3年12月31日現在）

	行政区名	人口	世帯数	15歳未満	15～64歳	65～74歳	75～84歳	85歳以上
1	本宮1区	429	192	35	250	59	47	38
2	本宮2区	124	57	12	62	23	13	14
3	本宮3区	209	89	11	102	50	27	19
4	本宮4区	190	86	9	97	32	35	17
5	本宮5区	263	106	19	148	47	32	17
6	本宮6区	481	194	45	256	71	75	34
7	本宮7区	111	36	8	59	24	14	6
8	本宮8区	235	102	17	113	51	32	22
9	本宮9区	1,141	440	144	696	135	104	62
10	本宮10区	1,985	784	281	1,239	249	128	88
11	本宮11区	1,506	691	161	931	204	135	75
12	本宮12区	1,611	650	242	960	181	114	114
13	本宮13区	1,118	444	147	658	190	82	41
14	本宮14区	571	226	85	361	65	40	20
15	青田地区	1,476	558	165	882	242	113	74
16	荒井地区	1,920	784	227	1,211	238	174	70
17	仁井田地区	2,263	890	269	1,279	383	198	134
18	高木地区	3,457	1,322	453	2,032	528	293	151
19	岩根・関下地区	3,597	1,117	742	2,251	369	140	95
20	和田地区	1,554	519	156	793	288	165	152
21	糠沢地区	2,603	852	261	1,646	369	177	150
22	白岩地区	1,562	499	163	897	252	144	106
23	長屋地区	630	169	82	345	97	61	45
24	稲沢地区	690	210	58	357	152	55	68
25	松沢地区	308	103	16	165	62	32	33
	合計	30,034	11,120	3,808	17,790	4,361	2,430	1,645

2. 危険物取扱施設(販売・事業所) (資料4)

(令和3年12月31日現在) 1/3

番号	事業所名	設置場所	電話	保有危険物の種類				区分
				4-1	4-2	4-3	4-4	
1	(株)IHI物流産業システム	荒井字恵向 60-10	36-4764	○	○			屋内貯蔵所
2	(株)IHIフォイトペーパーテクノロジー 本宮事業所	荒井字恵向 60-10	36-4769			○		地下タンク貯蔵所
3	(有)アイシー産業	糠沢字東禅寺 31-1、14-3、37-5、122-3 他	44-4108	○	○	○		製造所 屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所
4	(有)アイシー産業	糠沢字山中 126-1	44-4108			○		屋外貯蔵所
5	(株)アイソン昭代橋給油所	本宮字東町 1	33-2004	○	○			給油取扱所
6	(株)アイソン	荒井字山神 64-3	33-2002		○			移動タンク貯蔵所
7	(株)相原製作所	糠沢字鴨内 234-18	44-4111	○		○		屋内貯蔵所 一般取扱所
8	アサヒビール(株)福島工場	荒井字上前畑 1-1 他	33-4111	○	○	○		屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所
9	アズビル金門エナジープロダクツ(株)白沢工場	長屋字菖蒲田 1-5	44-4121	○	○	○	○	屋内貯蔵所
10	安達太良サービスエリア上り線給油所	本宮字天ヶ 189	33-1245	○	○			給油取扱所
11	安達太良サービスエリア下り線給油所	本宮字天ヶ 173	33-1145	○	○			給油取扱所
12	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター	本宮字作田 113	33-5499			○		地下タンク貯蔵所
13	あだち運送(株)	荒井字青田原 203-2	36-2437		○			給油取扱所
14	アルス(株)	本宮字名郷 7	33-2326			○		地下タンク貯蔵所
15	(有)アンサード	長屋字征矢田 4-2	44-4248	○	○			移動タンク貯蔵所 給油取扱所
16	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株)福島支店	仁井田字榊形 38-3	24-7093		○			移動タンク貯蔵所
17	(株)岩城屋商店	本宮字荒町 49-8 58	33-2632		○			移動タンク貯蔵所 一般取扱所
18	(有)エイシー技研	糠沢字小田部 186-1	44-4282	○	○	○		屋内貯蔵所
19	AGCエレクトロニクス(株)本宮事業所	荒井字恵向 121-3	63-5260	○	○	○		屋内貯蔵所 一般取扱所
20	NTT本宮ビル	本宮字九縄 27-3	024-531-7481		○			地下タンク貯蔵所 (休止)
21	(株)ENEOSウイング本宮インター給油所	荒井字恵向 121-3	36-1861	○	○	○		給油取扱所
22	エネクスフリート(株)本宮インター給油所	荒井字狐塚 4-5	34-5757	○	○	○		給油取扱所
23	(有)FRP福島	和田字西明内 180-1	44-4377	○	○			屋内貯蔵所
24	大虎運輸東北(株)福島支店	荒井字恵向 32-1 他	63-5065		○			給油取扱所
25	医療法人 落合会 東北病院	青田字花掛 20	33-2588		○			地下タンク貯蔵所
26	医療法人 落合会 まゆみの里	青田字花掛 20	33-2588			○		地下タンク貯蔵所
27	(有)おぬまや	荒井字荒町 21	33-2856		○			移動タンク貯蔵所
28	(株)春日工業所 本宮工場	長屋字菖蒲田 1	44-4031	○	○			屋内貯蔵所
29	(株)カトーコーポレーション	本宮字下台 22-3	63-1201	○	○	○	○	移動タンク貯蔵所 給油取扱所

(資料4)

2/3

番号	事業所名	設置場所	電話	保有危険物の種類				区分
				4-1	4-2	4-3	4-4	
30	カメイ(株)郡山物流センター	糠沢字水上 21-1	44-4630		○	○		屋内貯蔵所(休止) 屋外貯蔵所(休止) 屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所
31	カメイ物流サービス(株)郡山営業所	糠沢字水上 21-1	44-4630		○	○		地下タンク貯蔵所
32	川名建設工業(株)	本宮字田中 47-2	33-2755	○	○	○		屋内貯蔵所 給油取扱所
33	元旦ビューティ工業(株)福島工場	荒井字諸子沢 50	36-1611	○				屋内貯蔵所
34	(株)キタセキ本宮インター給油所	荒井字上沢 25	33-4722	○	○	○		給油取扱所
35	近物レックス(株)本宮支店	関下字下関下 66-1	24-5350		○			給油取扱所
36	(株)源之助ロジステックス	関下字神座 104-1	39-2246	○	○			給油取扱所(休止)
37	郡山チップ工業(株)本宮工場	稲沢字入高野 63-5	44-1612	○	○			屋内貯蔵所
38	コパテック(株)	青田字東万風 46-2	33-3111	○	○			屋内貯蔵所
39	コメリハートアンドグリーン本宮店	高木字平内 7-1	63-2270		○			一般取扱所
40	コメリハートアンドグリーン本宮仁井田店	仁井田字西町 38	63-1501		○			一般取扱所
41	(株)佐藤製作所福島工場	糠沢字東笹田 66-17	44-3088	○	○			屋内貯蔵所
42	佐藤燃料(株)	荒井字山神 32-3 他	33-2002				○	屋内貯蔵所
43	(株)JAふくしま未来サービス本宮給油所	本宮字戸崎 14-1 41	34-3833	○	○	○		移動タンク貯蔵所 給油取扱所
44	医療法人慈久会 谷病院	本宮字南町裡 149	33-2721			○		地下タンク貯蔵所
45	白岩生コン(株)	長屋字中島 27-1	44-3997		○			給油取扱所
46	白沢光学(株)	糠沢字原 178-イ	44-2372	○				屋内貯蔵所
47	(株)スカイ運輸本宮営業所	荒井字狐塚 58-2	36-2533		○			給油取扱所
48	仙建工業(株)郡山出張所	本宮字万世 13-5	024-944-1152		○			屋内貯蔵所
49	センコン物流(株)福島営業所	本宮字中台 1-26	34-3443		○			給油取扱所
50	(株)ダイユーエイト本宮店	荒井字久保田 132-10	63-5581		○			地下タンク貯蔵所
51	太陽鉱油(株)本宮インター給油所	本宮字山田 51-59 仁井田字上山田 29-8	34-1125	○	○	○		移動タンク貯蔵所 給油取扱所
52	(株)太陽流通サービス郡山営業所	荒井字恵向 121-48	63-1653		○			給油取扱所
53	(株)タカギセイコー東北工場	本宮字中台 5	34-4515	○	○			屋内貯蔵所
54	(有)武田産業本宮給油所	荒井字山神 42-10	33-3455	○	○			移動タンク 給油取扱所
55	(有)東部石産工業所	青田字大作 1	33-4322		○			給油取扱所
56	東北自動車安達太良SA下り線非常用発電設備燃料	本宮字天ヶ 100-2	024-542-0111			○		地下タンク貯蔵所
57	東北西部運輸(株)	荒井字恵向 121-56	63-5858		○			給油取扱所
58	東北大栄工業(株)	本宮字南ノ内 37-1	34-1061	○				屋内貯蔵所
59	(株)東北村田製作所 本宮工場	本宮字樋ノ口 2	33-4331	○	○	○	○	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 一般取扱所
60	(株)東北村田製作所 本宮工場	本宮字中野 9-1	33-4331	○	○	○	○	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 一般取扱所

(資料4)

3/3

番号	事業所名	設置場所	電話	保有危険物の種類				区分
				4-1	4-2	4-3	4-4	
61	東和(株)	本宮字館町 2-1	34-2718		○			地下タンク貯蔵所
62	東和(株)	仁井田字申 70-1	34-2718			○		地下タンク貯蔵所 (休止)
63	ときわ工業株式会社本宮工場	稲沢字桑田 46-2 稲沢字入高野 60-2	64-2450	○			○	屋内貯蔵所
64	特別養護老人ホームしらさわ有 寿園	和田字戸ノ内 158-3 209	64-2121		○			地下タンク貯蔵所
65	特別養護老人ホームぼたん荘	本宮字上千束 3	63-2600		○			地下タンク貯蔵所 一般取扱所
66	(有)根本商店	白岩字桑内 304-3	44-2708	○	○			給油取扱所
67	(有)根本商店	白岩字白田 26-4	44-2708	○	○			給油取扱所
68	橋本産業(株)福島営業所	本宮字石塚 20	33-2750		○	○		屋外タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 一般取扱所
69	パナソニック(株)インダストリ ー社メカトロニクス事業部	仁井田字一里壇 77	33-5111	○	○	○	○	屋内貯蔵所
70	(株)東日本宇佐美 4 号新本宮イ ンター給油所	荒井字北ノ内 60-1	34-1720	○	○	○		給油取扱所
71	福島グラビア(株)	荒井字恵向 88	33-2531	○	○		○	屋内貯蔵所 地下タンク貯蔵所 一般取扱所
72	福島県立本宮高等学校	高木字井戸上 45	33-2120			○		地下タンク貯蔵所
73	(株)福島芝浦電子	糠沢字東笹田 66-5	44-3017		○	○		屋内貯蔵所
74	福島プラスチック(株)	荒井字恵向 88	36-3931			○	○	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所
75	福島本木運送(株)	本宮字下台 22-5	33-1121		○		○	給油取扱所
76	ホンダ部品販売(株)福島営業所	荒井字恵向 35-1 他	63-5077	○	○	○	○	屋内貯蔵所
77	前田製管(株)郡山工場	関下字向川原 1-1	36-4491			○		屋外タンク貯蔵所 一般取扱所
78	前山倉庫(株)郡山営業所	荒井字上沢 3-1	36-6623		○			給油取扱所
79	(株)ミツウロコヴェッセル東北 郡山店	荒井字恵向 60-12	36-4411		○			地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 一般取扱所
80	名糖運輸(株)福島営業所	荒井字下原 1	36-2745		○			給油取扱所
81	ヤマトオートワークス(株)福島 工場	荒井字青田原 1-522	63-2836		○			給油取扱所
82	(株)吉川油脂福島本宮工場	本宮字下台 18-13	34-1414			○		屋外タンク貯蔵所
83	(株)ライフサポート・エガワ	長屋字長屋平 40	44-4300	○	○			給油取扱所
84	酪王協同乳業(株)	荒井字下原 14	36-3175			○		屋外タンク貯蔵所
85	渡辺商店	高木字反田 28-5	34-2165		○			一般取扱所
86	渡辺モーター	糠沢字小田部 12-1	44-3672	○	○			給油取扱所
87	本宮市公共下水道館町排水ポン プ場	本宮字馬場 15-3	34-2729			○		地下タンク貯蔵所 一般取扱所
88	本宮市中央公民館・サンライズ もとみや	本宮字矢来 39-4	33-2611		○			地下タンク貯蔵所
89	本宮市民プール	本宮字舞山 36	34-3003		○			地下タンク貯蔵所
90	本宮方部学校給食センター	青田字笠松山 10-1	33-2025			○		地下タンク貯蔵所
91	本宮まゆみ小学校	本宮字舞山 1	63-2205		○			地下タンク貯蔵所
92	糠沢小学校	糠沢字原 43-1	44-2006		○			地下タンク貯蔵所
93	白岩小学校	白岩字馬場 193	44-2005		○			地下タンク貯蔵所
94	和田小学校	和田字学校前 1	44-2219		○			地下タンク貯蔵所
95	白沢公民館	白岩字堤崎 500	44-2350			○		地下タンク貯蔵所

※ 危険物の種類欄（第2類・第4類・第5類危険物）

類別	品名
2	赤りん・金属粉・マグネシウム・硫黄
4-1	ガソリン・アセトン・溶剤・グラビアインキ・シンナー・塗料・トルイン・トルエン・ベンジン・接着剤ラッカー シンナー・炭酸プロピレン
4-2	灯油・軽油・塗料用シンナー・プロセスシンナー・キシレン・ヨードチンキ・コーティング剤・エーテル
4-3	重油・樹脂硬化剤・エポキシ樹脂・硬化剤・タービン油・ギヤオイル・エンジンオイル・潤滑油・廃油・フェノール ・作動油・油圧作動油類・熱媒体油類・アセトン・水素系有機溶剤
4-4	オイル・流動パラフィン・アルコール類・香料・メタノール・エタノール・IPA・植物油・熱媒体油二塩基酸エ ステル・NMP・酢酸エチル

3. 本宮市土砂災害警戒区域一覧表（資料5）

1/2

番号	住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
1	本宮市青田	平井沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第210号	平成26年3月28日
2	本宮市青田字愛宕	愛宕沢	土石流	警戒区域	第676号	平成30年8月31日
3	本宮市青田字空久保	空久保沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第676号	平成30年8月31日
4	本宮市荒井字羽山	羽山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第840号	平成25年12月27日
5	本宮市稲沢字雨堤	雨堤	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第416号	令和2年6月26日
6	本宮市稲沢字下後山	下後山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
7	本宮市稲沢字五百田	五百田1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
8	本宮市稲沢字根柄	根柄1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
9	本宮市稲沢字根柄	根柄2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
10	本宮市稲沢字山道	七久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
11	本宮市稲沢字十文字	十文字	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
12	本宮市稲沢字上鹿山内	上鹿山内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第416号	令和2年6月26日
13	本宮市稲沢字上鹿山内	上鹿山内2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第312号	令和3年3月16日
14	本宮市稲沢字赤坂	赤坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
15	本宮市稲沢字谷戸	谷戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
16	本宮市稲沢字堂平	堂平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
17	本宮市稲沢字鍋ヶ作	下田ノ入	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第549号	平成30年6月26日
18	本宮市稲沢字梅ヶ久保	梅ヶ久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第312号	令和3年3月16日
19	本宮市岩根	下樋沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第210号	平成26年3月28日
20	本宮市岩根	小山1号沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第210号	平成26年3月28日
21	本宮市岩根	小山2号沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第210号	平成26年3月28日
22	本宮市岩根	小山3号沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第210号	平成26年3月28日
23	本宮市岩根	本郷沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第210号	平成26年3月28日
24	本宮市岩根字下樋	下樋	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第840号	平成25年12月27日
25	本宮市岩根字新林	新林沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第290号	令和1年9月27日
26	本宮市岩根字水池尻	水池尻沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第676号	平成30年8月31日
27	本宮市岩根字大森	大森沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第676号	平成30年8月31日
28	本宮市岩根字大谷地	大谷地沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第676号	平成30年8月31日
29	本宮市岩根字二ツ屋	二ツ屋沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第676号	平成30年8月31日
30	本宮市白岩字塩ノ崎	塩ノ崎	土石流	警戒区域	第676号	平成30年8月31日
31	本宮市白岩字梶内	梶内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第312号	令和3年3月16日
32	本宮市白岩字岩ノ入	岩ノ入	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第416号	令和2年6月26日
33	本宮市白岩字高槻	高槻	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第416号	令和2年6月26日
34	本宮市白岩字陣場	陣馬	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第416号	令和2年6月26日
35	本宮市白岩字大岩入	大岩入沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第210号	平成26年3月28日

（資料5）

2/2

番号	住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
36	本宮市白岩字竹ノ作	竹ノ作	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
37	本宮市高木字久保	久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
38	本宮市高木字大石	大石	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
39	本宮市長屋字宮山	宮山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
40	本宮市長屋字道内	道内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
41	本宮市糠沢字五味内	五味内 1 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
42	本宮市糠沢字五味内	五味内 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
43	本宮市糠沢字高松	高松	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
44	本宮市糠沢字赤木	赤木 1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
45	本宮市糠沢字東禅寺	赤木 2	土石流	警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
46	本宮市糠沢字東禅寺	東禅寺	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
47	本宮市糠沢字東禅寺	東禅寺 1 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
48	本宮市糠沢字東禅寺	東禅寺 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
49	本宮市糠沢字二斗内	二斗内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
50	本宮市糠沢字礼堂	礼堂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
51	本宮市松沢字古城ヶ谷戸	古城ヶ谷戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
52	本宮市松沢字大作田	大作田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
53	本宮市松沢字糶屋	糶屋	土石流	警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
54	本宮市本宮上千束	上千束	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
55	本宮市本宮館ノ越	館ノ越	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
56	本宮市本宮館ノ越	館ノ越 1 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
57	本宮市本宮戸崎	戸崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
58	本宮市和田字苦木沢	苦木沢	土石流	警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
59	本宮市和田字戸ノ内	戸ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
60	本宮市和田字上明石内	上明石内 1	土石流	警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
61	本宮市和田字諏訪	諏訪	土石流	警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
62	本宮市和田字西明石内	上明石内 2	土石流	警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
63	本宮市和田字西明内	西明内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 549 号	平成 30 年 6 月 26 日
64	本宮市和田字東明石内	東明石内	土石流	警戒区域	第 676 号	平成 30 年 8 月 31 日
65	本宮市和田字北大沢	北大沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
66	本宮市和田字北大沢	北大沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
67	本宮市和田字戌茂内	戌茂内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日

4. がけ崩れ危険箇所（資料6）

番号	地域	字	延長	予想される災害現象	人家	公共施設	備考
1	本宮	富ヶ峯	50	がけ崩れ	22		人工
2	本宮	坊屋敷	30	がけ崩れ	6		自然
3	本宮	立石	150	がけ崩れ	40	市営住宅・市道	人工
4	本宮	柳ノ内	200	がけ崩れ	45	市道	自然
5	高木	大岩	100	がけ崩れ	7		人工
6	本宮	小幡	100	がけ崩れ	5	市道	人工
7	青田	高日向	150	がけ崩れ	7		人工

5. 山地災害危険箇所（資料7）

1. 山腹崩壊危険地区（県地域防災計画書より）

番号	地区名	所在地	人家	公共施設	備考
1001	駒込	高木字駒込			
1003	久保	高木字久保			
1001	柄沢	稲沢字柄沢			森林土木課
1002	宮ノ前	稲沢字宮ノ前			森林土木課
1003	名葉ノ内	稲沢字名葉ノ内	1		森林土木課
1004	水上	糠沢字水上	4		森林土木課
1005	埋内	白岩字埋内	7		森林土木課
1006	石ヶ作	糠沢字石ヶ作			森林土木課
1009	江口	和田字江口	1		森林土木課
1010	大岩入1	白岩字大岩入	10		森林土木課
1011	大岩入2	白岩字大岩入	10		森林土木課
1012	高松	糠沢字高松	20	1	森林土木課
1013	山道	稲沢字山道	3		森林土木課 H5.2.25
1014	胡桃ヶ作	稲沢字胡桃ヶ作	3		森林土木課 H5.2.25

2. 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	所在地	人家	公共施設	備考
2001	大作	青田字大作			

6. 砂防指定地（県地域防災計画より）（資料8）

指定番号	水系	溪流	所在地	告示年月日	告示番号
667	阿武隈川	蛇沢	岩根池ノ入	平成4年3月16日	第653号

7. 重要水防箇所一覧表（資料9）

1. 国直轄管理河川 阿武隈川【令和3年度評定】

1/2

番号	距離標	重要水防区域		予想される 危険概要及び 評価種別	対策水防工法
		地区名及び 左右岸の別	延長 m		
1	67.6K+100 68.0K+125	本宮左岸	486 486	堤防高 B	積土のう
2	68.0K+125 68.2K+ 50	本宮左岸	124 124	堤防高 B	積土のう
3	68.0K+125	本宮左岸		昭代橋 B	
4	68.2K+ 95 68.4K+ 25	本宮左岸	128 128	堤防高 B	積土のう
5	68.4K+ 80	本宮左岸		安達橋 B	
6	69.4K+ 55 69.4K+135	本宮左岸	82 82	堤防高 A	積土のう
7	63.6K+175 64.4K+ 80	白沢下流 右岸	721 721	堤防高 A	積土のう
8	67.0K+ 50 68.0K+145	本宮右岸	1,071 1,071	危険箇所 67.2K B	積土のう
9	68.4K+160	本宮右岸		百目木樋管 A	
10	67.6K+ 90 67.6K+165	本宮左岸	100 100	旧河道	
11	68.2K+100 68.4K+ 20	本宮左岸	128 128	新堤防	

1. 国直轄管理河川 阿武隈川【令和3年度評定】

2/2

番号	距離標	重要水防区域		予想される 危険概要及び 評価種別	対策水防工法
		地区名及び 左右岸の別	延長m		
12	68.4K+25 69.0K+95	本宮左岸	723 723	新堤防	
13	69.0K+160 69.4K+55	本宮左岸	162 162	新堤防	
14	68.0K+145 68.4K+100	本宮右岸	359 359	新堤防	
15	68.4K+120 68.4K+180	本宮右岸	59 59	旧河道	
16	68.6K+135 69.8K+15	本宮右岸	1,001 979	新堤防	
17	69.6K+170 69.6K+190	本宮右岸	22 22	旧河道	

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

2. 県管理河川

番号	河川名	消防団分団名	重要水防区域			予想される危険概要 戸数・氾濫面積	被災予想区域
			左右岸の別	位置	延長 m		
				地域			
1	安達太良川	本宮 第1分団 第2分団	両岸	本宮字下町 (千代田橋)	900	溢水 78戸・3ha	本宮字南町裡 本宮字馬場
2	百日川	本宮 第2分団	両岸	本宮字柳ノ内 本宮字弁天	720	溢水 32戸・2ha	本宮字柳ノ内 本宮字弁天
3	五百川	本宮 第8分団	両岸	関下字大柳 関下字向川原	600	溢水 8戸・8ha	仁井田字瀬戸川 仁井田字下ノ原
4	五百川	本宮 第5分団 第6分団	両岸	仁井田字一里壇 荒井字恵畑	2,500	溢水 11戸・8ha	仁井田字一里壇 荒井字葉山
5	仲川	白沢 第1分団	両岸	糠沢字小田部	800	溢水	糠沢字小田部
6	朝日出川	白沢 第3分団	両岸	白岩字田中		溢水	白岩字田中

3. 市管理河川

番号	河川名	消防団分団名	重要水防区域			予想される危険概要	被災予想区域
			左右岸の別	位置	延長 m		
				地域			
1	作田排水路	本宮 第2分団	両岸	本宮字作田	600	溢水	本宮字作田 本宮字大貫
2	百目木排水路	本宮 第7分団	両岸	高木字百目木	300	溢水	高木字百目木 高木字舟場
3	堂川	本宮 第6分団	両岸	仁井田字一里壇	600	溢水	仁井田字一里壇 仁井田字葉山
4	矢沢川	本宮 第8分団	両岸	岩根字矢沢	100	洗掘	岩根字輪ヶ淵 岩根字矢沢
5	関下排水路	本宮 第8分団	両岸	関下字下関下	200	洗掘	関下字下関下 関下字緒子沢

8. 池沼調書（資料10）

1/3

番号	池沼名	水系名支線名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
1	蛇ノ鼻上ノ池	阿武隈川・安達太良川	本宮字蛇ノ鼻 71	60	土堰堤	24,000	5.5	81	
2	蛇ノ鼻中ノ池	〃	本宮字蛇ノ鼻 74	60	〃	55,000	6.4	153	
3	蛇ノ鼻下ノ池	〃	本宮字天ヶ 63-2	60	〃	19,000	7.0	89	
4	宮ノ池	阿武隈川・瀬戸川	本宮字平井 339	5	〃	5,900	2.9	65	
5	兼谷池	阿武隈川	本宮字兼谷	4	〃	5,900	3.5	50	
6	ヒシ池	阿武隈川・瀬戸川	本宮字平井 78	5	〃	2,900	2.3	66	
7	年中池	〃	青田字年中	11	〃	7,000	13.0	90	
8	錫杖池	〃	青田字磐森 538	11	〃	3,500	4.5	76	
9	新池	〃	青田字西原	6	〃	17,000	8.3	275	
10	大谷池	〃	青田字大谷 537	50	〃	59,000	3.8	288	
11	金亀池	〃	青田字右城久保	5	〃	2,000	3.1	69	
12	銭亀池	〃	青田字右城久保	5	〃	5,000	3.6	97	
13	戸張池	〃	青田字戸張	10	〃	17,000	5.5	101	
14	蔵内池	〃	青田字蔵内 38	7	〃		2.2	60	
15	大池	阿武隈川・五百川	岩根字池ノ下	40	〃	59,000	7.5	26	
16	静ヶ池	〃	岩根字深沢	6	〃	5,000	4.4	108	
17	三池	〃	岩根字三合原	5	〃	5,000	4.3	124	
18	荒池	〃	岩根字三合原	6	〃	9,000	5.9	108	
19	二ツ池上	〃	岩根字蛇沢	5	〃	10,000	6.7	127	
20	茗荷池	〃	岩根字入茗荷	26	〃	2,000	5.1	83	
21	鳥足池	阿武隈川	高木字水境 17	10	〃	9,000	6.6	30	
22	明戸石池	〃	高木字明戸石	20	〃	3,000		53	
23	大池	〃	高木字重石 1	20	〃	14,000	12.0	67	
24	重石池	〃	高木字重石 14	20	〃	12,000	12.0	77	
25	新池	〃	高木字中滝 42	10	〃	2,000	4.0	40	
26	中滝池	〃	高木字中滝 40	10	〃	7,000	7.0	47	
27	滝ノ入池	〃	高木字中滝 33	10	〃	3,000	5.5	89	
28	中前田池	阿武隈川・五百川	岩根字中前田 37	22	〃	2,600	2.2	50	
29	東前田池	〃	岩根字東前田 39	2	〃	1,000	2.0	22	
30	二ツ池下	〃	岩根字蛇沢	5	〃	6,500	5.2	95	
31	長箴池	阿武隈川・瀬戸川	青田字長箴 31	2	〃	2,100	3.2	60	
32	小池	〃	青田字小池 47-1	2	〃	800	1.8	45	
33	作田上ノ池	阿武隈川	字作田 1	2	〃	1,100	2.2	38	
34	作田下ノ池	〃	字作田 23	2	〃	1,300	2.7	34	

（資料10）

2/3

番号	池沼名	水系名支線名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m)	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
35	寺池	〃	高木字舟場 56	2	〃	2,000	2.6	66	
36	白旗溜池	阿武隈川・仲川	和田字白旗 28	235	〃	11,900	7.2	95	
37	真光寺大池	〃	和田字西明内 144	2	〃	4,300	3.5	66	
38	返シ内池	〃	和田字返シ内 38	5	〃	4,300	3.5	58	
39	中島池	〃	和田字戸ノ内 177	3	〃	1,700	4.0	24	
40	小館池	阿武隈川・浅川	和田字小館 132	5	〃	4,100	3.0	35	
41	桜内池	阿武隈川・仲川	和田字久保入 56	3	〃	2,800	4.0	35	
42	荒池	〃	糠沢字礼堂 23	7	〃	9,000	3.0	90	
43	礼堂池	〃	糠沢字礼堂	2	〃	1,200	3.8	44	
44	八幡田池	〃	糠沢字葭池 164	3	〃	2,600	4.0	45	
45	池端池	〃	糠沢字羽黒 337	2	〃	500	2.0	34	
46	東笹田池	〃	糠沢字東笹田 65	4	〃	1,500	2.5	47	
47	尽沢池	〃	糠沢字石ヶ作 61	3	〃	1,700	3.3	34	
48	西笹田池	〃	糠沢字西笹田 115	9	〃	7,100	2.6	60	
49	貉池	〃	糠沢字高松 226	4	〃	500	3.0	32	
50	高松池	阿武隈川	糠沢字高松 100	4	〃	300	2.7	31	
51	長屋平大池	阿武隈川・白岩川	長屋字大池 18	20	〃	29,600	4.3	94	
52	滝池	〃	長屋字滝池 18	15	〃	21,900	4.8	81	
53	田平池	〃	長屋字田平 20	16	〃	16,100	4.8	76	
54	谷戸池	〃	長屋字桑原前 1	5	〃	4,000	4.3	47	
55	沢口池	〃	白岩字沢口 227	63	〃	19,500	7.0	71	
56	屋戸池	〃	白岩字高槻 28	7	〃	4,300	2.8	35	
57	鏡田池	〃	白岩字寺内 55	2	〃	3,800	3.2	65	
58	梶内池	〃	白岩字梶内 2	8	〃	1,800	4.0	31	
59	狐石池	〃	白岩字梶内 191	8	〃	6,900	4.5	52	
60	蟹沢池	〃	白岩字梶内 227	4	〃	1,100	4.5	48	
61	栗ノ木平池	〃	白岩字柳内 58	2	〃	9,700	4.6	91	
62	赤池	〃	白岩字柳内 445	4	〃	6,100	3.5	55	
63	屋戸ヶ入池	〃	白岩字柳内 678	2	〃	1,100	3.2	23	
64	金池	〃	白岩字黒内 152	2	〃	1,500	3.7	33	
65	芦ヶ沼池	〃	白岩字宮ノ下 13	10	〃	11,400	4.0	105	
66	竹ノ作池	阿武隈川・朝日出川	白岩字竹ノ作 188	5	〃	3,200	3.3	37	
67	大岩入池	〃	白岩字大岩入 153	10	〃	15,000	13.5	44	
68	陣場池	〃	白岩字陣場 18	3	〃	1,800	3.2	33	
69	平郎内池	阿武隈川・白岩川	松沢字平郎内 86	2	〃	1,000	2.7	30	

（資料10）

3/3

番号	池沼名	水系名支線名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
70	安達疏水溜池	阿武隈川・仲川	和田字西明内 128	3.7	〃	34,800	11.0	78	
71	大谷戸溜池	〃	和田字大谷戸 65	3	〃	2,700	18.5	42	
72	菖蒲田池	阿武隈川・白岩川	長屋字井ノ上後 55	3	〃	800	3.0	31	
73	埋内中池	〃	白岩字埋内 860	2	〃	500	1.6	39	
74	塩ノ崎池	〃	白岩字塩ノ崎 993	1.3	〃	3,800	4.6	80	
75	岳山池	〃	白岩字塩ノ崎 992	4	〃	3,000	6.6	54	
76	雨堤池	阿武隈川・朝日出川	稲沢字雨堤 127	3	〃	100	2.5	32	
77	大柳池	〃	稲沢字飛内 212	4	〃	500	3.0	43	
78	上喜多池	〃	稲沢字上喜多 174	6	〃	700	3.6	49	
79	道法内池	阿武隈川・白岩川	長屋字道法内 6	5		9,100	4.0	69	
80	鴨内池	阿武隈川・仲川	糠沢字鴨内	1		600	3.5	36	
81	熊野前池	〃	和田字西明内	2		700	2.0	31	
82	五味池	阿武隈川・白岩川	白岩字沢口 357	1		1,100	2.7	63	
83	小田部池	阿武隈川・仲川	糠沢字小田部 81	1		500	2.5	26	
84	諏訪池	〃	和田字諏訪 24	1		200	2.0	24	
85	団子森池	阿武隈川・朝日出川	稲沢字後品竹 175	1		500	1.8	30	
86	長屋荒池	阿武隈川・白岩川	長屋字荒池	1		1,000	2.4	60	
87	長作池	阿武隈川・仲川	和田字返シ内	2		2,200	3.5	40	
88	堤崎	阿武隈川・白岩川	白岩字堤崎 798	1		1,000	2.2	50	
89	堀ノ内ため池	阿武隈川・仲川	和田字堀ノ内 2	3		2,000	7.7	51	
90	白久保池	阿武隈川・白岩川	白岩字梶内 585	2			1.0	45	
91	宮前池	阿武隈川・小浜川	稲沢字階 29			60	2.9	13	
92	松ヶ作池	阿武隈川・白岩川	白岩字松ヶ作			2,900	5.0	53	
93	狐石上池	〃	白岩字梶内 585	2			1.0	45	

9. 指定文化財（資料11）

（令和3年12月31日現在） 1 / 3

市指定					
番号	種別	名称	員数	所在地	備考
1	史跡	庚申檀古墳（史跡）	1	本宮字竹花	昭和45年3月31日指定 前方後円墳
2	史跡	天王檀古墳（史跡）	1	本宮字南ノ内	昭和60年12月25日指定
3	名勝	岩井の清水	1	青田字岩井	昭和45年3月31日指定
4	天然記念物	田中の肥上げ桜	1	仁井田字田中	昭和52年5月26日指定 県内10指に入るエドヒガンの大樹
5	天然記念物	日輪寺の枝垂桜	1	本宮字山田	昭和52年5月26日指定 双樹のシダレサクラ
6	天然記念物	安達太良神社の森	1	本宮字館ノ越	昭和60年12月25日指定 鎮守の森、スギ、ケヤキの大樹群
7	天然記念物	碓森のツバキ	1	青田字碓森	昭和60年12月25日指定 5本に幹別れたヤマツバキの大樹
8	天然記念物	寺下のかさ松	1	仁井田字寺下	昭和60年12月25日指定 笠松形アカマツ
9	天然記念物	苗代田神社のモミ	1	岩根字小屋館山	昭和60年12月25日指定 樹高4.5mの高樹
10	天然記念物	仁井田のモミジ	1	仁井田字西町	平成8年3月28日指定 樹齢約250年仁井田の不動堂脇
11	天然記念物	誓伝寺のキャラボク	1	本宮字南山神	平成8年3月28日指定 樹齢約300年 昭和3年に薬師堂より移植
12	天然記念物	本陣のクロマツ	1	本宮字館町	平成8年3月28日指定 樹齢約200年 北本陣に所在していた。 令和3年6月本宮小学校に移植
13	天然記念物	羽黒神社の森	1	関下字羽黒	平成8年3月28日指定
14	天然記念物	竹花のカキノキ	1	本宮字竹花	平成8年3月28日指定 樹齢約200年甘柿としては珍しい大木
15	工芸品	高木寺の鰐口	1	高木字舟場	昭和45年3月31日指定 室町時代大永4年（1524年）12月の銘
16	考古資料	太郎丸観音堂供養塔	1	本宮字太郎丸	昭和60年12月25日指定 浮彫阿彌陀三尊來迎塔婆
17	考古資料	太郎丸観音堂供養塔（2）	1	本宮字太郎丸	平成13年12月12日指定 鎌倉時代正応3年（1290年）
18	考古資料	太郎丸供養塔	1	本宮字太郎丸	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代正安3年（1301年）
19	考古資料	日輪寺供養塔	1	本宮字山田	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代嘉元2年（1304年）
20	考古資料	館供養塔	1	青田字館	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代正応4年（1291年）
21	考古資料	神宮寺供養塔（1）	1	荒井字荒井	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代元亨4年（1324年）
22	考古資料	神宮寺供養塔（2）	1	荒井字荒井	昭和60年12月25日指定 南北朝時代観応2年（1351年）
23	考古資料	神宮寺供養塔（3）	1	荒井字荒井	平成13年12月12日指定 鎌倉時代正安4年（1302年）
24	考古資料	白山供養塔（3）	1	荒井字白山	平成13年12月12日指定 鎌倉時代正安2年（1300年）
25	考古資料	荒井観音堂供養塔（6）	1	荒井字五百川	平成13年12月12日指定 鎌倉時代正和2年（1313年）
26	考古資料	荒井観音堂供養塔（8）	1	荒井字五百川	平成13年12月12日指定 鎌倉時代嘉元2年（1304年）
27	考古資料	五百川供養塔A	1	仁井田字五百川	平成13年12月12日指定 鎌倉時代正安元年（1299年）

(資料11)

2/3

市指定					
番号	種別	名称	員数	所在地	備考
28	考古資料	五百川供養塔B(1)	1	仁井田字五百川	昭和60年12月25日指定 南北朝時代文和4年(1355年)
29	考古資料	五百川供養塔C(1)	1	仁井田字五百川	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代正和元年(1312年)
30	考古資料	申供養塔A	1	仁井田字申	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代正応5年(1292年)
31	考古資料	申供養塔A(4)	1	仁井田字申	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代 正応4年(1291年)
32	考古資料	申供養塔B(1)	1	仁井田字申	平成13年12月12日指定 鎌倉時代正応3年(1290年)
33	考古資料	申供養塔C(1)	1	仁井田字申	平成13年12月12日指定 鎌倉時代正安4年(1302年)
34	考古資料	不動堂供養塔(1)	1	仁井田字西町	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代正応1年(1288年)
35	考古資料	不動堂供養塔(2)	1	仁井田字西町	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代正応4年(1291年)
36	考古資料	不動堂供養塔(3)	1	仁井田字西町	昭和60年12月25日指定 浮彫阿彌陀三尊浮彫像
37	考古資料	新昌寺供養塔(2)	1	仁井田字東町	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代正安4年(1302年)
38	考古資料	田中稻荷供養塔	1	仁井田字田中	昭和60年12月25日指定 南北朝時代観応2年(1351年)
39	考古資料	高木寺供養塔	1	高木字舟場	昭和60年12月25日指定 鎌倉時代永仁6年(1298年)
40	考古資料	石網供養塔	1	関下字石網	昭和60年12月25日指定 浮彫阿彌陀三尊浮彫像
41	無形民俗文化財	諏訪神社獅子舞	1	長屋字諏訪	昭和48年3月30日指定
42	無形民俗文化財	八ッ田内七福神	1	白岩字塩ノ崎	昭和48年3月30日指定
43	無形民俗文化財	稲沢御田植踊	1	稲沢字団子森	昭和50年5月1日指定
44	無形民俗文化財	春日神社太々神楽	1	稲沢字春日	昭和56年10月21日指定
45	無形民俗文化財	鹿島神社太々神楽	1	松沢字宮前	平成6年5月1日指定
46	無形民俗文化財	高松神社太々神楽	1	糠沢字高松	平成17年12月7日指定
47	無形民俗文化財	和田神社太々神楽	1	和田字中ノ宮	平成18年6月6日指定
48	無形民俗文化財	長屋神社太々神楽	1	長屋字宮前	平成18年6月6日指定
49	無形民俗文化財	荒井神社太々神楽	1	荒井字荒井	平成19年12月28日指定
50	美術工芸品	館ヶ岡板碑	1	和田字館ヶ岡	昭和48年3月30日指定
51	美術工芸品	境ノ内五輪塔	1	和田字境ノ内	昭和48年3月30日指定
52	美術工芸品	浮彫三尊來迎版碑	1	白岩字馬場	昭和50年12月22日指定
53	美術工芸品	鹿島神社の絵馬	1	松沢字宮前	昭和54年5月1日指定
54	美術工芸品	桜本の白石	1	和田字桜本	昭和54年5月1日指定
55	史跡	城ノ内古戦場	1	糠沢字城ノ内	昭和48年3月30日指定
56	史跡	高松山	1	糠沢字高松	昭和48年3月30日指定

(資料11)

3/3

市指定					
番号	種別	名称	員数	所在地	備考
57	史跡	白旗山古墳	1	和田字白旗	昭和50年10月1日指定
58	史跡	糠塚古墳	1	糠沢字耕網	昭和54年5月1日指定
59	史跡	花水廃寺跡	1	和田字西明内	昭和54年5月1日指定
60	天然記念物	戸ノ内八幡桜	1	糠沢字羽黒	昭和54年5月1日指定
61	天然記念物	浮島神社の大櫓	1	白岩字宮ノ下	昭和60年4月1日指定
62	天然記念物	金礼寺の枝垂れ銀杏	1	白岩字根岸	昭和60年4月1日指定
63	天然記念物	宮久保の大桜	1	長屋字鼓石	昭和61年7月25日指定
64	天然記念物	竹ノ作の桜	1	白岩字竹ノ作	平成6年5月26日指定
65	名勝	わんだの清水	1	和田字刑部内	昭和54年5月1日指定
66	無形民俗文化財	北部先囃子	1	本宮	平成21年11月18日指定
67	無形民俗文化財	南部先囃子		本宮	平成21年11月18日指定
68	無形民俗文化財	東部太鼓台		高木	平成21年11月18日指定
福島県指定					
1	重要文化財 (彫刻)	木造毘沙門天及吉祥天善膩師童子立像	3体	和田字東屋口	昭和30年2月4日指定福島県
2	名勝及び天然記念物	岩角山	1	和田字東屋口	昭和30年2月4日指定福島県
3	重要無形文化財	白岩の太々神楽	1	白岩字宮ノ下	昭和52年7月5日指定福島県
4	重要文化財 (考古資料)	天王檀古墳出土品	一括	本宮字南町裡	平成2年3月23日指定福島県
5	天然記念物	塩ノ崎の大ザクラ	1	白岩字塩ノ崎	平成17年4月15日指定福島県
国登録文化財					
1	建造物	蛇の鼻御殿 本館	1	本宮字蛇ノ鼻	平成8年12月20日国登録
		蛇の鼻御殿 蔵座敷	1		
2	有形民俗文化財	白沢の養蚕関係用具	331	白岩字堤崎 (白沢ふれあい文化ホール)	

第3 防災関係機関一覧

1. 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関（資料12）

	名称	所在地	電話	備考
1	内閣府	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	大臣官房 総務課
2	防衛省	東京都新宿区谷本村町 5-1	03-3268-3111	防衛政策局運用政策課
3	総務省消防庁	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-5111	防災課
				国民保護室
4	農林水産省	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-6744-2142	大臣官房地方課災害総合対策室
5	国土交通省	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-8111	水管理・国土保全局防災課
6	陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿 1	024-593-1212	第44 普通科連隊第3科
7	東北地方整備局福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331	
8	東北地方整備局福島河川国道事務所郡山出張所	郡山市富久山町久保田字中台 12	024-943-6591	
9	東北財務局福島財務事務所	福島市松木町 13-2	024-535-0301	
10	東北農政局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111	
11	仙台管区气象台福島地方气象台	福島市松木町 1-9	024-534-2161	
12	関東森林管理局福島森林管理署玉井森林事務所	大玉村玉井字薄黒内 17-1	0243-48-3725	

2. 福島県の機関等（資料13）

	名称	所在地	電話	備考
1	危機管理部災害対策課	福島市杉妻町 2-16	024-521-7194	80 -200 -2633
2	県北地方振興局県民環境部県民生活課	福島市杉妻町 2-16	024-521-2709	80 -200 -4485
3	二本松土木事務所	二本松市金色 424-1	0243-22-1151	
4	県北保健福祉事務所	福島市御山町 8-30	024-521-2604	
5	県北農林事務所農業振興普及部	福島市杉妻町 2-16	024-535-0393	80 -200 -4505
6	郡山北警察署本宮分庁舎	本宮市本宮字万世 172-1	0243-33-3110	

※衛星系番号は、福島県総合情報通信ネットワークシステム防災電話機

3. 関係指定公共機関（資料14）

	名称	所在地	電話	備考
1	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社福島支店	福島市栄町 1-1	024-522-1233	
2	J R本宮駅	本宮市本宮字九縄 25	0243-33-3223	
3	東日本電信電話株式会社 福島支店	福島市山下町 5-10	024-531-7481	設備部災害対策室
4	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ(株)東北支店	仙台市青葉区二日町 1-23 アー バンネット勾当台 4・5F	022-774-5001	
5	(株)NTTドコモ東北支社 福島支店	福島市吉倉字名倉 29-1	024-544-6101	
6	KDDI(株)東北支社	仙台市青葉区一番町 4-1-25	022-262-0698	
7	ソフトバンクモバイル(株) ビジネスコールセンター	東京都港区東新橋 1-9-1	0800-919-3909	
8	日本銀行福島支店	福島市本町 6-24	024-521-6363	
9	日本赤十字社福島県支部	福島市永井川字北原田 17	024-545-7997	
10	NHK福島放送局	福島市早稲町 1-2	024-526-4333	
11	東日本高速道路株式会社 福島管理事務所	福島市飯坂町平野字前原 11	024-542-0111	
12	日本通運株式会社郡山支店	郡山市大町 2-2-1	024-932-1211	
13	東北電力ネットワーク(株) 郡山電力センター	郡山市細沼町 1-5	024-932-6314	
14	日本郵政(株)本宮郵便局	本宮市本宮字中條 1-3	0243-33-2602	

4. 関係指定地方公共機関（資料15）

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	福島交通株式会社	福島市東浜町 7-8	024-533-2131	
2	福島テレビ株式会社	福島市御山町 2-5	024-536-8000	
3	株式会社福島中央テレビ	郡山市池ノ台 13-23	024-923-3300	
4	株式会社福島放送	郡山市桑野 4-3-6	024-933-1111	
5	株式会社テレビユー福島	福島市西中央 1-1	024-531-5111	
6	株式会社ラジオ福島	福島市下荒子 8	024-531-4336	
7	株式会社エフエム福島	郡山市神明町 4-4	024-991-9000	
8	FM Mot. Com もとみや	本宮市本宮字九縄 19-1	0243-63-0008	
9	株式会社福島民報社	福島市太田町 13-17	024-531-4111	
10	株式会社福島民友新聞社	福島市柳町 4-29	024-523-1191	
11	公益社団法人福島県トラック協会 会県中支部	郡山市喜久田町卸三丁目 5 県中研修センター内	024-963-0780	

5. 公共的団体・防災関係機関（資料16）

	名 称	住 所	電 話 番 号
1	（一社）安達医師会	二本松市大壇 1 2 1 - 8	0243-22-0366
2	ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東 1-1	024-554-5500
3	本宮市商工会	本宮市本宮字千代田 8 7 - 1	0243-33-2541
4	本宮市金融団	本宮市本宮字下町 2 9 - 7	0243-34-3150
5	（社）福島県LPガス協会郡山支部	郡山市安積町日出山 4 - 4 1	024-943-8585
6	本宮ハイヤータクシー代表	本宮市本宮字上町 3 1	0120-55-1616

6. 隣接市町村（資料17）

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	福島市（危機管理室）	福島市五老内町 3-1	024-525-3793	80-240-01
2	二本松市（市民部生活環境課）	二本松市金色 403-1	0243-55-5102	80-241-01
3	伊達市（市民生活部防災危機管理課）	伊達市保原町字舟橋 180	024-575-1197	
4	桑折町（総務課）	桑折町大字谷地字道下 22-7	024-582-2111	80-242-01
5	国見町（住民防災課）	国見町大字藤田字一丁目二 1-7	024-585-2111	80-244-01
6	川俣町（総務課）	川俣町字五百田 30	024-566-2111	80-249-01
7	大玉村（住民福祉部住民生活課）	大玉村玉井字星内 70	0243-24-8091	80-252-01
8	郡山市（総務部防災危機管理課）	郡山市朝日一丁目 23-7	024-924-2161	
9	三春町（総務課）	三春町字大町 1-2	0247-62-1114	

第2章 災害予防対策

第1 指定避難所一覧

1. 指定避難所（資料18）

1/2

番号	名称	所在地	電話番号	収容人員	対象地域	面積㎡	耐震	蓄電
1	本宮小学校体育館	本宮字館ノ越 48	33-2044	307	本宮地域	921	○	○
2	本宮まゆみ小学校体育館	本宮字舞台 1	63-2205	294	本宮・青田地域	884	○	×
3	※本宮第一中学校体育館	本宮字懸鉄 15	33-2249	648	本宮地域	1,944	○	○
	116			350		○	×	
4	まゆみ保育所	本宮字反町 12-1	33-1611	145	本宮地域	435	○	×
5	※本宮第2児童館	本宮字花町 33-1	33-5244	29	本宮地域	89	×	×
6	※中央公民館	本宮字矢来 39-1	33-2611	169	本宮地域	509	×	×
7	※サンライズもとみや	本宮字矢来 39-4	33-4412	98	本宮地域	295	○	○
8	※本宮市地域交流センター (モコステーション)	本宮字九縄 19-1	33-6688	101	本宮地域	304	○	×
9	多世代交流施設 あぶくま憩 の家	本宮字立石 39-2	33-1838	211	本宮以北地域	633	○	×
10	※本宮市民元いきいき応援 プラザ(えぼか)	本宮字千代田 60-1	63-2780	332	本宮地域	997	○	×
11	総合体育館	高木字黒作 1	34-2131	567	本宮・高木地域	1,702	○	×
12	たかぎ保育所	高木字大学 80-1	33-5131	138	高木地域	415	○	×
13	※高木地区公民館	高木字舟場 8-1	33-2408	120	高木地域	360	○	×
14	本宮高等学校	高木字井戸上 45	33-2120	680	高木地域	2,040	○	×
15	青田農構センター	青田字来ノ池 55	33-2684	260	青田地域	782	○	×
16	五百川小学校体育館	荒井字西畑 1-1	33-2461	270	青田・荒井・仁井田地 域	812	○	×
17	本宮第二中学校体育館	荒井字団子森 28	33-3235	326	青田・荒井・岩根地域	980	○	×
	96			288		○	×	
18	荒井地区公民館	荒井字茶園 5	33-2012	70	荒井地域	211	×	×
19	高齢者ふれあいプラザ (荒井)	荒井字南ノ内 65	34-1616	26	荒井地域	78	○	○
20	五百川幼保総合施設 (おひさま幼保園)	荒井字山神 23-1	33-4370	264	荒井地域	793	○	×
21	※仁井田地区公民館	仁井田字寺下 15	33-2661	52	仁井田地域	158	×	×
22	岩根小学校体育館	岩根字下年神 12	39-2010	371	岩根地域	1,113	○	×
23	岩根農構センター	岩根字上土淵 6	39-2111	102	岩根地域	308	×	×
24	高齢者ふれあいプラザ (岩根)	岩根字下年神 137-1	39-2772	25	岩根地域	75	○	○
25	糠沢小学校体育館	糠沢字原 23	44-2006	186	糠沢地域	560	○	○

(資料 18)

2 / 2

番号	名称	所在地	電話番号	収容人員	対象地域	面積㎡	耐震	蓄電
26	白沢公民館糠沢分館	糠沢字原 241	44-2355	75	糠沢地域	227	○	×
27	白沢保育所	糠沢字五味内 211	44-3117	71	糠沢・和田地域	215	○	×
28	スマイルキッズパーク (プリンス・ウィリアムズ・パーク)	糠沢字石神 50	44-2500	94	糠沢・和田地域	283	○	×
29	多世代交流施設 あだたら 憩の家	和田字石上 127	44-2133	87	糠沢・和田地域	261	○	○
30	和田小学校体育館	和田字学校前 1	44-2219	162	和田地域	488	○	○
31	白沢公民館和田分館	和田字久保 171	44-3521	79	和田地域	237	○	×
32	白沢中学校体育館	白岩字柳内 835	44-2009	317	糠沢・和田・白岩地域	952	○	○
33	白沢公民館	白岩字堤崎 500	44-2350	168	糠沢・和田・白岩地域	506	○	○
34	白沢体育館	白岩字堤崎 318-1	44-4255	625	白岩地域	1,876	○	×
35	白岩小学校体育館	白岩字馬場 193-1	44-2005	272	白岩地域	816	○	×
36	白沢公民館白岩分館	白岩字関根 73-3	44-2092	78	白岩地域	235	○	×
37	岳山ふれあい実習館	白岩字大岩入 181	44-4531	31	白岩・松沢地域	95	○	×
38	白沢公民館長屋分館	長屋字小山 34	44-2382	54	長屋地域	164	○	×
39	※長屋体育館	長屋字小山 34-1	44-2350	183	長屋地域	550	○	×
40	白沢公民館稲沢分館	稲沢字見切田 53	44-2007	84	稲沢地域	254	○	×
41	稲沢体育館	稲沢字見切田 55	44-2350	194	稲沢地域	583	○	×
42	白沢公民館松沢分館	松沢字池平 36	44-3013	115	松沢地域	345	○	×

耐震の欄は、耐震構造のものは○、耐震化診断の必要なものは×とする。

蓄電の欄は、太陽光による蓄電設備を備えているものは○、備えていないものは×とする。

※名称欄の※は、水害や土砂災害、火山災害などの危険性が想定されている。

※本宮高等学校 体育館 1,503㎡、第2体育館 811㎡、(武道館 350㎡)

※各施設は、体育館・軽運動場・大広間・遊戯室等を充てる。

※収容人員は、1人3㎡を基準に算出。

第2 指定緊急避難場所一覧

1. 指定緊急避難場所（資料19）

1 / 3

番号	名称	所在地	電話番号	収容人員	対象地域	面積㎡	耐震	蓄電
1	本宮小学校体育館	本宮字館ノ越 48	33-2044	307	本宮地域	921	○	○
	本宮小学校校庭			3,600		10,800	-	-
2	本宮まゆみ小学校体育館	本宮字舞台 1	63-2205	294	本宮・青田地域	884	○	×
	本宮まゆみ小学校校庭			4,633		13,900	-	-
3	※本宮第一中学校体育館	本宮字懸鉄 15	33-2249	648	本宮地域	1,944	○	○
	※本宮第一中学校柔剣道場			116		350	○	×
	※本宮第一中学校校庭			11,266		33,800	-	-
4	まゆみ保育所	本宮字反町 12-1	33-1611	145	本宮地域	435	○	×
5	※本宮第2児童館	本宮字花町 33-1	33-5244	29	本宮地域	89	×	×
6	※中央公民館	本宮字矢来 39-1	33-2611	169	本宮地域	509	×	×
7	※サンライズもとみや	本宮字矢来 39-4	33-4412	98	本宮地域	295	○	○
8	※本宮市地域交流センター （モコステーション）	本宮字九縄 19-1	33-6688	101	本宮地域	304	○	×
9	多世代交流施設 あぶくま憩の家	本宮字立石 39-2	33-1838	211	本宮以北地域	633	○	×
10	※本宮市民元いきいき応援プラザ （えぼか）	本宮字千代田 60-1	63-2780	332	本宮地域	997	○	×
11	総合体育館	高木字黒作 1	34-2131	567	本宮・高木地域	1,702	○	×
12	たかぎ保育所	高木字大学 80-1	33-5131	138	高木地域	415	○	×
13	※高木地区公民館	高木字舟場 8-1	33-2408	120	高木地域	360	○	×
	※高木地区公民館駐車場			333	高木地域	1,000	-	-
14	本宮高等学校	高木字井戸上 45	33-2120	680	高木地域	2,040	○	×
15	青田農構センター	青田字来ノ池 55	33-2684	260	青田地域	782	○	×
16	五百川小学校体育館	荒井字西畑 1-1	33-2461	270	青田・荒井・仁井 田地域	812	○	×
	五百川小学校校庭			3,766		11,300	-	-
17	本宮第二中学校体育館	荒井字団子森 28	33-3235	326	青田・荒井・岩根 地域	980	○	×
	本宮第二中学校柔剣道場			96		288	○	×
	本宮第二中学校校庭			9,800		29,400	-	-
18	荒井地区公民館	荒井字茶園 5	33-2012	70	荒井地域	211	×	×
19	高齢者ふれあいプラザ(荒井)	荒井字南ノ内 65	34-1616	26	荒井地域	78	○	○
20	五百川幼保総合施設 （おひさま幼保園）	荒井字山神 23-1	33-4370	264	荒井地域	793	○	×
	五百川幼保総合施設園庭			366		1,100	-	-

(資料 19)

2/3

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号	収容人員	対 象 地 域	面積㎡	耐 震	蓄 電
21	※仁井田地区公民館	仁井田字寺下 15	33-2661	52	仁井田地域	158	×	×
22	岩根小学校体育館	岩根字下年神 12	39-2010	371	岩根地域	1,113	○	×
	岩根小学校校庭			4,533		13,600	-	-
23	岩根農構センター	岩根字上土淵 6	39-2111	102	岩根地域	308	×	×
24	高齢者ふれあいプラザ(岩根)	岩根字下年神 137-1	39-2772	25	岩根地域	75	○	○
25	糠沢小学校体育館	糠沢字原 23	44-2006	186	糠沢地域	560	○	○
	糠沢小学校校庭			1,833		5,500	-	-
26	白沢公民館糠沢分館	糠沢字原 241	44-2355	75	糠沢地域	227	○	×
27	白沢保育所	糠沢字五味内 211	44-3117	71	糠沢・和田地域	215	○	×
28	スマイルキッズパーク (プリンス・ウィリアムズ・パーク)	糠沢字石神 50	44-2500	94	糠沢・和田地域	283	○	×
29	多世代交流施設 あだたら憩の家	和田字石上 127	44-2133	87	糠沢・和田地域	261	○	○
30	和田小学校体育館	和田字学校前 1	44-2219	162	和田地域	488	○	○
	和田小学校校庭			2,066		6,200	-	-
31	白沢公民館和田分館	和田字久保 171	44-3521	79	和田地域	237	○	×
32	白沢中学校体育館	白岩字柳内 835	44-2009	317	糠沢・和田・白岩 地域	952	○	○
	白沢中学校校庭			5,900		17,700	-	-
33	白沢公民館	白岩字堤崎 500	44-2350	168	糠沢・和田・白岩 地域	506	○	○
34	白沢体育館	白岩字堤崎 318-1	44-4255	625	白岩地域	1,876	○	×
35	白岩小学校体育館	白岩字馬場 193-1	44-2005	272	白岩地域	816	○	×
	白岩小学校校庭			2,233		6,700	-	-
36	白沢公民館白岩分館	白岩字関根 73-3	44-2092	78	白岩地域	235	○	×
37	岳山ふれあい実習館	白岩字大岩入 181	44-4531	31	白岩・松沢地域	95	○	×
38	白沢公民館長屋分館	長屋字小山 34	44-2382	54	長屋地域	164	○	×
39	※長屋体育館	長屋字小山 34-1	44-2350	183	長屋地域	550	○	×
40	白沢公民館稲沢分館	稲沢字見切田 53	44-2007	84	稲沢地域	254	○	×
41	稲沢体育館	稲沢字見切田 55	44-2350	194	稲沢地域	583	○	×
42	白沢公民館松沢分館	松沢字池平 36	44-3013	115	松沢地域	345	○	×
43	兼谷公園	本宮字兼谷 169-6	24-5405	1,166	本宮地域	3,500	-	-
44	※花山公園	本宮字館ノ越 234-3	24-5405	2,100	本宮地域	6,300	-	-
45	※みずいろ公園	本宮字馬場 27-10	24-5405	6,433	本宮地域	19,300	-	-
46	※東町裏公園	本宮字東町裏 96	24-5405	333	本宮地域	1,000	-	-
47	弁天公園	本宮字弁天 1-1	24-5405	2,366	本宮地域	7,100	-	-
48	※名郷公園	本宮字名郷 12-4	24-5405	4,033	本宮地域	12,100	-	-
49	青田運動場	青田字来ノ池 55	24-5405	4,466	青田地域	13,400	-	-
50	荒井運動場	荒井字茶園 5	24-5405	5,000	荒井地域	15,000	-	-

(資料 19)

3 / 3

番号	名称	所在地	電話番号	収容人員	対象地域	面積㎡	耐震	蓄電
51	沢田緑道	荒井字北ノ内 60-8	24-5405	1,833	荒井地域	5,500	—	—
52	恵向公園	荒井字恵向 121-6	24-5405	13,333	荒井地域	40,000	—	—
53	※仁井田運動場	仁井田字寺下 15	24-5405	3,000	仁井田地域	9,000	—	—
54	河川防災ステーション	高木字高木地内	024-943-6591	1,000	高木地域	3,000	—	—
55	明戸石公園	高木字井戸上 43-5	24-5405	2,400	高木地域	7,200	—	—
56	井戸上公園	高木字井戸上 43-10	24-5405	1,266	高木地域	3,800	—	—
57	本宮運動公園	高木字黒作 1	24-5405	12,333	高木地域	37,000	—	—
58	神座運動広場	関下字東原 5-1	33-2611	4,533	岩根地域	13,600	—	—
59	屋内運動場(まゆみアリーナ)	関下字東原 5-1	33-2611	406	岩根地域	1,219	—	—
60	みずきが丘第1公園	岩根字みずきが丘 1-557	24-5405	1,200	岩根地域	3,600	—	—
61	みずきが丘第2公園	岩根字みずきが丘 1-585	24-5405	566	岩根地域	1,700	—	—
62	しらさわグリーンパーク	糠沢字石神 61	44-2350	14,333	糠沢地域	42,000	—	—
63	高松ふれあい広場	糠沢字高松 86	24-5386	21,100	糠沢地域	63,300	—	—
64	春公園(光が丘団地内)	糠沢字光が丘 1-49	24-5311	566	糠沢地域	1,700	—	—
65	夏公園(光が丘団地内)	糠沢字光が丘 3-74	24-5311	333	糠沢地域	1,000	—	—
66	秋公園(光が丘団地内)	糠沢字光が丘 3-71	24-5311	633	糠沢地域	1,900	—	—
67	けやき公園(光が丘団地内)	糠沢字光が丘 3-70	24-5311	533	糠沢地域	1,600	—	—
68	岩角農村公園	和田字東屋口 26-3	24-5386	6,933	和田地域	20,800	—	—
69	和木沢運動場	和田字大木内 93-1	44-2350	2,200	和田地域	6,600	—	—
70	白沢運動場	白岩字堤崎 494-44	44-2350	8,000	白岩地域	24,000	—	—
71	ふれあい夢広場	白岩字堤崎 494-44	44-2350	666	白岩地域	2,000	—	—
72	岳山ふれあい広場	白岩字大岩入 124	24-5386	333	白岩地域	1,000	—	—
73	長屋ふれあい広場	長屋字館 7-36	24-5386	5,600	長屋地域	16,800	—	—
74	長屋みやま運動場	長屋字宮山 21-5	44-2350	4,733	長屋地域	14,200	—	—
75	稲沢ふれあい広場	稲沢字高野 96	24-5386	7,166	稲沢地域	21,500	—	—
76	稲沢運動場	稲沢字五百田 43	44-2350	3,400	稲沢地域	10,200	—	—
77	松沢運動場	松沢字宮前 35-1	44-2350	2,133	松沢地域	6,400	—	—
78	松沢児童遊び場	松沢字池平 38	44-2350	466	松沢地域	1,400	—	—

蓄電の欄は、太陽光による蓄電設備を備えているものは○、備えていないものは×とする。

※名称欄の※は、水害や土砂災害、火山災害などの危険性が想定されている。

※指定緊急避難場所は、地震発生直後の緊急時や火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、避難者が一時的に避難するための場所。

※収容人員は、1人3㎡を基準に算出。

※それぞれの指定緊急避難場所における対応する異常現象については次項のとおり。

2. 指定緊急避難場所における対象とする異常現象(資料 20)

1 / 3

番号	名称	所在地	洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	火災	内水	火山	収容 人員
1	本宮小学校体育館	本宮字館ノ越 48	○	○	○	○	○	○	307
	本宮小学校校庭		○	○	○	○	○	○	3,600
2	本宮まゆみ小学校体育館	本宮字舞台 1	○	○	○	○	○	○	294
	本宮まゆみ小学校校庭		○	○	○	○	○	○	4,633
3	※本宮第一中学校体育館	本宮字懸鉄 15	×	○	○	○	○	×	648
	※本宮第一中学校柔剣道場		×	○	○	○	○	×	116
	※本宮第一中学校校庭		×	○	○	○	○	×	11,266
4	※まゆみ保育所	本宮字反町 12-1	○	○	○	○	○	×	145
5	※本宮第2児童館	本宮字花町 33-1	×	○	×	○	○	○	29
6	※中央公民館	本宮字矢来 39-1	×	○	×	○	○	○	169
7	※サンライズもとみや	本宮字矢来 39-4	×	○	○	○	○	×	98
8	※本宮市地域交流センター (モコステーション)	本宮字九縄 19-1	×	○	○	○	○	○	101
9	多世代交流施設 あぶくま憩の家	本宮字立石 39-2	○	○	○	○	○	○	211
10	※本宮市民元いきいき応援プラザ (えぼか)	本宮字千代田 60-1	×	○	○	○	○	×	332
11	総合体育館	高木字黒作 1	○	○	○	○	○	○	567
12	たかぎ保育所	高木字大学 80-1	○	○	○	○	○	○	138
13	※高木地区公民館	高木字舟場 8-1	×	○	○	○	○	○	120
	※高木地区公民館駐車場		×	○	○	○	○	○	333
14	本宮高等学校	高木字井戸上 45	○	○	○	○	○	○	680
15	青田農構センター	青田字来ノ池 55	○	○	○	○	○	○	260
16	五百川小学校体育館	荒井字西畑 1-1	○	○	○	○	○	○	270
	五百川小学校校庭		○	○	○	○	○	○	3,766
17	本宮第二中学校体育館	荒井字団子森 28	○	○	○	○	○	○	326
	本宮第二中学校柔剣道場		○	○	○	○	○	○	96
	本宮第二中学校校庭		○	○	○	○	○	○	9,800
18	荒井地区公民館	荒井字茶園 5	○	○	×	○	○	○	70
19	高齢者ふれあいプラザ(荒井)	荒井字南ノ内 65	○	○	○	○	○	○	26
20	五百川幼保総合施設 (おひさま保育園)	荒井字山神 23-1	○	○	○	○	○	○	264
	五百川幼保総合施設園庭		○	○	○	○	○	○	366
21	※仁井田地区公民館	仁井田字寺下 15	×	○	×	○	○	×	52
22	岩根小学校体育館	岩根字下年神 12	○	○	○	○	○	○	371
	岩根小学校校庭		○	○	○	○	○	○	4,533

(資料 20)

2 / 3

番号	名称	所在地	洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	火災	内水	火山	収容 人員
23	岩根農構センター	岩根字上土淵 6	○	○	×	○	○	○	102
24	高齢者ふれあいプラザ(岩根)	岩根字下年神 137-1	○	○	○	○	○	○	25
25	糠沢小学校体育館	糠沢字原 23	○	○	○	○	○	○	186
	糠沢小学校校庭		○	○	○	○	○	○	1,833
26	白沢公民館糠沢分館	糠沢字原 241	○	○	○	○	○	○	75
27	白沢保育所	糠沢字五味内 211	○	○	○	○	○	○	71
28	スマイルキッズパーク (プリンス・ウィリアムズ・パーク)	糠沢字石神 50	○	○	○	○	○	○	94
29	多世代交流施設 あだたら憩の家	和田字石上 127	○	○	○	○	○	○	87
30	和田小学校体育館	和田字学校前 1	○	○	○	○	○	○	162
	和田小学校校庭		○	○	○	○	○	○	2,066
31	白沢公民館和田分館	和田字久保 171	○	○	○	○	○	○	79
32	白沢中学校体育館	白岩字柳内 835	○	○	○	○	○	○	317
	白沢中学校校庭		○	○	○	○	○	○	5,900
33	白沢公民館	白岩字堤崎 500	○	○	○	○	○	○	168
34	白沢体育館	白岩字堤崎 318-1	○	○	○	○	○	○	625
35	白岩小学校体育館	白岩字馬場 193-1	○	○	○	○	○	○	272
	白岩小学校校庭		○	○	○	○	○	○	2,233
36	白沢公民館白岩分館	白岩字関根 73-3	○	○	○	○	○	○	78
37	岳山ふれあい実習館	白岩字大岩入 181	○	○	○	○	○	○	31
38	白沢公民館長屋分館	長屋字小山 34	○	○	○	○	○	○	54
39	※長屋体育館	長屋字小山 34-1	○	×	○	○	○	○	183
40	白沢公民館稲沢分館	稲沢字見切田 53	○	○	○	○	○	○	84
41	稲沢体育館	稲沢字見切田 55	○	○	○	○	○	○	194
42	白沢公民館松沢分館	松沢字池平 36	○	○	○	○	○	○	115
43	兼谷公園	本宮字兼谷 169-6	○	○	○	○	○	○	1,166
44	※花山公園	本宮字館ノ越 234-3	○	×	○	○	○	○	2,100
45	※みずいろ公園	本宮字馬場 27-10	×	○	○	○	×	○	6,433
46	※東町裏公園	本宮字東町裏 96	×	○	○	○	×	○	333
47	弁天公園	本宮字弁天 1-1	○	○	○	○	○	○	2,366
48	※名郷公園	本宮字名郷 12-4	○	○	○	○	×	○	4,033
49	青田運動場	青田字来ノ池 55	○	○	○	○	○	○	4,466
50	荒井運動場	荒井字茶園 5	○	○	○	○	○	○	5,000
51	沢田緑道	荒井字北ノ内 60-8	○	○	○	○	○	○	1,833
52	恵向公園	荒井字恵向 121-6	○	○	○	○	○	○	13,333

(資料 20)

3 / 3

番号	名称	所在地	洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	火災	内水	火山	収容 人員
53	※仁井田運動場	仁井田字寺下 15	×	○	○	○	○	×	3,000
54	河川防災ステーション	高木字高木地内	○	○	○	○	○	○	1,000
55	明戸石公園	高木字井戸上 43-5	○	○	○	○	○	○	2,400
56	井戸上公園	高木字井戸上 43-10	○	○	○	○	○	○	1,266
57	本宮運動公園	高木字黒作 1	○	○	○	○	○	○	12,333
58	神座運動広場	関下字東原 5-1	○	○	○	○	○	○	4,533
59	屋内運動場（まゆみアリーナ）	関下字東原 5-1	○	○	○	○	○	○	406
60	みずきが丘公園第 1	岩根字みずきが丘 1-557	○	○	○	○	○	○	1,200
61	みずきが丘公園第 2	岩根字みずきが丘 1-585	○	○	○	○	○	○	566
62	しらさわグリーンパーク	糠沢字石神 61	○	○	○	○	○	○	14,333
63	高松ふれあい広場	糠沢字高松 86	○	○	○	○	○	○	21,100
64	春公園(光が丘団地内)	糠沢字光が丘 1-49	○	○	○	○	○	○	566
65	夏公園(光が丘団地内)	糠沢字光が丘 3-74	○	○	○	○	○	○	333
66	秋公園(光が丘団地内)	糠沢字光が丘 3-71	○	○	○	○	○	○	633
67	けやき公園(光が丘団地内)	糠沢字光が丘 3-70	○	○	○	○	○	○	533
68	岩角農村公園	和田字東屋口 26-3	○	○	○	○	○	○	6,933
69	和木沢運動場	和田字大木内 93-1	○	○	○	○	○	○	2,200
70	白沢運動場	白岩字堤崎 494-44	○	○	○	○	○	○	8,000
71	中央児童遊び場	白岩字堤崎 494-44	○	○	○	○	○	○	666
72	岳山ふれあい広場	白岩字大岩入 124	○	○	○	○	○	○	333
73	長屋ふれあい広場	長屋字館 7-36	○	○	○	○	○	○	5,600
74	長屋みやま運動場	長屋字宮山 21-5	○	○	○	○	○	○	4,733
75	稲沢ふれあい広場	稲沢字高野 96	○	○	○	○	○	○	7,166
76	稲沢運動場	稲沢字五百田 43	○	○	○	○	○	○	3,400
77	松沢運動場	松沢字宮前 35-1	○	○	○	○	○	○	2,133
78	松沢児童遊び場	松沢字池平 38	○	○	○	○	○	○	466

洪水～火山の欄は、該当欄の異常現象の際に指定緊急避難場所とするものを○、該当しない場合を×とする。

※名称欄の※は、水害や土砂災害、火山災害などの危険性が想定されている。

3. 福祉避難所（拠点施設）（資料 21）

番号	区分	施設名	所在地	電話番号	対象地域	指定避難所の別	避難対象区分
1	公共施設等	本宮市民元気いき いき応援プラザ (えぽか)	本宮字千代田 60-1	63-2780	全地域	指定避難所	要配慮者
2	〃	多世代交流施設 あぶくま憩の家	本宮字立石 39-2	33-1838	〃	〃	〃
3	〃	高齢者ふれあいプ ラザ(荒井)	荒井字南ノ内 65	34-1616	〃	〃	〃
4	〃	高齢者ふれあいプ ラザ(岩根)	岩根字下年神 137-1	39-2772	〃	〃	〃
5	〃	多世代交流施設 あだたら憩の家	和田字石上 127	44-2133	〃	〃	〃

第3 福祉施設・介護施設

1. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（資料22）

令和4年1月1日現在

	設置主体	施設名	所在地	定員	短期入所	電話（FAX）
1	社会福祉法人 あだち福祉会	※ぼたん荘	本宮字上千束3	85	15	63-2600 (63-2601)
2	社会福祉法人 安積福祉会	しらさわ有寿園	和田字戸ノ内158-3	60	10	64-2121 (64-2788)
3	社会福祉法人 安積福祉会	カーサ・コリーナ	和田字戸ノ内158-1	40	—	64-2121 (64-2788)

注1. 「特別養護老人ホーム」とは、65歳以上であって、身体上又は精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が入所する施設をいう。

2. 施設名称に「※」がある施設は水害や土砂災害、火山災害などの危険性が想定されている。

2. 介護老人保健施設（資料23）

令和4年1月1日現在

	設置主体	施設名	所在地	定員	短期入所	電話（FAX）
1	医療法人 慈久会	※介護老人保健施設 「明生苑」	本宮字南町裡149	87	5	34-6799 (34-6799)
2	医療法人 落合会	介護老人保健施設 「まゆみの里」	青田字花掛20	96	5	34-3305 (34-3307)

注1. 「介護老人保健施設」とは、疾病、負傷等により寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療や、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

※ 浸水想定区域内施設

3. 認知症高齢者グループホーム（資料 24）

令和4年1月1日現在

	設置主体	施設名	所在地	定員	電話 (FAX)
1	株式会社マインド	※グループホーム まいんど花の里	本宮字蛭田 46-1	9	33-5002 (33-2007)
2	株式会社 アフロサービス	※グループホーム みずいろの郷	本宮字館町 122-1	9	34-6003 (34-6004)
3	株式会社あいの里	グループホーム みなみ	糠沢字南箕内 102-3	18	44-1051 (44-1051)
4	株式会社マインド	※グループホーム まいんど万世	本宮字万世 137-5	9	34-5090 (33-2011)
5	株式会社マインド	※グループホーム まいんど万世二番館	本宮字万世 134-1	9	24-9613 (33-6301)
6	株式会社マインド	※グループホーム まいんど万世三番館	本宮字万世 133-1	18	24-9861 (24-9862)

注1. 「認知症高齢者グループホーム」とは、中程度の認知症があるが、身の自立ができ、共同生活が送れる65歳以上の高齢者であり、家庭環境等により家庭での介護が困難な者が入所する施設をいう。

※ 浸水想定区域内施設

4. ケアハウス（資料 25）

令和4年1月1日現在

	設置主体	施設名	所在地	定員	電話 (FAX)
1	社会福祉法人 あだち福社会	※なごみ苑	本宮字上千束 3	19	63-2600 (63-2601)

注1. 「ケアハウス」とは、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって家庭による援助を受けることが困難な者が利用できる施設をいう。

※ 浸水想定区域内施設

5. 老人デイサービスセンター（資料 26）

令和4年1月1日現在

	設置主体	経営主体	施設名	所在地	電話 (FAX)
1	本宮市	社会福祉法人 本宮市社会福祉 協議会	本宮デイサービス センター あぶくま荘	本宮字立石 39-2	33-1838 (33-1838)
2	本宮市	社会福祉法人 本宮市社会福祉 協議会	本宮デイサービス センター あだたら荘	和田字石上 127	44-2133 (44-2134)
3	社会福祉法人 あだち福祉会	社会福祉法人 あだち福祉会	※ぼたん荘デイサービス センター	本宮字上千束 3	63-2600 (63-2601)
4	社会福祉法人 安積福祉会	社会福祉法人 安積福祉会	しらさわ有寿園 デイサービスセンター	和田字戸ノ内 158-3	64-2727 (64-2788)
5	株式会社 アシスト	株式会社アシスト	デイサービス・かなや	糠沢字呑田 11	24-1068 (64-2345)
6	ふくしま未来 農業協同組合	ふくしま未来農業 協同組合	JA ふくしま未来デイサー ビスセンターもとみや	本宮字中台 20-1	24-6200 (24-6255)
7	株式会社 明療	株式会社 明療	デイサービスセンター よろこび	仁井田字西町 74-6	24-5455 (24-5560)

注1. 「老人デイサービスセンター」とは、在宅の要介護・要支援高齢者等に対し、通所の方法により、給食、入浴サービス、日常動作訓練等を提供する施設をいう。

※ 浸水想定区域内施設

6. 障がい者（児）施設（資料27）

	種 別	施設名	所在地	定員	電 話
1	障がい福祉サービス事業所 (居宅介護・重度訪問介護等)	本宮市社会福祉協議会	白岩字堤崎 494-22	20	33-2058
2	障がい福祉サービス事業所 (生活介護)	多機能支援センター ビーボ	和田字戸ノ内 321	30	64-2151
3	障がい福祉サービス事業所 (生活介護)	すばる	本宮字舞台 53-2	30	33-1447
4	障がい福祉サービス事業所 (生活介護・居宅介護等)	※スケッチブック マカロン	本宮字鳴瀬 53-3	22	33-1512
5	障がい福祉サービス事業所 (児童発達支援・放課後等 デイサービス)	オハナ・おうえん じゃー ハナイ	青田字三ツ池 18-3	10	24-8175
6	障がい福祉サービス事業所	地域サービス クレヨン	仁井田字吹上 1-1	20	33-1512
7	障がい福祉サービス事業所 (就労継続支援 B型)	チョコ丘のうえ	青田字一本杉 20-3	20	24-6845
8	障がい福祉サービス事業所 (発達支援・放課後等デイサ ービス)	オハナ・おうえんじゃー	青田字戸ノ内 28-1	10	24-8161
9	障がい福祉サービス事業所 (放課後等デイサービス)	※ぴーす	高木字猫田 27-1	10	24-6699

※ 浸水想定区域内施設

7. 障がい者（児）グループホーム（資料28）

令和4年1月1日現在

	設置主体	施設名	所在地	定員	電 話
1	医療法人 落合会	グループホーム まゆみ	本宮字葎ケ入 48 サンハイツ葎ケ入 206号	4	34-3806
2	医療法人 落合会	第2グループホームまゆみ	本宮字葎ケ入 48 サンハイツ葎ケ入 105号	4	34-3806
3	社会福祉法人 銀河	サンハイツ葎ケ入Ⅱ	本宮字葎ケ入 47-2	6	33-6181
4	NPO法人 アイ・キャン	グループホーム カサーレ	和田字戸ノ内 321	6	44-1020
5	社会福祉法人 銀河	サンハイツ葎ケ入Ⅲ	本宮字葎ケ入 57	6	33-6181
6	特定非営利法人 スケッチブック	共同生活援助事業所 じぶん ち	関下字下関下 141-1	4	33-1512

8. 保育所（資料 29）

	保育所名	公・私	所在地	定員	電 話
1	本宮第1保育所	公	（仮設）荒井字山神 23-1	108	33-2446
2	たかぎ保育所	公	高木字大学 80-1	128	33-5131
3	まゆみ保育所	公	本宮字反町 12-1	128	33-1611
4	もとみや幼児の家保育園	私	仁井田字柘形 42-60	39	34-3640
5	白沢保育所	公	糠沢字五味内 211	71	44-3117
6	光明保育園	私	荒井字南ノ内 66-4	45	34-5888
7	五百川幼保総合施設 （おひさま幼保園）	公	荒井字山神 23-1	166	33-4370
8	どんぐり保育園	私	本宮字小幡 14-5	39	33-5905

※ 幼稚園にも記載している。

9. 放課後児童クラブ（資料 30）

	名称	所在地	定員	電 話
1	もとみや放課後児童クラブ	本宮字館ノ越 48 （本宮小学校内）	80	090-2027-9248
2	まゆみ放課後児童クラブ	本宮字花町 33-1 （本宮第2児童館）	80	33-5244
3	五百川放課後児童クラブ	荒井字西畑 1 番地 1 （五百川小学校内）	80	080-6052-4423
4	岩根放課後児童クラブ	岩根字下年神 12 番地 （岩根小学校内）	80	080-9071-3585
5	和田放課後児童クラブ	和田字久保 171 （白沢公民館和田分館）	40	080-6052-4424
6	糠沢放課後児童クラブ	糠沢字原 241 （白沢公民館糠沢分館）	40	44-4435
7	白岩放課後児童クラブ	白岩字馬場 296 （白岩コミュニティーセンター）	40	080-6052-4422

10. 児童館（資料 31）

	名称	所在地	定員	電 話
1	※本宮第2児童館	本宮字花町 33 番地 1	-	33-5244

※ 浸水想定区域内施設

第4 教育施設

1. 幼稚園（資料 32）

	学 校 名	所 在 地	電 話
1	本宮市立岩根幼稚園	岩根字下年神 92-1	39-2109
2	本宮市立和田幼稚園	和田字学校前 3	44-3115
3	本宮市立糠沢幼稚園	糠沢字原 23	44-3116
4	本宮市立白岩幼稚園	白岩字馬場 166	44-2216
5	※学校法人本宮幼稚園	本宮字東町 2	33-1855
6	五百川幼保総合施設※2 (おひさま幼保園)	荒井字山神 23-1	33-4370

※ 浸水想定区域内施設

※2 保育所にも記載している。

2. 小学校（資料 33）

	学 校 名	所 在 地	電 話
1	本宮市立本宮小学校	本宮字館ノ越 48	33-2044
2	本宮市立本宮まゆみ小学校	本宮字舞台 1	63-2205
3	本宮市立五百川小学校	荒井字西畑 1-1	33-2461
4	本宮市立岩根小学校	岩根字下年神 12	39-2010
5	本宮市立糠沢小学校	糠沢字原 23	44-2006
6	本宮市立和田小学校	和田字学校前 1	44-2219
7	本宮市立白岩小学校	白岩字馬場 193-1	44-2005

3. 中学校（資料 34）

	学 校 名	所 在 地	電 話
1	※本宮市立本宮第一中学校	本宮字懸鉄 15	33-2249
2	本宮市立本宮第二中学校	荒井字団子森 28	33-3235
3	本宮市立白沢中学校	白岩字柳内 835	44-2009

※ 浸水想定区域内施設

4. 県立高等学校（資料 35）

	学 校 名	所 在 地	電 話
1	福島県立本宮高等学校	高木字井戸上 45	33-2120

第5 大規模集客施設（学校等を除く）

1. 病院（資料 36）

名 称	所 在	電 話	病床数
※医療法人慈久会 谷病院	本宮字南町裡 149	33-2721	1 6 4
医療法人落合会 東北病院	青田字花掛 20	33-2588	2 1 2

※ 浸水想定区域内施設

2. 駅（資料 37）

名 称	所在地	電 話	備 考
J R本宮駅	本宮市本宮字九縄 25	33-3223	

3. 店舗等（資料 38）

名 称	所 在	電 話	F A X
※ヨークベニマル(株)本宮館町店	本宮字館町 42	33-2211	33-2019
ヨークベニマル(株)本宮インター店	荒井字久保田 132-8	63-5525	-
ダイユーエイト	荒井字久保田 132-10-1	63-5581	63-5583
※(株)リオンドール本宮店	高木字平内 64	63-1311	-
※シミズストア本宮店	高木字平内 39	63-1310	-
※ヤマダ電機テックランド本宮店	本宮字館町 202-1	24-9320	63-1525
※ザ・ビック本宮店	本宮字万世 208	63-0403	
※ウエルシア福島本宮店	本宮字館町 194	63-1620	
※薬王堂本宮高木店	高木字舟場 3-1	24-5161	

※ 浸水想定区域内施設

第6 避難要領

1. 水害

(1) 避難指示等の発令の判断基準（資料 39）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

<ul style="list-style-type: none"> ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること（連絡先は（2）の情報入手先を参照）。 ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に務めること。 ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
--

本宮市における洪水災害時の避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

洪水予報河川：阿武隈川における洪水の場合の例

（阿武隈川の水防団待機水位：4.0m、氾濫注意水位 5.0m、避難判断水位：6.3m、氾濫危険水位 7.9m）

区分	判断基準の例（次のいずれかに該当する場合）
（警戒レベル3） 高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により、阿武隈川の本宮水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、阿武隈川の本宮水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5：上記基準1～4に該当するような状況をもたらす強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する）
（警戒レベル4） 避難指示	1：指定河川洪水予報により、阿武隈川の本宮水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 2：水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 4：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（→夜間前に発令する） 5：上記基準1～3に該当するような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（→立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令する） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は躊躇なく発令する

(警戒レベル5) 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <p>1：水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>2：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部付近の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
--------------------	--

(2) 情報の入手先一覧（資料 40）

情報名	入手先	電話
阿武隈川洪水警報	福島地方気象台	024-525-5223(自動音声) 024-534-6724
	福島河川国道事務所 調査第一課	024-546-4331
阿武隈川の水位	福島河川国道事務所	024-546-4331
安達太良川の水位	福島県雨量水位情報(河川整備課)	024-521-7483
五百川の水位	福島県雨量水位情報(河川整備課)	024-521-7483
雨量情報	福島地方気象台	024-534-6724
	福島河川国道事務所	024-546-4331
	福島県雨量水位情報(河川整備課)	024-521-7483

(3) 避難指示等の伝達方法

① 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

【高齢者等避難】

こちらは、本宮市災害対策本部です。ただ今、〇時〇分、〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、すみやかに安全な場所へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

現在の阿武隈川の水位は、〇mです。これからも川の水が増える見込みです。危険ですので、川には近づかないようお願いします。

【避難指示】

こちらは、本宮市災害対策本部です。ただ今、〇時〇分、〇〇地区に対して避難指示を出しました。直ちに安全な場所へ避難してください。

なお、近所の方にも声をかけて避難してください。

現在の阿武隈川の水位は、〇mです。これからも増水すると思われます。危険ですので、絶対河川には近づかないでください。

【緊急安全確保】

こちらは、本宮市災害対策本部です。ただ今、〇時〇分、〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。（堤防が壊れて／危険水位を越えて）大変危険な状況です。直ちに安全な場所へ避難を完了してください。

なお、道路が冠水しておりますので、注意して避難してください。

② 避難指示等の伝達手段・伝達先

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

【住民等への伝達】

- 防災行政無線（同報系）
- 広報車・消防車両
- 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・FAX、電話
- Mot. Comもとみやへの依頼（FM放送による伝達）

【要配慮者等への伝達】

- 避難行動要支援者の事前登録者・・・FAX、電話
- 要配慮者利用施設・・・FAX、電話
- 要配慮者の避難所となる施設・・・FAX、電話

【防災関係機関への伝達】

- 消防団（分団長）・・・防災行政無線（移動系）
- 福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課・・・FAX（024）521-2855
電話（024）521-2709
- 郡山北警察署本宮分庁舎・・・電話・FAX33-3110
- 南消防署・・・FAX33-6699、電話33-2875
- 福島河川国道事務所・・・FAX、電話024-546-4331

③ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（資料 41）

	区 分	設置主体	施設名	所在地	定員	電 話 (FAX)
1	幼稚園	学校法人本宮幼稚園	学校法人本宮幼稚園	本宮字東町 2	175	33-1855 (34-1835)
2	介護老人保健施設	医療法人慈久会	介護老人保健施設「明生苑」	本宮字南町裡 149	87	34-6799 (FAX 兼用)
3	医療機関	池田眼科医院	池田眼科医院	本宮字仲町 22-3		34-4100
4	〃	上遠野内科医院	上遠野内科医院	本宮字荒町 54		33-5866 (34-1596)
5	〃	渡辺クリニック	渡辺クリニック	高木字高木 19-6		34-3311 (34-3318)
6	〃	よしだこどもクリニック	よしだこどもクリニック	高木字平内 67-15		34-6418 (63-2565)
7	〃	医療法人慈久会	谷病院	本宮字南町裡 149		33-2721
8	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	社会福祉法人あだち福祉会	ぼたん荘	本宮字上千束 3	85	63-2600 (63-2601)
9	認知症高齢者グループホーム	(株)マインド	グループホームまいんど花の里	本宮字蛭田 46-1	9	33-5002 (33-2007)
10	〃	〃	グループホームまいんど万世	本宮字万世 137-5	9	34-5090 (33-2011)
11	〃	〃	グループホームまいんど万世二番館	本宮字万世 134-1	9	24-9613 (33-6301)
12	〃	〃	グループホームまいんど万世三番館	本宮字万世 133-1	18	24-9861 (24-9862)
13	〃	株式会社アフロサービス	グループホームみずいろの郷	本宮字館町 122-1	9	34-6003 (34-6004)
14	ケアハウス	社会福祉法人あだち福祉会	なごみ苑	本宮字上千束 3	19	63-2600 (63-2601)
15	老人デイサービスセンター	社会福祉法人あだち福祉会	ぼたん荘デイサービスセンター	本宮字上千束 3		63-2600 (63-2601)
16	障がい者（児）施設	特定非営利活動法人スケッチブック	スケッチブックマカロン	本宮字鳴瀬 53-3	22	33-1512
17	障がい者（児）施設	合同会社ぴーす	ぴーす	高木字猫田 27-1	10	24-6699
18	児童館	本宮市	本宮第2児童館	本宮字花町 33 番地 1	-	33-5244

2. 土砂災害

(1) 対象とする災害及び警戒すべき地域

◆土石流災害

1) 警戒すべき地域

26ヶ所

本宮市土砂災害警戒区域一覧表（資料5） p22、23 参照

◆急傾斜地崩壊災害

41ヶ所

本宮市土砂災害警戒区域一覧表（資料5） p22、23 参照

◆火山災害

安達太良山の噴火による降灰後の土石流が予想される地区は、以下の条件がすべて重なった場合の予想

- 雪の多い時期（真冬）に、沼ノ平火口でマグマ噴火が起き、
 - 噴火の熱で火口周辺の雪が大量に一気に融けて、
 - 大規模な火山泥流が発生して、谷沿いに本宮市方向へ流れてきてあふれた場合。
- 安達太良川や五百川に沿って流れてくる予想。

(2) 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、本宮防災マップにて避難所や避難経路を平常時に確認しておくことが重要であり、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・「避難すべき区域」は、地質、地形等や過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、土砂災害は突発的に大きな破壊力を持って発生するため、前兆現象等・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・土砂災害は発生場所や発生時刻を正確に予測することは難しいため、想定を上回る土砂災害が発生する可能性があることから、警戒避難体制の整備が必要であり、避難することが重要である。

① 土石流危険溪流（資料42）

対象地区	避難場所	所在地	電話
本宮 字蛇ノ鼻、字平井	本宮第一中学校体育館	本宮字懸鉄 15	33-2249
青田 字愛宕、字空久保、字銭瓶	青田農構センター	青田字来ノ池 55	33-2684
岩根 字下樋、字小山、字北原、字二ツ屋、 字本郷、字大ノ木立、字細塚、字大森、 字南一枚平、字大谷地、字新林、 字万太山、字下池ノ入、字水池尻、 字小塚山、字深沢	岩根農構センター	岩根字上土淵 6	39-2111

② 急傾斜地崩壊危険箇所（資料 43）

対象地区	避難場所	所在地	電話
本宮 字上千束、字小幡、字白川、字戸崎、 字館ノ越、字柳ノ内、字大町	本宮中央公民館 本宮第一中学校体育館	本宮字矢来 39-1 本宮字懸鉄 15	33-2611 33-2249
荒井 荒井字南作、荒井字三本松、字羽山、 荒井字大久保	本宮第二中学校	荒井字団子森 28	33-3235
高木 高木字大石、高木字大岩、高木字久保	高木地区公民館	高木字舟場 8-1	33-2408
岩根 岩根字下樋、岩根字上清水、岩根字小山	岩根農構センター	岩根字上土淵 6	39-2111

③ 火山災害危険箇所 安達太良山の噴火による降灰後の土石流が予想される地区は、以下の条件がすべて重なった場合の予想

- 雪の多い時期（真冬）に、沼ノ平火口でマグマ噴火が起き、
 - 噴火の熱で火口周辺の雪が大量に一気に融けて、
 - 大規模な火山泥流が発生して、谷沿いに本宮市方向へ流れてきてあふれた場合。
- 安達太良川や五百川に沿って流れてくる予想。

(3) 避難指示等の発令の判断基準（資料 44）

発令項目	発令基準	判断基準の補足資料等
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発令されたとき ○前日までの連続雨量が 100mm 以上で、かつ当日の雨量が 50mm を越えたとき ○前日までの連続雨量が 40mm～100mm で、かつ当日の雨量が 80mm を越えるとき ○当日の雨量が 100mm を越えたとき <p>なお、巡回時等崖崩れの前兆現象を認知した場合は、避難指示へ移行</p>	<p>崖崩れの前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○斜面（擁壁）の亀裂 ○ガリー（掘れ溝）侵食の発生 ○湧水の発生、増減、濁り等の変化 ○浮石の落下、樹木等の揺れ ○斜面（擁壁）からの異音 ○斜面（擁壁）のふくらみ ○小崩壊の断続的発生等
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害の前兆現象が認められるとき ○土砂災害が発生したとき ○前日までの連続雨量が 100mm 以上で、かつ当日の雨量が 50mm を越え、時間雨量 30mm を超える見込みのとき ○前日までの連続雨量が 40mm～100mm で、かつ当日の雨量が 80mm を越え、時間雨量 30mm を超える見込みのとき ○当日の雨量が 100mm を越え、時間雨量 30mm を超える見込みのとき 	

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害警戒情報を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象を確認した

ら速やかに避難する必要がある。そのため、巡視点検や住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難指示等を速やかに周知・伝達する必要がある。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ◆ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意すること。

※ 前兆現象

前兆現象は土石流やがけ崩れなどの土砂災害の発生前に、斜面や溪流で見られる兆候です。斜面から小石がぱらぱら落ちる、湧き水が濁る、溪流が急に濁る、雨が降っているのに水位が下がるなどの現象がみられるということは、斜面の内部や溪流の上流で既に何らかの現象が起きているということです。これらの前兆現象を確認した場合は直ちに避難行動を開始する必要があります。

市では住民、警察、消防団等からの通報により当該地区や周辺地区の避難指示発令の判断材料とするため、日頃から前兆現象と通報先を住民等によく周知しておくことが必要です。

大雨時に、斜面や溪流に近づくことは危険なので注意を促す必要がある。

（４）避難指示等の伝達方法

① 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

要配慮者に対しては、避難が夜間になりそうな場合、早めの避難指示等により、日没前に避難完了することが望ましい。

【高齢者等避難】

こちらは、本宮市災害対策本部です。ただ今、〇時〇分、〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、すみやかに安全な場所へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

【避難指示】

こちらは、本宮市災害対策本部です。ただ今、〇〇川から水が溢れるおそれがあります。〇時〇分、〇〇地区に対して避難指示を出しました。直ちに安全な場所へ避難してください。なお、近所の方にも声をかけて避難してください。

【緊急安全確保】

こちらは、本宮市災害対策本部です。〇〇川から水が溢れたため、ただ今、〇時〇分、〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。大変危険な状況です。自宅や近くの建物で少しでも高い場所に移動するなど、直ちに命を守る行動をとってください。

② 避難指示等の伝達手段・伝達先

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

【住民等への伝達】

- 防災行政無線（同報系）
- 広報車・消防車両
- 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・FAX、電話
- Mot. Comもとみやへの依頼（FM放送による伝達）

【要配慮者等への伝達】

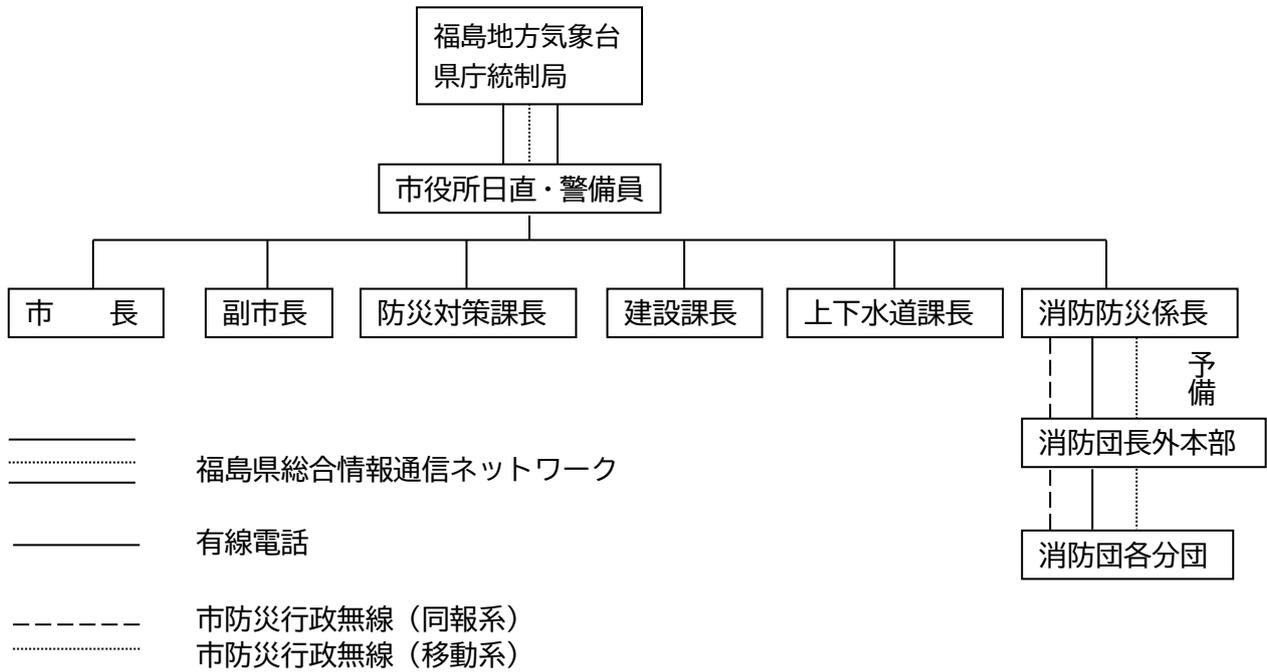
- 避難行動要支援者の事前登録者・・・FAX、電話
- 要配慮者利用施設・・・FAX、電話
- 要配慮者の避難所となる施設・・・FAX、電話

【防災関係機関への伝達】

- 消防団（分団長）・・・防災行政無線（移動系）
- 福島県県民安全領域災害対策グループ・・・FAX、電話
- 本宮警察署・・・FAX、電話
- 南消防署・・・FAX、電話
- 福島河川国道事務所・・・FAX、電話

第7 防災行政無線施設等

1. 休日及び勤務時間外通報連絡表（資料45）



2. 消防施設及び消防団員等の現有勢力（資料46）

区分	消防職員・団員			消防ポンプ等の現況							
	消防職員	団員数	消防ポンプ自動車	水槽付消防自動車	化学消防自動車	救急自動車	救助工作車	指令車	広報車	小型ポンプ積載車	小型動力ポンプ
南消防署	33		2	1	1	2	1	1	2		2
本宮市消防団		541	11	1			1	1	1	18	26

第8 自主防災組織等

1. 自主防災組織状況（資料47）

1/2

番号	自主防災組織名	隊員数	管内世帯数
1	本宮第1区町内会	200	200
2	第4区町内会自主防災会	90	90
3	6区1・2自主防災会	85	85
4	第8区町内会自主防災隊	86	86
5	第9区町内会自主防災会	250	250
6	第9区東町内会自主防災組織	137	137
7	榊形団地自治防災会	136	136
8	もとみや台町内会自主防災組織	396	396
9	下樋・梅原町内会自主防災組織	54	54
10	高木第4町内会自主防災隊	184	184
11	本宮第11区町内会自主防災隊	579	579
12	高木地区を水害から守る会	1,118	1,118
13	高木第1町内会自主防災隊	167	167
14	白岩8区自主防災組織自衛消防隊	45	45
15	八幡自警消防隊	24	24
16	平郎内地区自警消防隊	14	14
17	高木第6町内会自主防災隊	202	202
18	6区館町行政区町内会自主防災組織隊	84	84
19	仁井田9区町内会自主防災団	111	111
20	高木第5町内会自主防災会	34	34
21	本宮市第13区町内会自主防災会	386	386
22	和田11区自主防災会	50	50
23	12区自主防災会	518	518
24	糠沢1区自主防災会	131	131
25	稲沢7区自主防災会	16	16
26	松沢地域自主防災組織	86	86
27	池ノ入地区自主防災会	31	31
28	本宮10区自主防災会	721	721
29	高木第2町内会自主防災会	63	63
30	白岩7区自主防災会	35	35

(資料47)

2/2

番号	自主防災組織名	隊員数	管内世帯数
31	糠沢5区自主防災会	54	54
32	大久保地区自主防災会	32	32
33	和田4区自主防災会	36	36
34	和田5区自主防災会	40	40
35	糠沢6区自主防災会	50	50
36	14区町内会自主防災会	151	151
37	5区自主防災会	91	91

2. 日赤奉仕団（資料48）

分区	奉仕団名	団員数	代表者名	所在地	事務局	電話番号
本宮	本宮赤十字奉仕団	83	根本ヒサ子	本宮字万世 212	本宮市役所保健福祉部 社会福祉課	0243-24-5371
白沢	白沢赤十字奉仕団	59	川名昌江			

第9 市内事業所保有車両

1. 協力事業所（福島県トラック協会県中支部抜粋）（資料49）

（令和4年1月1日現在）

1 / 3

	事業所名	住所	電話
1	アイエイチロジステックサービス(株) 郡山共配センター	本宮市荒井字久保田 95-1	63-2230
2	アクティオトランスポート福島営業所	本宮市糠沢字水上 356-2	24-6577
3	(株)アサヒセキュリティ郡山営業所	大玉村大山字堂ヶ久保 3-2	62-2345
4	あだち運送(株)	本宮市荒井字青田原 203-2	36-2437
5	(有)丸井運送	大玉村大山字仲江 142-4	48-2513
6	(株)アルプス物流 郡山営業所	本宮市荒井字北ノ内 60-5	34-4111
7	エヌケープラント(株)	大玉村大山字新潟 47-2	24-8383
8	(株)エフライン郡山営業所	本宮市荒井字青田原 241-1	24-6161
9	F - L I N E (株) 本宮物流センター	本宮市荒井恵向 13-1	63-5305
10	エムケー物流(株)	大玉村玉井字矢ノ花 66	34-2153
11	(株)大内運送	本宮市糠沢字作 395	44-4131
12	(有)大玉運送	大玉村玉井字前原 112	48-4196
13	大友ロジステックスサービス(株) 福島営業所	本宮市荒井字西原 2-1	72-0000
14	(有)オオノトランス	大玉村玉井字前原 50-1	48-4368
15	岡田陸運(株)本宮営業所	本宮市荒井字恵向 88	24-8235
16	カメイ物流サービス(株)郡山営業所	本宮市糠沢字水上 21-1	44-4962
17	カンテツ運輸(株)福島営業所	大玉村大山向原 36-3	48-2008
18	関東運輸(株)福島営業所	本宮市荒井字青田原 209-8	24-1180
19	近物レックス(株)	本宮市関下字下関下 66-1	24-5350
20	(株)クリーン商会	大玉村大山字北新田 28-1	48-3183
21	(株)クールテックサガワ	本宮市荒井字恵向 25-1	36-1880
22	高運送(株)福島営業所	本宮市荒井字青田原 209-12	36-2877
23	佐川急便(株)東北支社郡山営業所	本宮市荒井字久保田 111-1	0570-01-0670
24	(株)佐藤商事本宮営業所	本宮市荒井字諸子沢 121-1	24-7331
25	鮫川運送(株)福島営業所	本宮市仁井田字一里壇 104-1	24-8561
26	(株)澤井商運	本宮市岩根みずきが丘 1-791	024-953-8400
27	(株)サンファミリー 福島営業所	本宮市荒井字恵向 60-11	36-2331
28	サンロジステックス郡山営業所	大玉村大山字仲江 320	68-2058
29	(株)スカイ運輸 本宮営業所	本宮市荒井字狐塚 54-2	36-2533
30	(有)鈴木運送店	大玉村大山字宮ノ下 124	48-4345
31	(株)セイコーロジステックス 郡山センター	本宮市荒井字久保田 98-1	63-5620
32	センコン物流(株)福島営業所	本宮字中台 1-26	34-3443
33	(株)仙台ピアノサービス福島営業所	本宮市荒井字青田原 209-15	24-1147
34	(有)ゼスト	本宮市荒井字青田原 209-2	63-5120
35	(株)太陽流通サービス郡山営業所	郡山市荒井字恵向 121-48	63-1653

(資料 49)

2 / 3

	事業所名	住所	電話
36	(有)高茂商事	本宮市荒井字青田原 1-19	24-1870
37	拓進運輸(株)本宮営業所	本宮市荒井字下原 56	36-1220
38	第一工流(株)福島営業所	本宮市荒井字甲斐 7-1	36-6645
39	大虎運輸東北(株)福島営業所	本宮市荒井恵向 34-1	63-5065
40	大和物流(株)福島営業所	本宮市本宮字名郷 12-3	33-4411
41	司企業(株)福島郡山営業所	本宮市荒井字諸子沢 121-4	24-8121
42	(株)Ｔライン	本宮市白岩字柳内 258-3	24-1488
43	東液サービス(株)郡山営業所	本宮市岩根字みずきが丘 1-511	24-7911
44	東北西部運輸(株)	本宮市荒井字恵向 121-56	63-5855
45	東北誠和梱包運輸(株)郡山営業所	大玉村大山字檀 114	24-8360
46	東北センコー運輸(株)福島営業所	本宮市本宮字中野 14-2	63-0355
47	東北マルハ運輸(株)福島営業所	本宮市本宮字石塚 20	33-5815
48	豊里運輸(株)福島営業所	本宮市本宮字下台 18-1	24-1331
49	(株)トライ物流	本宮市荒井字恵向 25-1	24-7288
50	(株)ナカノサービス福島営業所	本宮市荒井字恵向 13-1	36-5020
51	浪速運送(株)福島センター	本宮市本宮字南ノ内 65-1	34-1081
52	日通エネルギー東北(株)福島支店	本宮市本宮字栄田 97	34-3112
53	(株)日配運輸福島営業所	大玉村大山字檀 115	24-6464
54	野口運輸(株)本宮営業所	本宮市本宮字名郷 12-5	34-6363
55	(株)ノースエクスプレス	本宮市荒井字青田原 209-35	36-6686
56	迫トラック(株)郡山営業所	本宮市関下字関下 1-3	68-3977
57	(有)八大運輸	大玉村玉井字石山 7-1	48-3602
58	(株)東日本エア・ウォーター物流郡山営業所	本宮市仁井田字一里壇 24	24-7460
59	(有)福島物流サービス本社営業所	本宮市荒井字久保田 117-1	24-7052
60	福島本木運送(株)	本宮市本宮字下台 22-5	33-1121
61	福島ロジネット(株)	本宮市本宮栄田 106	63-0063
62	(有)藤沢物流	本宮市糠沢字作 398	44-4250
63	藤本運輸(株)本宮営業所	本宮市和田字白旗 76-10	44-4757
64	(株)フィットライトコーポレーション東北	本宮市高木字北ノ脇 5-1	24-6661
65	物産ロジステックスソリューションズ(株)本宮営業所	本宮市荒井字恵向 13-1	24-1061
66	(有)丸井運送	大玉村大山字仲江 142-4	48-2513
67	(有)丸忠建設工業	大玉村大山字南小屋 88	48-4822
68	(有)三森興産 福島支店	大玉村大山荒池 15	24-9905
69	名糖運輸(株)福島物流センター	本宮市荒井字下原 1	36-2745
70	(有)森運輸	本宮市荒井字青田原 209-3	34-5320
71	(有)森ロジテム	本宮市荒井字沢田 29	24-1220
72	山喜陸運(有)	本宮市岩根字三池沢 39-1	39-2124
73	ヤマト運輸(株)二本松支店	大玉村大山字向原 79-1	080-5044-3502

(資料 49)

3 / 3

	事業所名	住所	電話
74	吉川運輸(株)福島営業所	本宮市関下字東原 29-2	68-3033
75	(株)ライフサポート・エガワ東北福島支社	本宮市長屋字長屋平 40	44-4300
76	(有)酪農運送本宮営業所	本宮市仁井田字一里壇 17	33-2655
77	ロジトライ東北(株)本宮営業所	本宮市荒井字恵向 60-12	63-5410
78	桶本興業(株)福島営業所	大玉村大山字向原 114	48-4404

2. 人員輸送関係（資料 50）

	事業所名	住所	電話	備考
1	協和交通(株)	高木字猫田 53-1	34-4450	バス
2	ネオス(株)	本宮字南内 34-6	33-1177	レンタカー
3	中央タクシー(有)	本宮字小幡 3-1	33-3303	タクシー
4	増子タクシー	本宮字上町 31	34-2133	タクシー

第10 自衛隊による災害派遣活動（資料51）

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両・艦艇・航空機など状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等 死者、行方不明者、負傷者等の搜索援助
避難者の搜索 救助	緊急を要し、かつ他に適当な手段が無い場合、他の援助活動等に優先して実施
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のう作成、積込及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等
診察・防疫・ 病害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤師は市が準備)
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有、無線通信支援
人員及び輸送の 緊急輸送	緊急を要しかつ他に適当な手段が無い場合、緊急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は、特に緊急を有する場合に限る。)
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償 貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)による。 (但し、譲与は、県、市その他の公共機関の援助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ身体生命が危険であると認められる場合に限る。)
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の予防派遣
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

第3章 災害応急対策

第1 医療・救護関係

1. 病院・医療機関（資料 52）

NO	名 称	所 在	電 話	診 療 科 目	病床数
1	医療法人慈久会 谷病院	本宮字南町裡 149	33-2721	内・小・外・整・産婦・耳	164
2	医療法人落合会 東北病院	青田字花掛 20	33-2588	内・精・神	212
3	池田眼科医院	本宮字仲町 22-3	34-4100	眼	
4	いしわたクリニック	荒井字東学壇 11-1	63-2826	内・泌・外	
5	医療法人上遠野内科医院	本宮字荒町 54	33-5866	内・呼	
6	医療法人渡辺クリニック	高木字高木 19-6	34-3311	内・胃・外・肛	
7	よしだこどもクリニック	高木字平内 67-15	34-6418	小	
8	医療法人幹正会 よしだ内科	本宮字一ツ屋 1-1	63-2333	内・消・循・呼	
9	やなぎほり皮膚科クリニック	高木字平内 74-1	24-1028	皮・ア	
10	本宮市国民健康保険白岩診療所	白岩字田中 225-8	44-2008	内	
11	もとみや整形外科クリニック	高木字熊ノ木 5	24-7035	整・リ	
12	(医)朝陽会橋本クリニック	白岩字馬場 110-1	64-2552	内・胃・小・ア	

2. 安達歯科医師会本宮地区（資料 53）

NO	名 称	所 在	電 話	診 療 科 目	病床数
1	荒井歯科クリニック	荒井字久保田 92-1	33-3133	歯	
2	医療法人 鈴木歯科医院	高木字平内 67-5	34-3457	歯	
3	国分歯科医院	本宮字中條 30-8	34-2074	歯	
4	国分歯科医院	本宮字兼谷 54	34-2226	歯	
5	大道寺歯科医院	本宮字下町 50-5	33-3307	歯	
6	のうち歯科クリニック	本宮字万世 132-3	63-2288	歯・小歯	
7	もとみやデンタルクリニック	高木字滝ノ入 51-50	34-4185	歯・小歯・矯歯 口外	
8	まゆみ歯科クリニック	本宮字万世 209-1	33-3666	歯	
9	あい歯科クリニック	本宮字南町裡 47	33-5888	歯・小歯・矯歯 口外	
10	白澤歯科クリニック	本宮字万世 164-1	33-3358	歯	
11	白沢中央歯科医院	糠沢字石神 112	44-4360	歯	
12	あさひデンタルクリニック	荒井字東学壇 28-1	63-1711	歯	
13	JA 歯科医院もとみや	本宮字戸崎 14-1	24-7980	歯・口外	

3. 医薬品・衛生材料・消毒薬剤調達先（資料 54）

1/2

NO	名 称	所 在	電 話	業 種 区 分	備考
1	コスモ調剤薬局本宮店	高木平内 67-8	33-6600	薬局	
2	有限会社国崎薬局	本宮字下町 15	34-2013	薬局・薬局製 造	
3	松坂薬局	本宮字下町 55	33-2248	薬局	

(資料 54)

2 /

2

NO	名 称	所 在	電 話	業 種 区 分	備 考
4	郡山調剤薬局 本宮店	本宮字荒町 49-9	63-1155	薬局	
5	薬局サン・メリー 本宮店	高木字高木 17-1	34-1551	薬局	
6	コスモ調剤薬局本宮 本宮西店	本宮字一ツ屋 2-4	63-0022	薬局	
7	コスモ調剤薬局本宮 本宮南店	荒井字東学壇 11-5	63-0091	薬局	
8	株式会社 遠藤薬局	本宮字中條 51	34-2061	薬局・薬局製造	
9	株式会社三陽物流センター	荒井字青田原 209-6	36-5550	卸売一般販売業	
10	株式会社アスカム本宮センター	荒井字甲斐 1-1	36-6431	卸売一般販売業	
11	イトー薬舗	本宮字上町 35-4	34-2456	薬種商販売業	
12	そうごう薬局 本宮店	本宮字南町裡 117-3	34-6031	薬局	
13	エール薬局 高木店	高木字平内 74-1	63-2511	薬局	
14	ツルハドラッグ本宮店	荒井字久保 132-8-2	63-5380	薬種商販売業	
15	ツルハドラッグ本宮中央店	本宮字万世 195-1	63-1268	薬種商販売業	
16	ウエルシア福島本宮店	本宮字館町 194	63-1620	薬種商販売業	
17	イトー薬舗	本宮字上町 35-4	34-2456		
18	みずいろ調剤薬局	本宮字南町 109-17	34-2205		
19	サンドラック本宮店	高木字平内	63-1622		
20	薬王堂 本宮高木店	高木字舟場 3-1	24-5161		
21	もとみや調剤薬局	本宮字大町 1-6	34-1189		

4. 福島県災害時医薬品等供給マニュアル（抜粋）（資料 55）

福島県災害時医薬品等備蓄供給システム

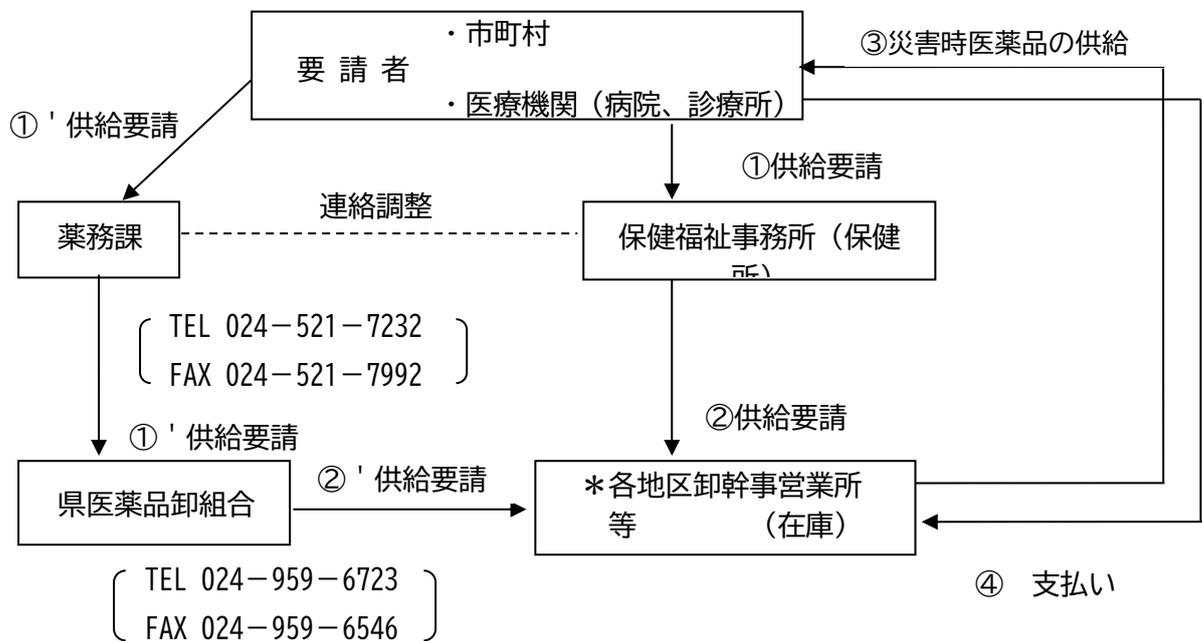
このシステムは、災害発生時に県民が必要とする医薬品等（消毒薬含む）を初動期（発生から1～3日）において確保し、災害により医療機関等から通常ルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内の6方部に分け備蓄供給体制を整備するものです。

供給要請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行ってください。

所轄の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 福島県薬務課 | （電話 024-521-7232） |
| 福島県医薬品卸組合（東北アルフレッサ） | （電話 024-959-6723） |

災害時医薬品等供給フローチャート



①② : 通常

①'②' : 災害が広域、又は保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

***各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所**

県北	： 県北保健福祉事務所	(TEL 024-534-4103,	FAX 024-534-4162)
	： 株式会社スズケン福島支店	(TEL 024-525-1233,	FAX 024-535-8467)
県中	： 県中保健福祉事務所	(TEL 0248-75-7817,	FAX 0248-75-7825)
	： 東北アルフレッサ株式会社	(TEL 024-959-6614,	FAX 024-959-6135)
	： 郡山物流センター		
県南	： 県南保健福祉事務所	(TEL 0248-22-5479,	FAX 0248-23-1252)
	： 株式会社バイタルネット白河支店	(TEL 0248-23-2811,	FAX 0248-23-2231)
会津	： 会津保健福祉事務所	(TEL 0242-29-5512,	FAX 0242-29-5513)
	： 東邦薬品株式会社会津営業所	(TEL 0242-27-1771,	FAX 0242-27-0654)
相双	： 相双保健福祉事務所	(TEL 0244-26-1328,	FAX 0244-26-1332)
	： 東北アルフレッサ株式会社	(TEL 0244-22-5141,	FAX 0244-24-1484)
	： 南相馬支店		
いわき	： いわき市保健所	(TEL 0246-27-8590,	FAX 0246-27-8600)
	： 株式会社メディセオいわき支店	(TEL 0246-27-2821,	FAX 0246-27-2851)

福島県災害時衛生材料等備蓄供給システム

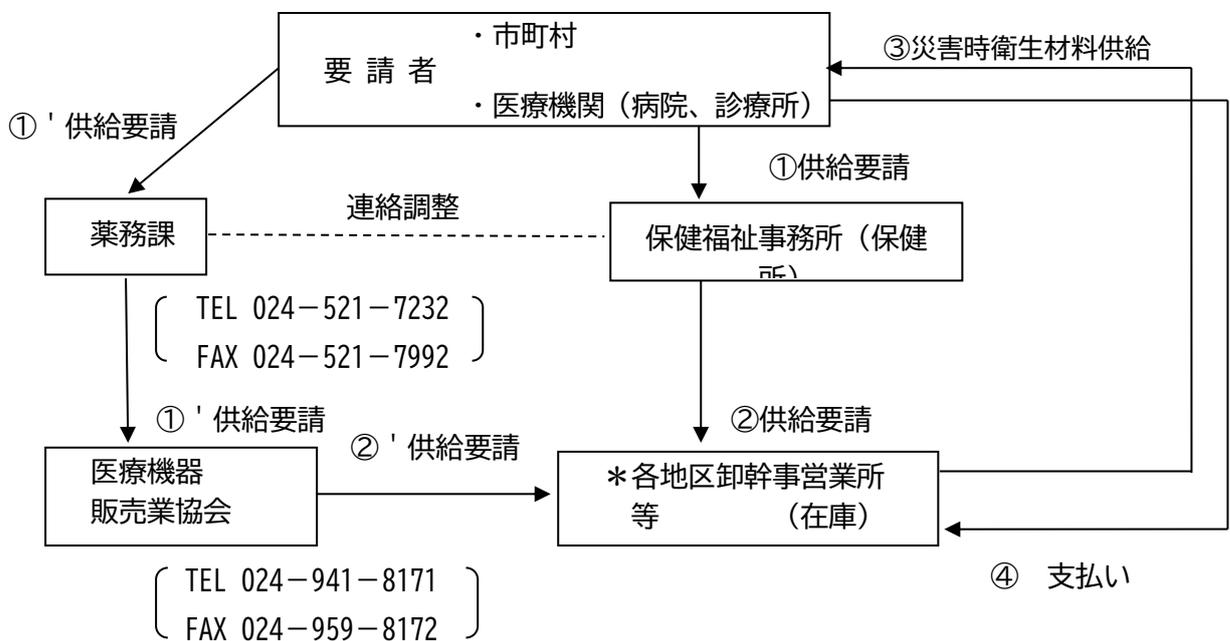
このシステムは、災害発生時に県民が必要とする衛生材料等を、初動期（発生から1～3日）において確保し、災害により医療機関等から通常ルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内の6方部に分け備蓄供給体制を整備するものです。

供給要請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行ってください。

所轄の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 〔 福島県 薬務課 | （電話 024-521-7232） |
| 〔 福島県医療機器販売業協会（サンセイ医機） | （電話 024-941-8171） |

災害時衛生材料等供給フローチャート



①② : 通常

①'②' : 災害が広域、又は保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

*各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所		
県北	： 県北保健福祉事務所 ： サンセイ医機株式会社 二本松物流センター	（TEL 024-534-4103, FAX 024-534-4162） （TEL 0243-62-0155, FAX 0243-62-1525）
県中	： 県中保健福祉事務所 ： 株式会社エヌジェイアイ	（TEL 0248-75-7817, FAX 0248-75-7825） （TEL 024-933-8936, FAX 024-933-8243）
県南	： 県南保健福祉事務所 ： 株式会社エヌジェイアイ	（TEL 0248-22-5479, FAX 0248-23-1252） （TEL 024-933-8936, FAX 024-933-8243）
会津	： 会津保健福祉事務所 ： 株式会社三陽会津営業所	（TEL 0242-29-5512, FAX 0242-29-5513） （TEL 0242-27-4134, FAX 0242-28-1134）
相双	： 相双保健福祉事務所 ： サンセイ医機株式会社原町営業所	（TEL 0244-26-1328, FAX 0244-23-4679） （TEL 0244-23-4611, FAX 0244-23-4679）
いわき	： いわき市保健所 ： 株式会社三陽いわき営業所	（TEL 0246-27-8590, FAX 0246-27-8600） （TEL 0246-27-7631, FAX 0246-27-3607）

第2 清掃・衛生施設・関連業者関係

1. 焼却施設（リサイクルプラザ併設）（資料56）

(1) 名称	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター
(2) 所在	本宮市本宮字作田113番地
(3) 電話	0243-33-5499
F A X	0243-34-3911
(4) 敷地面積	24,488.00㎡
(5) 建物面積	8,291.60㎡

【焼却施設】

(1) 焼却能力	40t/24h×2炉
(2) 処理能力	①スチール 8.00t/5h ②アルミ 1.85t/5h
(3) 保管容量	①カレット 94㎡ ②古紙類 100㎡

【リサイクルプラザ】

(1) 処理能力	16t/5h（粗大ごみ、資源ごみを含む）
(2) 処理方式	選別、圧縮、機密文書等の裁断

2. 資源施設（資料57）

(1) 名称	安達地方広域行政組合リサイクルセンター
(2) 所在	本宮市本宮字作田113番地
(3) 電話	0243-33-5499
F A X	0243-34-3911
(4) 敷地面積	11,703㎡
(5) 建築面積	1,204㎡
(6) 処理能力	①缶類処理系統 3t/5h ②プラスチック製容器包装処理系統 6t/5h

3. 埋立処分場（資料58）

(1) 名称	安達地方広域行政組合東和クリーンヒル
(2) 所在	二本松市東和字寺沢61番地
(3) 電話	0243-61-7777
F A X	0243-61-7778
(4) 敷地面積	56,392㎡
(5) 建物面積	120㎡
ア. 浸出水処理管理棟	513㎡
(6) 埋立面積	13,000㎡
(7) 埋立容量	103,000㎡
(8) 水処理能力	70㎡/日

4. し尿処理場（資料 59）

- (1) 名称 安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター
 (2) 所在 二本松市上竹二丁目172番地
 (3) 電話 0243-22-0958
 F A X 0243-22-2123
 (4) 敷地面積 9,238.80㎡
 (5) 建物面積 1,218.08㎡
 (6) 処理方式 生物学的脱窒素方式+高度処理7
 (7) 処理能力 97kl/日（生し尿74.8kl/日、浄化槽汚泥22.2kl/日）

5. 火葬場（資料 60）

- (1) 名称 安達地方広域行政組合あだたら聖苑
 (2) 所在 二本松市永田三丁目123
 (3) 電話 0243-62-3414
 F A X 0243-62-3420
 (4) 敷地面積 26,389㎡
 (5) 建物面積 2,443㎡
 (6) 炉設備 火葬炉 5基
 汚物炉 1基

6. 産業廃棄物処理許可業者（資料 61）

番号	業者名	所在	電話	備考
1	ウッドペッカー(有)	大玉村大山字北新田 28-1	48-3183	
2	国分農場(有)	大玉村玉ノ井字小高倉 82	43-3888	
3	豊島硝子(株)	二本松市住吉 42-1	23-2720	
4	(株)クリーン商会	大玉村大山字北新田 28-1	48-3183	
5	(株)二瓶商店	本宮市和田字関宿 10-1	64-2444	
6	グリーンリサイクル(株)	二本松市小沢字原 115-28	24-8556	
7	(株)サニックス	本宮市荒井字恵向 121-43	63-5193	

7. し尿収集許可業者（資料 62）

番号	業者名	所在	電話	備考
1	(有)本宮環境サービス	本宮市青田字山田 5-2	33-2770	
2	(有)協同清運	本宮市青田字孫市 41-5	33-3955	
3	(有)安達清掃公社	二本松市下山田 4-1	22-0951	
4	(有)赤坂	二本松市川崎字赤坂 229	52-2131	

8. 葬儀社（資料 63）

番号	業者名	所在地	電話	備考
1	たまのや たまはし	本宮市仁井田字山田 12-2	63-0222	
2	J Aふくしま未来サービス安達催事センター	二本松市杉田駄子内 56-4	22-1210	
3	(株)善邦ほうりん	二本松市上竹 2-286-1	0120-43-1194	
4	(有)丸又葬儀社	二本松市槻木 257-5	0120-03-5598	
5	さがみ典礼	本宮市本宮字中台 24-4	34-1194	

9. 水道工事業者（資料 64）

本宮市水道工事指定店会

NO	業者名	住所	電話	備考
1	(有)浜野和水道	本宮市本宮字塩田 49-2	33-2788	
2	(有)本宮設備	本宮市本宮字南町裡 144-1	33-2592	
3	オオナミ(株)	本宮市高木字戸崎 63-3	33-1001	
4	(有)光設工業所	本宮市青田字孫市 2-25	33-1895	
5	(株)タカマツ	本宮市本宮字一ツ屋 12-7	33-5242	
6	(株)小山設備	本宮市本宮字仲町 39	33-3031	
7	(有)須藤住機工業	本宮市本宮字小幡 33-1	34-5528	
8	(有)三和設備	本宮市和田字作田 3-1	44-4542	

10. 建設業者（資料 65）

南達建設業組合

1 / 2

NO	業者名	住所	電話	FAX
1	石橋建設工業(株)	本宮市高木字舟場 22	33-2519	33-6049
2	川名建設工業(株)	本宮市本宮字田中 47-2	33-2755	33-2757
3	菅野建設工業(株)	本宮市長屋字征矢田 6	44-2120	44-4102
4	國新建設(株)	本宮市糠沢字石ケ作 125	44-3876	44-3042
5	斎藤建設工業(株)	大玉村大山字仲ノ内 123	48-3706	48-3708
6	(有)友正組	本宮市長屋字屋戸 8	44-4291	44-4292
7	(株)長谷川建設	本宮市仁井田字上山田 9	33-3330	33-3340
8	光建設(株)	本宮市本宮字戸崎 7-1	33-2370	33-2380
9	(株)武藤建設	本宮市本宮字欠下 47-1	33-2530	33-5674
10	(有)丸忠建設工業	大玉村大山字南小屋 88	48-4822	48-4823
11	石川工業(株)	本宮市白岩字堤崎 486-3	44-2563	44-3014
12	根本建設(株)本宮支店	本宮市和田字白幡 76-10	44-4755	
13	(有)津守造園	本宮市荒井字三本松 30	33-5835	34-3873
14	国分木材工業	本宮市白岩字大岩入 6	44-2058	44-2058
15	(有)エム・エス・ケー	大玉村玉井字前原 49-12	48-4405	48-3633
16	(有)アドワーク	本宮市本宮字小幡 63-7	63-2433	

第3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表（資料 66）

（災害救助法適用前はこの基準内で市長が定める）

（災害救助事務取扱要領 令和3年6月18日）

1 / 8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 （加算額） 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実績を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合においては避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者に供与する		法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

（資料 66）

2
/8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規格 建設型仮設住宅に準じる 2 限度額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,160円以内 2 被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合3日分支給可（大人、子供の差なし）	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を給食人員日数で除した金額が限度内であればよい。（1食は1/3日）

（資料 66）

3 / 8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考					
飲料水の 供与	現に飲料水 を得ることが できない者（飲料水及 び炊事のため の水であるこ と。）	当該地域にお ける通常の実 費	災害発生の日 から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝 具その他 生活必需 品の供与 又は貸与	全半壊（焼）、 流出、床上浸 水等により、 生活上必要 な被服、寝 具、その他生 活必需品を 喪失、若しく は毀損等によ り使用す ることがで きず、直ちに 日常生活を 営むことが 困難な者	1 夏季（4月～9月）冬 季（10月～3月）の季 別は災害発生の日をも って決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日か ら10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに加算	
		全 壊 全 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を 失った者 （応急的処 置）	1 救護班 使用した薬剤、治療 材料、医薬器具破損等 の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は別途計上					

(資料 66)

4
/8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
助 産	災害発生の 日以前又は 以後7日以 内に分娩し た者であっ て災害のた め助産の途 を失った者 (出産のみ ならず、死産 及び流産を 含み現に助 産を要する 状態にある 者)	1 救護班等による場 合は、使用した衛生材 料の実費 2 助産師による場合 は慣行料金の100分の 80以内の額	分娩した日か ら7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の 救出	1 現に生 命、身体が 危険な状態 にある者 2 生死不 明の状態 にある者	当該地域における通常 の実績	災害発生の日 から3日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の捜 索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した 住宅の応 急修理	1 住宅が 半壊(焼)若 しくはこれ らに準ずる 程度の損傷 を受け、自 らの資力に より応急修 理をすること ができない者 2 大規模 な補修を行 わなければ 居住すること が困難で ある程度に 住家が半壊 (焼)した 者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限 度の部分 1 世帯当たり ① 大規模半壊、中規模 半壊又は半壊若しくは 半焼の被害を受けた世 帯 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準 ずる程度の損傷により 被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日 から3か月以 内(災害対策基 本法第23条の 3第1項に規定 する特定災害 対策本部、同法 第24条第1項 に規定する非 常災害対策本 部又は同法第 28条の2第1項 に規定する緊 急災害対策本 部が設置され た災害にあっ ては、6か月以 内)	

（資料 66）

5
/8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
学用品の 供与	住家の全壊 （焼）流失 半壊（焼）又 は床上浸水 により学用 品を喪失又 は毀損等 により使用 することが できず、就 学上支障 のある小 学校児童、 中学校生徒、 義務教育 学校生徒 及び高等 学校等生 徒	1 教科書及び教科書 以外の教材で教育委 員会に届出又はその 承認を受けて使用し ている教材、又は正規 の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用 品1人当たり次の金額 以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日 から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通 学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する
埋 葬	災害の際死 亡した者を 対象にして 実際に埋葬 を実施する 者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる
死体の 搜索	行方不明の 状態にあり、 かつ、備考欄 に記載の事 情によりす でに死亡し ていると推 定される者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日 から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡したものと推 定している

（資料 66）

6
／8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
死体の 処理	災害の際死亡した 者について、死体 に関する処理（埋 葬を除く）をする	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以 内 （一時保存） 既存建物借上費： 通常の実費 既存建物以外： 1 体当たり 5,400 円以 内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から 10 日以内	1 検案は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は別途計 上 3 死体の一時保存にドラ イアイス購入費等が必要 な場合は当該地域にお ける通常の実費を加算で きる
障害物の 除去	居室、炊事場、玄 関等に障害物が運 び込まれているた め生活に支障をき たしている場合 で、自力では除去 することができな い者	市町村内において障害 物の除去を行った一 世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	
輸送費及 び賃金職 員等雇上 費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難 に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常 の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	
輸送費及 び賃金職 員等雇上 費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係 る支援	当該地域における通常 の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	災害が発生するおそれ段階 の救助は、高齢者・障がい者 等で避難行動が困難な要配 慮者の方の輸送であり、以下 の費用を対象とする ・避難所へ輸送するためのバ ス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降す るための補助員など、避難支 援のために必要となる賃金職 員等雇上費

(資料 66)

7
/8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当する者の給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（資料 66）

8 /

8

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること	救助の実施が認められる機関及び災害救助費の精算する事務を行う期間内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む
イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第4 震度階級（資料 67）

1 / 5

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際どのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある地震が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これにより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることもあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方の比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなど長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上など実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが震度計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					

（資料 67）

2 / 5

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。	

（資料 67）

3 / 5

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。		安全装置のあるガスメーターでは遮断装置が作動し、ガスの供給が停止する。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電が発生することがある。電話がつながりにくい状態（ふくそう）が起こることがある。	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。斜面は落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。地域単位でガスの供給が停止することがある。	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。斜面は落石やがけ崩れが発生することがある。

(資料 67)

4 / 5

震度 階級	人の体感 ・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、転倒するものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。通信業者により災害用伝言ダイヤルや災害用掲示板などの提供が行われる。一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。	地盤は地割れが生じることがある。斜面はがけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや倒れるものも多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに斜めや×状のひび割れ・亀裂が見られることがある。1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。	地盤では大きな地割れが生じることがある。斜面では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

(資料 67)

5 / 5

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していないほとんどの家具が移動したり、倒れたりし、飛ぶものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い住宅では、傾くものや倒れるものがさらに多くなる。 耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものが増える。 耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間層が変形し、まれに傾くものがある。	広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。	地盤では大きな地割れが生じることがある。 斜面では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

第4章 条例・規程・協定等

第1 防災関係

1. 本宮市防災会議条例（資料 68）

平成 19 年 1 月 1 日

条例第 18 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、本宮市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本宮市地域防災計画及び水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 1 人
- (2) 福島県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 1 人
- (3) 福島県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 9 人
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 安達地方広域行政組合南消防署長
- (8) 指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 3 人
- (9) 市長が特に必要と認めた機関の長 2 人

6 前項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき、解任されるものとする。

（議事等）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

2. 本宮市防災会議委員名簿（資料 69）

（令和3年12月）

番号	役職	職名	氏名	住所	電話
1	会長	本宮市長	高松 義行	本宮市本宮字万世 212	33-1111
2	委員(1号)	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長	福島 陽介	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331
3	委員(2号)	福島県東北地方振興局長	宇佐見 明良	福島市杉妻町 2-16	024-521-2709
4	委員(3号)	郡山北警察署本宮分庁舎所長	小林 裕司	本宮市本宮字万世 172-1	33-3110
5	委員(4号)	副市長	渡辺 正博	本宮市本宮字万世 212	33-1111
6	委員(5号)	本宮市教育長	松井 義孝	〃	
7	委員(6号)	本宮市消防団長	渡辺 明弘		
8	委員(7号)	安達地方広域行政組合 南消防署長	加藤 幸夫	本宮市高木字水境 18	33-2875
9	委員(8号)	NTT 東日本福島支店長	畠山 良平	福島市山下町 5-10	024-531-3000
10	〃	東北電力ネットワーク株式 会社郡山電力センター所長	菅野 淳	郡山市細沼町 1-5	024-932-6314
11	〃	福島交通(株) 郡山支社長	瀬谷 賢次	郡山市向河原町 2-23	024-944-5400
12	委員(9号)	本宮市女性団体連絡協議会 会長	遠藤 恵美子		
13	〃	6区館町行政区町内会自主 防災組織 代表	浜崎 光則		
14	〃	福島地方気象台長	桜井 美菜子	福島市松木町 1-9	024-534-0321
15	〃	陸上自衛隊第44普通科連 隊長	湯舟 道彦	福島市荒井字原宿 1	024-593-1212
16	委員(4号)	市民部長	荒川 貞伸	本宮市本宮字万世 212	33-1111
17	〃	建設部長	永田 達也	〃	〃
18	〃	保健福祉部長	辻本 弘月	〃	〃
19	〃	会計管理者	遠藤 敦子	〃	〃
20	〃	総務政策部 秘書広報課長	野々村知賀子	〃	〃
21	〃	教育部 幼保学校課長	川名 美和子	〃	〃
22	〃	市民部 白沢総合支所長	国分 孝寿	〃	44-2111
23	〃	産業部 農政課長	根本 裕三郎	〃	33-1111

任期：8号委員は、2年

3. 本宮市災害対策本部条例（資料 70）

平成 19 年 1 月 1 日
条例第 19 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、本宮市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

4. 本市における災害相互応援協定締結状況（資料 71）

● 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

（広域圏連絡調整市町村）

第2条 応援事務を迅速且つ円滑に遂行し、かつ各広域圏並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

（連絡責任者）

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- （1）食料、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- （2）応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- （3）応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- （4）その他第3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

但し、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- （3）派遣を要請する職員の職種及び人員
- （4）応援の場所及び経路
- （5）応援を必要とする期間

（自主応援）

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被害市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。これらの場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

（連絡会議）

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

（その他防災協定等との関係）

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書44通を作成し、5広域圏構成44市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年1月16日

- 「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」（44市町村）
 ○「災害時における相互応援協定」（17市町村：平成7年8月1日）
 ※下記のうち福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域17市町村）

市町村名	電 話	F A X	市町村名	電 話	F A X
福島地方広域行政圏内			相馬地方広域市町村圏		
◎福島市	024-536-3731	024-536-4370	◎相馬市	0224-37-2121	0244-34-4196
◎二本松市	0243-23-1111	0243-22-5411	◎原町市	0244-24-5231	0244-23-0311
伊達市	024-575-1111	024-576-7199	南相馬市	0244-24-5232	0244-23-0311
桑折町	024-582-2111	024-582-2479	新地町	0244-62-2111	0244-62-3194
国見町	024-585-2111	024-585-2181	飯館村	0244-42-1611	0244-42-1601
川俣町	024-566-2111	024-566-4066	亘理・名取広域行政圏		
飯野町	024-562-2111	024-562-2259	名取市	022-384-2111	022-384-2111
大玉村	0243-48-3131	0243-48-3137	◎岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
本宮市	0243-33-1111	0243-34-3138	◎亘理町	0223-34-1111	0223-34-7341
			山元町	0223-37-1111	0223-37-4144
			置賜広域行政圏		
			◎米沢市	0238-22-5111	0238-22-0498
			◎長井市	0238-84-2111	0238-83-1070
			南陽市	0238-40-3211	0238-40-3242
			高畠町	0238-52-1111	0238-52-1543
			川西町	0238-42-2111	0238-42-2724
仙南地域広域行政圏内			白鷹町	0238-85-2111	0238-85-2128
◎白石市	0224-25-2111	0224-24-4861	飯豊町	0238-72-2111	0238-72-3827
角田市	0224-63-2111	0224-62-4829	小国町	0238-62-2111	0238-62-5464
蔵王町	0224-33-2211	0224-33-4159	「◎」の市町村は 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定に基づく、各広域圏の「連絡調整市町村」		
七ヶ宿町	0224-37-2111	0224-37-2468			
大河原町	0224-53-2111	0224-53-3818			
村田町	0224-83-2111	0224-83-2952			
柴田町	0224-55-2111	0224-55-4172			
川崎町	0224-84-2111	0224-84-2111			
◎丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540			

● 郡山市・本宮市・大玉村災害相互応援協定

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、郡山市、本宮市、大玉村（以下「協定市村」という。）の区域において、火災・水災・震災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した市村（以下「被災市村」という。）の応援要請にこたえ、他の協定市村が被災市村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災市村（以下「応援要請市村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部課を通じて、電話又は電信等により、他の協定市村に応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市村（以下「応援市村」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市村の区域において激甚な災害が発生したことが明らか場合は、協定市村は、自らの判断により自主応援活動を実施することができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援活動に要した経費は、応援要請市村の負担とする。ただし、被害状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援要請市村と応援市村が当該経費の負担について協議して決定する。

（災害補償及び損害賠償）

第5条 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市村の負担とする。

2 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市村が、応援要請市村への往復の途中において生じたものについては応援市村がそれぞれ負担するものとする。

（連絡担当部課）

第6条 協定市村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定の締結に関し定めのない事項については、協定市村が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成19年7月3日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、協定市村それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月3日

連絡担当部課

市町村名	担当部課・係	電話番号	F A X
郡山市	総務部消防防災課 防災係	024-924-2161	024-935-0683
本宮市	市民部防災対策課 消防防災係	0243-24-5365	0243-34-2724
大玉村	住民税務部住民生活課 生活安全係	0243-48-3131	0243-48-3137

● 上尾市との災害時相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、本宮市及び上尾市（以下「協定市」という。）のいずれかの団体の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）単独では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるときに、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市が応援要請する応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- （3）被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （4）救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受け入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援の要請手続き）

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）被災者の一時受け入れを要請する場合にあっては、一時避難を希望する者の人数及び期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的活動）

第4条 応援を行う市（以下「応援市」という。）は、災害の際に通信途絶等により被災市から前条の要請がない場合は、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により被害が甚大であることを判断し、かつ、被災市と連絡できない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援市は、被災直後自主的な応援活動のための職員を派遣する場合には、派遣職員が消費し、又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 応援市は、前項の規定により職員を派遣した場合は、被災市から前条に基づく応援要請があったものとみなすこととする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 応援市から派遣された職員は、被災市の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、

応援市は、一時立替支弁するものとする。

3 応援市から派遣された職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

4 応援市から派遣された職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときにあつては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたときにあつては応援市が、賠償の責任を負うものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第8条 協定市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする

（交流の促進）。

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるようにするため、日常ごろから、教育団体、青少年団体、自治会等を含めた市民レベルの幅広い交流促進に努めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日1月前までに申出がないときは、この期間は、さらに3年間延長されるものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定団体で協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、本宮市長及び上尾市長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年11月11日

● 全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

（目的）

第1条 この覚書は、全国へそのまち協議会規約に基づき、当協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）のいずれかの市町村域内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）で十分な応急措置が実施できない場合、加盟市町村が相互に応援し、応急対策及び復旧活動に万全を期することを目的として締結する。

（連絡体制）

第2条 加盟市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。なお、災害の状況等により連絡担当課を変更する場合は、速やかに他の加盟市町村に連絡を行うものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策、復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

（応援の要請）

第4条 応援を要請しようとする被災市町村は、災害の概要を明らかにして、第2条に定める連絡担当課を通じて口頭、文書等で応援を要請するものとする。

（応援の実施）

第5条 応援を要請された加盟市町村は、要請の内容に基づき、可能な範囲で応援に努めるものとする。

2 加盟市町村は、必要と認めるときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができる。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、原則として応援を要請する被災市町村が負担するものとする。ただし、加盟市町村が自主的に応援をした場合は、原則として加盟市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した加盟市町村の間で協議して定めるものとする。

（情報等の交換）

第7条 加盟市町村は、この覚書に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な情報、資料等を相互に交換するものとする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、加盟市町村が協議して定めるものとする。

平成30年9月4日

北海道富良野市長	北	猛	俊
福島県本宮市長	高	松	義行
栃木県佐野市長	岡	部	正英
群馬県渋川市長	高	木	勉
山梨県中央市長	田	中	久雄
兵庫県西脇市長	片	山	象三
奈良県吉野町長	北	岡	篤
岡山県吉備中央町長	山	本	雅則
熊本県山都町長	梅	田	穰
沖縄県宜野座村長	當	眞	淳

● 郡山市と本宮市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

郡山市及び本宮市は、こおりやま広域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、郡山市及び本宮市が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 郡山市及び本宮市は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割分担をして連携を図るものとする。

（連携する取組等）

第3条 郡山市及び本宮市が相互に連携する取組、当該取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する具体的な事業については、郡山市及び本宮市が協議して別に定める。

（費用分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する費用の分担については、郡山市及び本宮市が協議して別に定める。

（協議）

第5条 郡山市長及び本宮市長は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

（協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、郡山市及び本宮市の協議によるものとする。この場合において、郡山市及び本宮市は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、郡山市及び本宮市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成31年1月23日

令和2年7月8日 一部変更

郡山市
郡山市長 品川 万里

本宮市
本宮市長 高松 義行

● 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下（甲）という。）と、本宮市長（以下（乙）という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 本宮市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 本宮市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めるとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成23年5月19日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 福島県本宮市本宮字万世212
本宮市長 高松 義行

● 災害時における宿泊施設の提供に関する協定

本宮市（以下「甲」という。）と有限会社 千鶴荘（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）の発生時における高齢者等の特段の配慮が必要な方への宿泊施設及び入浴の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙が所有する宿泊施設「ホテルフォーシーズ」への宿泊及び入浴の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 履行の場所
- (2) 受入人数、提供部屋数その他の履行内容
- (3) 履行の期日及び期間
- (4) その他必要な事項

（受入対象者）

第5条 宿泊施設等への受入対象とする特段の配慮が必要な方とは、次のとおりとする。

- (1) 高齢者や妊婦、障がい者等の避難行動要支援者及び新型コロナウイルス感染症のリスクが高い方で、甲が必要と認めた方
- (2) その他上記(1)に規定する方の家族等甲が必要と認めた方

（受入対象期間）

第6条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ第5条に規定する受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（宿泊施設等への対象者の割振り）

第7条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

（経費）

第8条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

（1）1泊1人あたり6,600円（消費税込）

（受入実績の報告と経費の請求）

第9条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（様式3）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

（1）氏名、性別及び年齢

（2）住所

（3）宿泊期間及び泊数

（4）金額

（5）対象者の要件（上記第5条）

（6）特記事項

（経費の支払い）

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を收受した日から30日以内に支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）

第11条 甲及び乙は、災害等発生における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和2年9月16日

甲 福島県本宮市本宮字万世 212
本宮市
本宮市長 高松 義行

乙 福島県本宮市本宮字南町裡 29
有限会社 千鶴荘
代表取締役 北沢 忠義

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	本宮市の役割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築	産学金官民一体となった経済戦略の策定等や、国の成長戦略実施のための体制整備等に取り組む。	本宮市と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築に取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新産業・新事業の創出、人材育成、産業イノベーションの実現等、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。	本宮市と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地場産品の販路拡大、6次産業化の推進等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	本宮市と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
(4) 戦略的な観光施策の推進	観光客の誘致、圏域全体の観光資源を活用したプロモーション等、戦略的な観光施策の推進に取り組む。	本宮市と連携して、戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取 組	内 容	郡山市の役割	本宮市の役割
(1) 高度な医療サービスの提供	病院機能の充実・強化等、高度な医療サービスの提供に取り組む。	本宮市と連携して、高度な医療サービスの提供に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高度な医療サービスの提供に取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	主要駅周辺等の整備や広域的な交通体系の整備、空港の利用促進等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	本宮市と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	高等教育・研究開発機関と連携し、人材の育成や産業の活性化等、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	本宮市と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	本宮市の役割
(1)地域医療・福祉・子育ての充実	在宅医療・介護の連携促進、高齢者・障害者等への支援、子育て環境の充実等に取り組む。	本宮市と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に取り組む。
(2)教育・文化・スポーツの振興	学校教育や生涯学習、文化・スポーツ活動の推進等、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	本宮市と連携して、教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
(3)広域的な土地利用の促進	圏域の特性を生かした都市空間の形成や土地利用のあり方に関する調整等、広域的な土地利用の促進に取り組む。	本宮市と連携して、広域的な土地利用の促進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、広域的な土地利用の促進に取り組む。
(4)地域振興	地域を担う人材の育成やコミュニティの強化、にぎわいの創出等、地域振興に取り組む。	本宮市と連携して、地域振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域振興に取り組む。
(5)災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	本宮市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に取り組む。
(6)環境対策の推進	気候変動への対応や、自然エネルギーの導入促進等、環境対策の推進に取り組む。	本宮市と連携して、環境対策の推進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、環境対策の推進に取り組む。
(7)地域公共交通の充実	公共交通の利用促進や生活交通の確保等、地域公共交通の充実に取り組む。	本宮市と連携して、地域公共交通の充実に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。

取 組	内 容	郡山市の役割	本宮市の役割
(8) ICTインフラの整備	ICTプラットフォームの構築やICTの効果的な利活用に取り組む。	本宮市と連携して、ICTインフラの整備に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、ICTインフラの整備に取り組む。
(9) 道路等の社会インフラの整備・維持	広域的な交流や地域間の連携を支える道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。	本宮市と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。
(10) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	食の安全を確保した消費の定着や、地場製品の販売促進等、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。	本宮市と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。
(11) 圏域内外の住民との交流・移住促進	多様な交流の促進や移住・定住に向けた情報発信、受入体制の構築等、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。	本宮市と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。
(12) 圏域マネジメント能力の強化	人材の育成や多様なネットワークの構築等、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。	本宮市と連携して、圏域マネジメント能力の強化に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。

第5章 本宮市水防計画

第1 総則

1. 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、福島県知事から水防管理団体に指定された本宮市が、同法第33条第1項の規定に基づき、本宮市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本宮市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

2. 水防計画

この計画は、本宮市水防計画として、本宮市防災会議が作成及びその実施を推進する。

第2 水防組織

1. 水防本部

水防法第10条、第11条、第16条及び気象業務法第14条の2の規定に基づき、水防に係る特別警報・警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから、そのおそれがなくなったと認められるときまで、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

（1）設置基準

次のア～ウに該当したとき、及び水防本部長が必要であると認めたときに設置する。

ただし、注意報の場合は諸状況を判断の上、水防本部長が特に必要であると認めた場合に限り設置するものとする。

ア 次の気象注意報及び警報、特別警報が発表されたとき。

注 意 報：大雨、洪水の各注意報

警 報：大雨、洪水の各警報

特別警報：大雨特別警報

イ 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。

ウ 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。

エ その他水防本部長が必要であると認めたとき。

（2）事務局

水防本部の事務局は防災対策課に置くものとする。

（3）水防本部の係員の非常参集

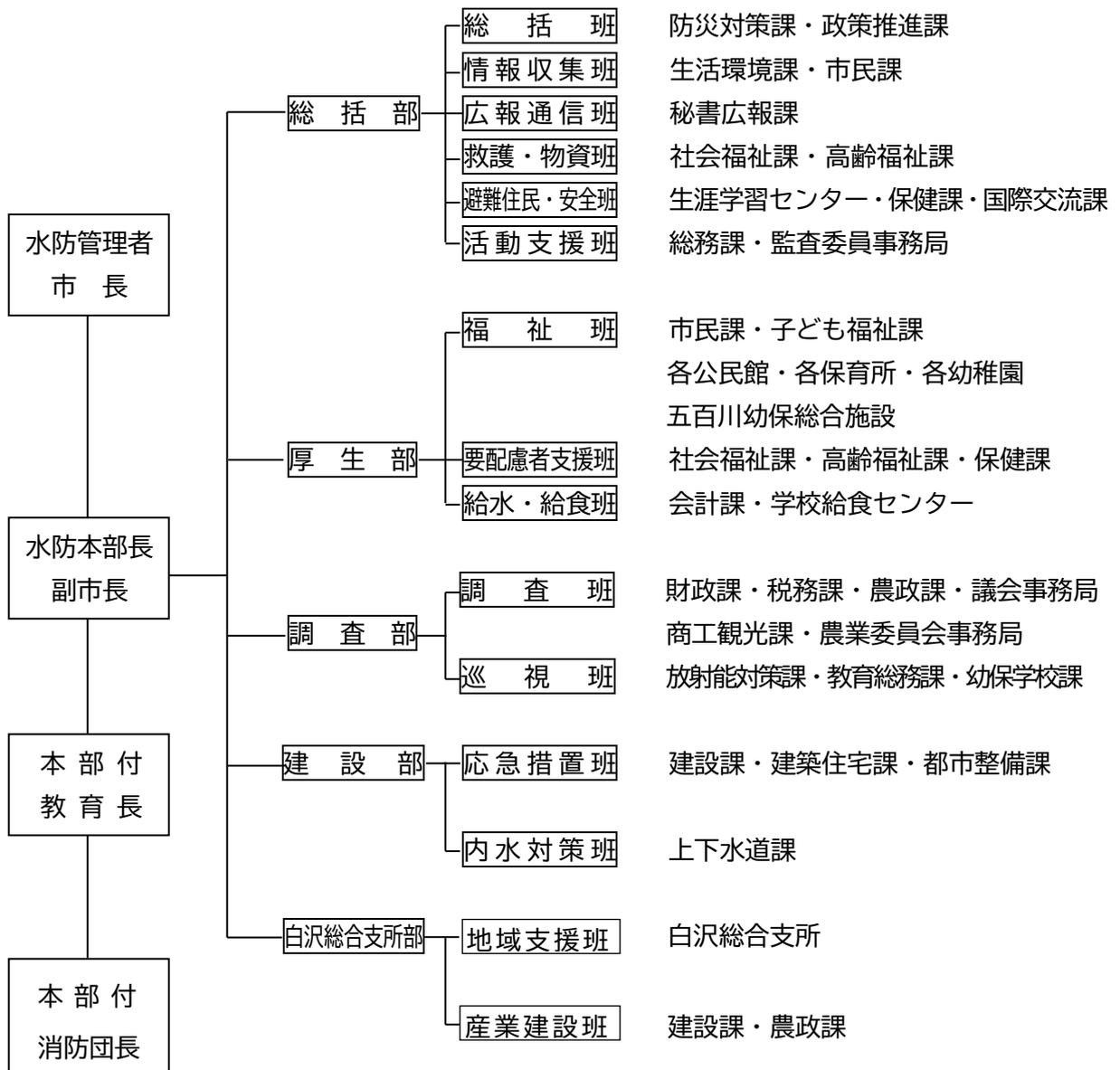
事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

2. 水防本部の組織

(1) 水防本部組織表

水防本部の組織は、水防本部組織表による。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、本市に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。



(2) 水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

本宮市水防本部の事務分掌

部名	班 名	分 掌 事 務
総 括 部	総 括 班	1 水防本部長の命令伝達に関する事。 2 各部との連絡調整に関する事。 3 国・県等に対する報告に関する事。 4 消防機関との連絡調整に関する事。 5 水防本部の記録に関する事。 6 水防本部の庶務・財務に関する事。 7 警察署との連絡に関する事。 8 その他各班の所掌に属さないこと。
	情報収集班	1 災害情報の収集及び集約に関する事。
	広報通信班	1 広報・情報伝達に関する事。
	救護・物資班	1 救護所の設置・運営に関する事。 2 支援物資等受付・配分に関する事。
	避難住民・安全班	1 避難者の名簿作成に関する事。 2 避難者の安全確保に関する事。
	活動支援班	1 非常招集、職員動員に関する事。 2 出動職員の給食に関する事。 3 被災職員に関する事。
厚生部	福 祉 班	1 避難所の確保・管理に関する事。 2 罹災者の寝具・収容等に関する事。 3 罹災者に対する援護対策に関する事。 4 義捐金等の受付配布に関する事。
	要配慮者支援班	1 要配慮者の支援に関する事。 2 環境衛生・食品衛生の保持に関する事。 3 伝染病の予防・医薬品・衛生資材の確保、配分に関する事。
	給水・給食班	1 断水時における飲料水の供給に関する事。 2 給食に関する事。
調査部	調 査 班	1 被害状況（公有財産・農作物等を含む。）調査に関する事。 2 罹災世帯及び世帯人員の調査に関する事。
	巡 視 班	1 河川周辺・内水被害の巡視に関する事。
建設部	応急措置班	1 水防活動指導、資機材の調達・受払に関する事。 2 被害地の応急対策に関する事。 3 建設業組合との連絡調整に関する事。
	内水対策班	1 雨水排水ポンプ場の監視・稼働、情報の収集に関する事。

支所部 白沢総合	地域支援班	1 災害情報の収集及び集約に関する事。 2 広報・情報伝達に関する事。 3 非常招集、職員動員に関する事。 4 出勤職員の給食に関する事。
	産業建設班	1 河川等の巡視に関する事。 2 被害状況（公有財産・農作物等を含む。）調査に関する事。 3 被害地の応急対策に関する事。

第3 重要水防区域

重要水防区域並びに溜池調書

- (1) 直轄管理河川・・・別表－1（P122）
- (2) 県管理河川・・・別表－2（P123）
- (3) 市管理河川・・・別表－3（P123）
- (4) 溜池・・・別表－4（P124）

第4 水防施設

1. 水防倉庫の資器材備蓄基準

(1) 水防資材取扱要領

- ア 資材の使用に際しては、水防以外の如何なる工事にも使用することを許さないものとする。
- イ 資材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

(2) 水防倉庫

次の基準をもとに、危険区域の実態に即応した、必要な器具資材等を備えておくものとする。

	品名、規格	単 位	数 量		品名、規格	単 位	数 量
器	スコップ	丁	60	資	丸太（2.0m）	本	50
	掛矢	〃	35		〃（2.5m）	〃	100
	唐ぐわ	〃	40		〃（3.5m）	〃	50
	ペンチ	〃	20		土のう袋	袋	2,000
具	おの	〃	10	材	ビニールシート	枚	10
	なた	〃	15		縄	丸	20
	鋸	〃	15		鉄線	Kg	20
	鎌	〃	15				

（備 考）

- * 竹材、モッコ、その他、水防工法上必要な資機材若干量も備蓄しておくこと。
- * 低湿地帯で土のう用土砂の採取不可能な地区については、土砂を備蓄しておくこと。
- * 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

2. 調達可能水防資材

備蓄資材の使用または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、水防資材取扱業者と予め連絡調整をしておくものとする。

なお、各分団において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各分団長は当該地域の業者により調達するものとする。この場合は、その旨を水防管理者あて報告するものとする。

3. 輸送

(1) 水防資材、器具の輸送のためトラックなどの運搬具を整備し、必要に際して緊急輸送に当たらせるものとする。

(2) 緊急のため運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先せしめるものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

4. 費用負担と公用負担

(1) 費用負担（法第41条、第42条）

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は各々当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって決める。

又、水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

(2) 公用負担（法第28条）

水防のため必要あるときは、水防管理者、水防団長、又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

必要な土地の一時使用

土石、竹林、その他の資材の使用

車両、その他の運搬具又は、器具の使用

工作物その他の障害物の処分

ア 公用負担権限証明書

水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。

<p style="text-align: center;">第 号 公用負担権限証明書</p> <p style="text-align: center;">本宮市消防団</p> <p>上記の者 区域における水防法 第28条第1項の権限行使を委任すること を証明する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本宮市長 印</p>	<p style="text-align: center;">水 防 法</p> <p>第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。</p>
---	---

イ 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的別の所有者又は、これらに準ずるべき者に手渡して、これをなすものとする。

<p>第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">公 用 負 担 命 令 票</p>		
1	目的物 種類	数 量
2	負担の内容 使用、収用、処分	
	令和 年 月 日	
	様	
	本宮市長	印
	事務担当者	印

第5 水位、雨量の観測所

1. 水位観測所

(1) 水防活動に必要とする量水標

番号	河川名	量水標 の名称	位置		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	通報先	管理者
			大字	字				
1	阿武隈川	本宮水位	本宮	下町	4.00m	5.00m	国土交通省	国土交通省
2	安達太良川	本宮雨量水位	本宮	上千束	1.30m	2.00m	二本松土木事務所	二本松土木事務所
3	五百川	荒井水位	荒井	諸小沢	3.50m	4.80m	二本松土木事務所	二本松土木事務所

2. 雨量観測所

(1) 水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員名
1	福島県	本宮雨量水位	本宮市本宮字上千束58-23	二本松土木事務所

(2) その他の観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員名
1	本宮市	本宮市役所 白沢総合支所	本宮市白岩字堤崎494-22	本宮市役所 白沢総合支所
2	国土交通省	本宮 (国道4号線)	本宮市青田	国土交通省 福島河川国道事務所

第6 気象情報、水防情報の連絡

1. 水防通信連絡

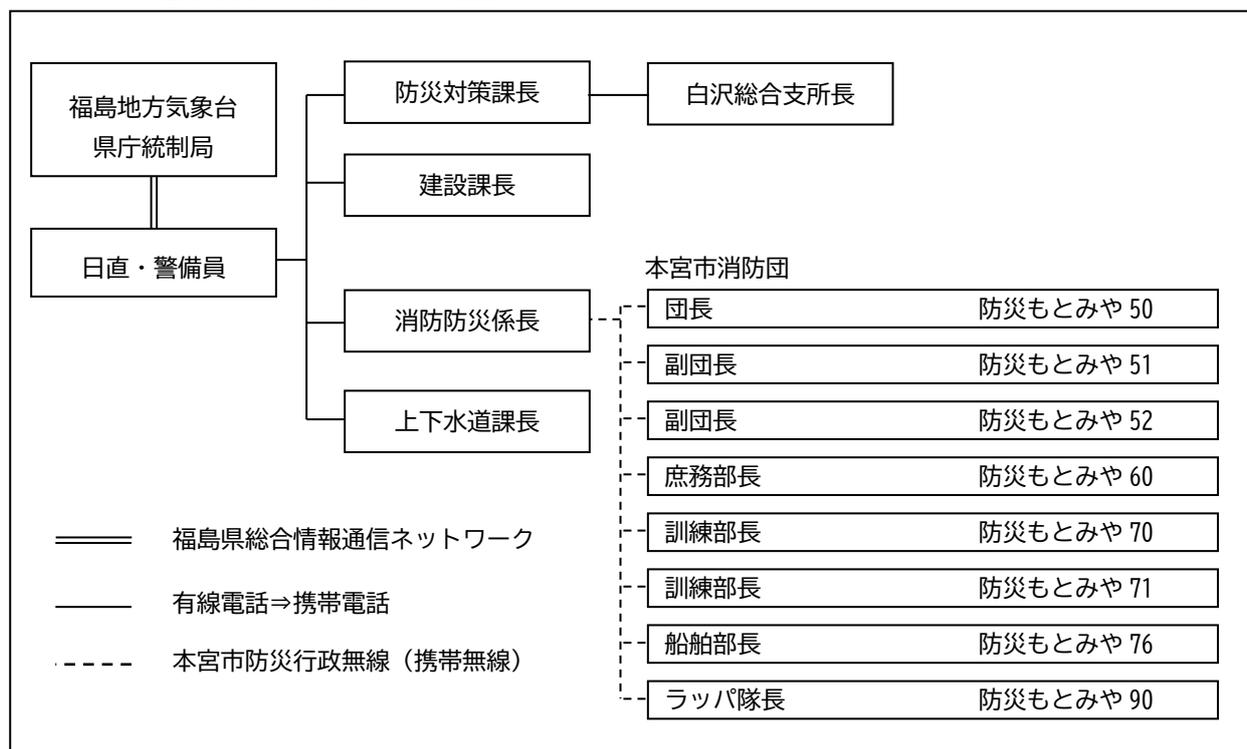
(1) 水防関係機関連絡表

通 報 先	局 名	番 号	摘 要
福島県二本松土木事務所	二本松 0243	(22)1151	
国土交通省福島河川国道事務所	福 島 024	(546)4331	
国土交通省福島河川国道事務所郡山出張所	郡 山 024	(943)6591	

(2) 庁内水防用務連絡表

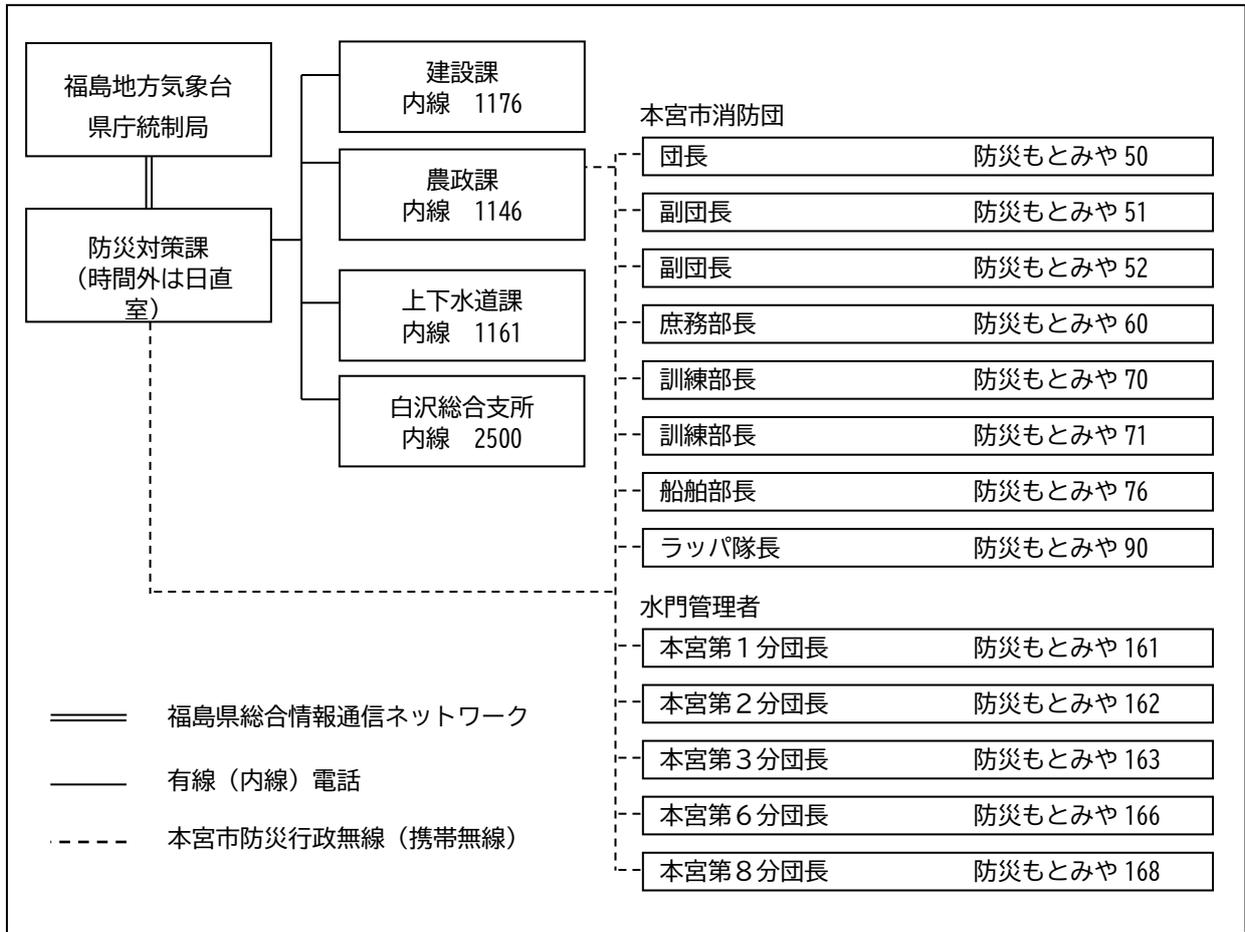
課 名	庁内電話番号	課 名	庁内電話番号
防災対策課	24-5365 内線 1119	農 政 課	24-5385 内線 1146
財 政 課	24-5305 内線 1131	商工観光課	24-5381 内線 1141
建 設 課	24-5391 内線 1176	上下水道課	24-5413 内線 1161
白沢総合支所	44-2111 内線 2500		

(3) 退庁後水防用務連絡系統図

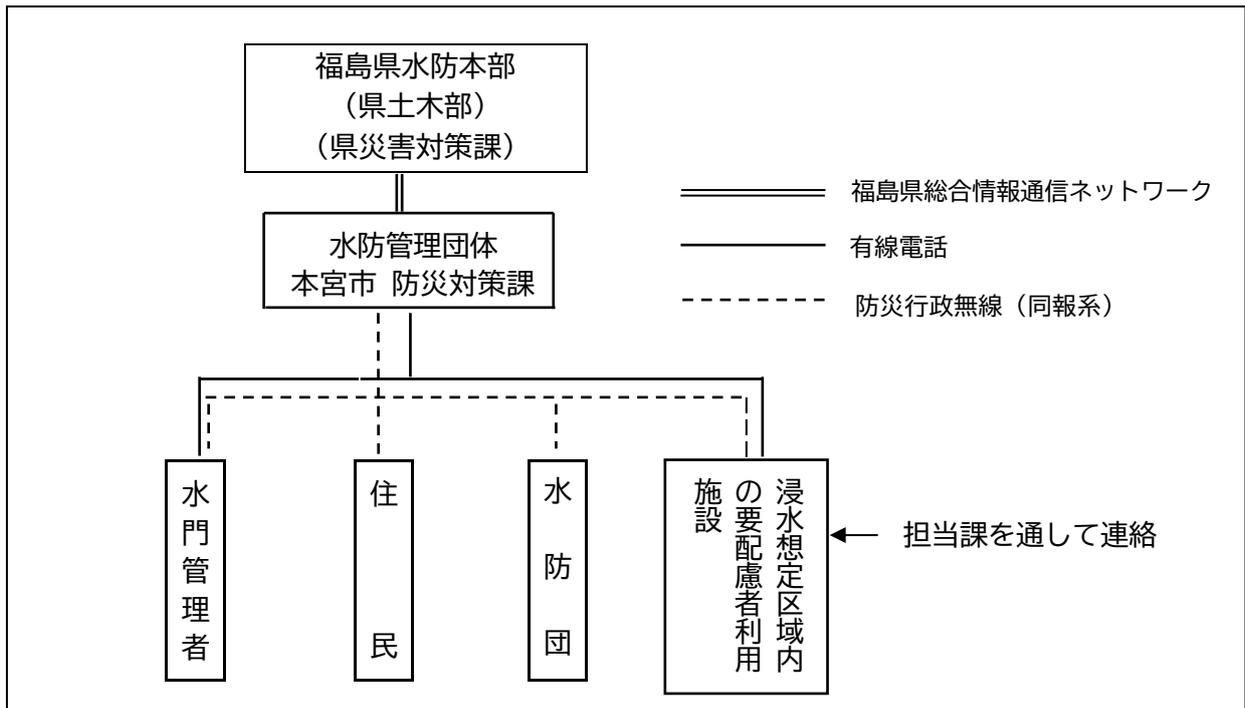


2. 通報と伝達の系統図

(1) 水防用気象予警報伝達系統図



(2) 水防警報伝達系統図



第7 水防警報

水防法第16条第1項により国土交通大臣並びに県知事が水防警報を行う指定河川等、及び警報要領は次のとおりである。

1. 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 阿武隈川

ア 水防警報を行う区域

河川名	区 域	
阿武隈川	左岸 福島県須賀川市前田川字二枚橋地先 右岸 // 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先	} 須賀川市乙字大橋から
	左岸 // 二本松市上川崎字畑中地先 右岸 // 二本松市小セ川地先	
	左岸 福島県福島市黒岩字房ノ内地先 右岸 // 福島市小倉寺字加登内地先	} 福島市蓬莱橋から
	左岸 宮城県伊具郡丸森町耕野字岩92番の1地先 右岸 福島県伊達市梁川町舟生字明神前地先	

イ 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	所在地	氾濫注意水位	氾濫危険水位
阿武隈川	須賀川	須賀川市江持	4.50m	7.70m
//	阿久津	郡山市阿久津町	5.50m	7.90m
//	本宮	本宮市本宮	5.00m	7.90m

ウ 水防警報発表者

発表責任者 東北地方整備局 福島河川国道事務所長

エ 対象量水標の水防警報の範囲

河川名	量水標名	待機	準備	出動	解除	その他特に必要な事項
阿武隈川	本宮	水位4.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.50mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位5.00mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通知する

第8 水防活動

1. 水防巡視

(1) 水防本部長は、洪水予報などの通知を受けたときは、直ちに各河川の消防分団長に対しその通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、河川水位が〔第5の1〕水位観測所の水防団待機水位又は氾濫注意水位に達したときは、直ちに関係消防団長に通知するとともに、福島県水防信号規則（昭和24年規則第91号）に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動に当たらせるものとする。

(2) 分団の水防受持区域

担当分団	受け持ち区域	人員	集合場所	責任者
本宮 第1分団	鳴瀬・太郎丸・上町・中条・下町の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第1分団屯所	本宮 第1分団長
本宮 第2分団	荒町・仲町・大町・弁天・作田・大貫の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第2分団屯所	本宮 第2分団長
本宮 第6分団	仁井田の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第6分団屯所	本宮 第6分団長
本宮 第7分団	高木の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第7分団屯所	本宮 第7分団長
白沢 第1分団	糠沢の区域を流れる河川	25人	白沢 第1分団屯所	白沢 第1分団長
白沢 第2分団	和田の区域を流れる河川	25人	白沢 第2分団屯所	白沢 第2分団長

(3) 各分団長は洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況などを水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防管理者の指示に基づき水防信号の第1信号により地域住民に周知するものとする。

(4) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し洪水の恐れを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第2信号を打鐘し、団員を召集し水防活動にあたらせるものとする。

(5) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第3信号を打鐘するものとする。

(6) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立ち退きを必要と認めるときは直ちに水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するものとする。

2. 出動及び水防作業

(1) 水防管理者が管下の消防団を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合。
- イ 水防警報指定河川等にあつては知事等からの警報を受けた場合。
- ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合。

(2) 水防法第17条による水防団の出動段階は次のとおりである。

- 第1段階 待機 水防団の足止めを行うもの。
(概ね水防に関係する気象情報等が発せられ、洪水が予想される場合。)
- 第2段階 準備 水防活動の準備を通知するもの。
(概ね河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。)
- 第3段階 出動 水防団の活動を通知するもの。
(概ね河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるとき。)
- 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。
(概ね水防警報等が解除され、かつ河川が氾濫注意水位以下になる等、水防上の危険が解消されたとき。)

(3) 水防作業の留意点

- ア 水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。
- イ 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- ウ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重に期し、私語を慎み、「漏水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人身を動揺させてはならない。
- エ 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。
- オ 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置をとるものとする。

3. 水防通報及び避難場所

(1) 決壊等の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を二本松土木事務所及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体並びに東北地方整備局福島河川国道事務所に通報するものとする。通報を受けた土木事務所はこれを水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。

(2) 避難のための立退き

水防管理者が必要と認めたときは、各種の広報手段によって、水防法第29条の規定による立ち退き又はその準備を指示する。水防管理者は、予定立ち退き先、経路及び可能水防措置をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 水防通報及び避難場所

番号	河川名	決壊予想位置		戸数	人員	避難場所
		大字	字			
1	阿武隈川	高木	猫田、長畑他	51	154	高木地区公民館、総合体育館
2	〃	仁井田	葉山、石田	2	5	仁井田地区公民館
3	〃	本宮	弁天	7	21	多世代交流施設あぶくま憩の家
4	安達太良川	本宮	欠下、千代田	40	120	本宮まゆみ小学校 本宮第一中学校体育館
5	〃	本宮	馬場	56	168	本宮小学校
6	〃	本宮	矢来	120	360	本宮まゆみ小学校 本宮第一中学校体育館
7	百日川	本宮	柳ノ内	2	7	多世代交流施設あぶくま憩の家
8	五百川	仁井田	葉山、一里壇	5	5	仁井田地区公民館

4. 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がないと認めたときは、水防解除を命じこれを一般に周知させる。

5. 水防活動の報告

- (1) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に別記様式により水防管理者に報告しなければならない。
- (2) 水防管理者は土木事務所経由で知事に水防活動を報告するものとする。

第9 水防演習

水防法第32条の2により毎年消防団等による水防訓練を行うものとする。

1. 実施期日

6月～8月

2. 実施内容

(1) 水防訓練

水防工法、救助、広報等の訓練

(2) 水防のPR

水防の重要性をポスター、パンフレット、しおり等で住民にPRする。

別表－1 直轄管理河川

阿武隈川 【令和3年度評定】

番号	距離標	重要水防区域		予想される 危険概要及び 評価種別	対策水防工法
		地区名及び 左右岸の別	延長 m		
1	67.6K+100	本 宮 左 岸	486	堤防高 B	積土のう
	68.0K+125		486		
2	68.0K+125	〃	124	堤防高 B	積土のう
	68.2K +50		124		
3	68.0K+125	〃	工作物	昭代橋 B	
4	68.2K +95	〃	128	堤防高 B	積土のう
	68.4K +25		128		
5	68.4K +80	〃	工作物	安達橋 B	
6	69.4K+ 55	〃	82	堤防高 A	積土のう
	69.4K+135		82		
7	63.6K+175	白沢下流 右 岸	721	堤防高 A	積土のう
	64.4K+ 80		721		
8	67.0K+ 50	本 宮 右 岸	1,071	危険箇所 67.2K B	積土のう
	68.0K+145		1,071		
9	68.4K+160	〃	工作物	百目木樋管 A	
10	67.6K+ 90	本 宮 左 岸	100	旧河道	
	67.6K+165		100		
11	68.2K+100	〃	128	新堤防	
	68.4K+ 20		128		
12	68.4K+ 25	〃	723	新堤防	
	69.0K+ 95		723		
13	69.0K+160	〃	162	新堤防	
	69.4K+ 55		162		
14	68.0K+145	本 宮 右 岸	359	新堤防	
	68.4K+100		359		
15	68.4K+120	〃	59	旧河道	
	68.4K+180		59		
16	68.6K+135	〃	1,001	新堤防	
	69.8K+ 15		979		
17	69.6K+170	〃	22	旧河道	
	69.6K+190		22		

注)上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

別表－2 県管理河川

番号	河川名	消防分団名	重要水防区域			予想される危険概要 戸数・氾濫面積	被災予想区域
			左右岸の別	位置 字名	延長 m		
1	安達太良川	本宮 第1分団 第2分団	両岸	本宮字下町 (千代田橋)	900	溢水 78戸・3ha	本宮字南町裡 本宮字馬場
2	百日川	本宮 第2分団	両岸	本宮字柳ノ内 本宮字弁天	720	溢水 32戸・2ha	本宮字柳ノ内 本宮字弁天
3	五百川	本宮 第8分団	両岸	関下字大柳 関下字向川原	600	溢水 8戸・8ha	仁井田字瀬戸川 仁井田字下ノ原
4	五百川	本宮 第5分団 第6分団	両岸	仁井田字一里壇 荒井上字恵畑	2,500	溢水 11戸・8ha	仁井田字一里壇 荒井字葉山
5	仲川	白沢 第1分団	両岸	糠沢字小田部	800	溢水	糠沢字小田部
6	朝日出川	白沢 第3分団	両岸	白岩字田中		溢水	白岩字田中

別表－3 市管理河川

番号	河川名	消防分団名	重要水防区域			予想される危険概要	被災予想区域
			左右岸の別	位置 字名	延長 m		
1	作田排水路	本宮 第2分団	両岸	本宮字作田	600	溢水	本宮字作田 本宮字大貴
2	百目木排水路	本宮 第7分団	両岸	高木字百目木	300	溢水	高木字百目木 高木字舟場
3	堂川	本宮 第6分団	両岸	仁井田字一里壇	600	溢水	仁井田字一里壇 仁井田字葉山
4	矢沢川	本宮 第8分団	両岸	岩根字矢沢	100	洗掘	岩根字輪ヶ渚 岩根字矢沢
5	関下排水路	本宮 第8分団	両岸	関下字下関下	200	洗掘	関下字下関下 関下字諸子沢

別表－4 溜池

番号	池 沼 名	水系名支線名	所 在 地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m ³)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	要改修 内 容
1	蛇ノ鼻上ノ池	阿武隈川・安達太良川	本宮字蛇ノ鼻 71	6 0	土堰堤	24,000	5.5	81	
2	蛇ノ鼻中ノ池	〃	本宮字蛇ノ鼻 74	6 0	〃	55,000	6.4	153	
3	蛇ノ鼻下ノ池	〃	本宮字天ヶ 63-2	6 0	〃	19,000	7.0	89	
4	宮ノ池	阿武隈川・瀬戸川	本宮字平井 339	5	〃	5,900	2.9	65	
5	兼谷池	阿武隈川	本宮字兼谷	4	〃	5,900	3.5	50	
6	ヒシ池	阿武隈川・瀬戸川	本宮字平井 78	5	〃	2,900	2.3	66	
7	年中池	〃	青田字年中	1 1	〃	7,000	13.0	90	
8	錫杖池	〃	青田字碓森 538	1 1	〃	3,500	4.5	76	
9	新池	〃	青田字西原	6	〃	17,000	8.3	275	
10	大谷池	〃	青田字大谷 537	5 0	〃	59,000	3.8	288	
11	金亀池	〃	青田字右城久保	5	〃	2,000	3.1	69	
12	銭亀池	〃	青田字右城久保	5	〃	5,000	3.6	97	
13	戸張池	〃	青田字戸張	1 0	〃	17,000	5.5	101	
14	蔵内池	〃	青田字蔵内 38	7	〃		2.2	60	
15	大池	阿武隈川・五百川	岩根字池ノ下	4 0	〃	59,000	7.5	26	
16	静ヶ池	〃	岩根字深沢	6	〃	5,000	4.4	108	
17	三池	〃	岩根字三合原	5	〃	5,000	4.3	124	
18	荒池	〃	岩根字三合原	6	〃	9,000	5.9	108	
19	二ツ池上	〃	岩根字蛇沢	5	〃	10,000	6.7	127	
20	茗荷池	〃	岩根字入茗荷	2 6	〃	2,000	5.1	83	
21	鳥足池	阿武隈川	高木字水境 17	1 0	〃	9,000	6.6	30	
22	明戸石池	〃	高木字明戸石	2 0	〃	3,000		53	
23	大池	〃	高木字重石 1	2 0	〃	14,000	12.0	67	
24	重石池	〃	高木字重石 14	2 0	〃	12,000	12.0	77	
25	新池	〃	高木字中滝 42	1 0	〃	2,000	4.0	40	
26	中滝池	〃	高木字中滝 40	1 0	〃	7,000	7.0	47	
27	滝ノ入池	〃	高木字中滝 33	1 0	〃	3,000	5.5	89	
28	中前田池	阿武隈川・五百川	岩根字中前田 37	2 2	〃	2,600	2.2	50	
29	東前田池	〃	岩根字東前田 39	2	〃	1,000	2.0	22	
30	二ツ池下	〃	岩根字蛇沢	5	〃	6,500	5.2	95	
31	長箴池	阿武隈川・瀬戸川	青田字長箴 31	2	〃	2,100	3.2	60	
32	小池	〃	青田字小池 47-1	2	〃	800	1.8	45	
33	作田上ノ池	阿武隈川	字作田 1	2	〃	1,100	2.2	38	
34	作田下ノ池	〃	字作田 23	2	〃	1,300	2.7	34	
35	寺池	〃	高木字舟場 56	2	〃	2,000	2.6	66	
36	白旗溜池	阿武隈川・仲川	和田字白旗 28	2 3 5	〃	11,900	7.2	95	

番号	池沼名	水系名支線名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
37	真光寺大池	〃	和田字西明内 144	2	〃	4,300	3.5	66	
38	返シ内池	〃	和田字返シ内 38	5	〃	4,300	3.5	58	
39	中島池	〃	和田字戸ノ内 177	3	〃	1,700	4.0	24	
40	小館池	阿武隈川・浅川	和田字小館 132	5	〃	4,100	3.0	35	
41	桜内池	阿武隈川・仲川	和田字久保入 56	3	〃	2,800	4.0	35	
42	荒池	〃	糠沢字礼堂 23	7	〃	9,000	3.0	90	
43	礼堂池	〃	糠沢字礼堂	2	〃	1,200	3.8	44	
44	八幡田池	〃	糠沢字葭池 164	3	〃	2,600	4.0	45	
45	池端池	〃	糠沢字羽黒 337	2	〃	500	2.0	34	
46	東笹田池	〃	糠沢字東笹田 65	4	〃	1,500	2.5	47	
47	尽沢池	〃	糠沢字石ヶ作 61	3	〃	1,700	3.3	34	
48	西笹田池	〃	糠沢字西笹田 115	9	〃	7,100	2.6	60	
49	貉池	〃	糠沢字高松 226	4	〃	500	3.0	32	
50	高松池	阿武隈川	糠沢字高松 100	4	〃	300	2.7	31	
51	長屋平大池	阿武隈川・白岩川	長屋字大池 18	20	〃	29,600	4.3	94	
52	滝池	〃	長屋字滝池 18	15	〃	21,900	4.8	81	
53	田平池	〃	長屋字田平 20	16	〃	16,100	4.8	76	
54	谷戸池	〃	長屋字桑原前 1	5	〃	4,000	4.3	47	
55	沢口池	〃	白岩字沢口 227	63	〃	19,500	7.0	71	
56	屋戸池	〃	白岩字高槻 28	7	〃	4,300	2.8	35	
57	鏡田池	〃	白岩字寺内 55	2	〃	3,800	3.2	65	
58	梶内池	〃	白岩字梶内 2	8	〃	1,800	4.0	31	
59	狐石池	〃	白岩字梶内 191	8	〃	6,900	4.5	52	
60	蟹沢池	〃	白岩字梶内 227	4	〃	1,100	4.5	48	
61	栗ノ木平池	〃	白岩字柳内 58	2	〃	9,700	4.6	91	
62	赤池	〃	白岩字柳内 445	4	〃	6,100	3.5	55	
63	屋戸ヶ入池	〃	白岩字柳内 678	2	〃	1,100	3.2	23	
64	金池	〃	白岩字黒内 152	2	〃	1,500	3.7	33	
65	芦ヶ沼池	〃	白岩字宮ノ下 13	10	〃	11,400	4.0	105	
66	竹ノ作池	阿武隈川・朝日出川	白岩字竹ノ作 188	5	〃	3,200	3.3	37	
67	大岩入池	〃	白岩字大岩入 153	10	〃	15,000	13.5	44	
68	陣場池	〃	白岩字陣場 18	3	〃	1,800	3.2	33	
69	平郎内池	阿武隈川・白岩川	松沢字平郎内 86	2	〃	1,000	2.7	30	
70	安達疏水溜池	阿武隈川・仲川	和田字西明内 128	37	〃	34,800	11.0	78	
71	大谷戸溜池	〃	和田字大谷戸 65	3	〃	2,700	18.5	42	
72	菖蒲田池	阿武隈川・白岩川	長屋字井ノ上後 55	3	〃	800	3.0	31	
73	埋内中池	〃	白岩字埋内 860	2	〃	500	1.6	39	

番号	池沼名	水系名支線名	所在地	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
74	塩ノ崎池	〃	白岩字塩ノ崎 993	13	〃	3,800	4.6	80	
75	岳山池	〃	白岩字塩ノ崎 992	4	〃	3,000	6.6	54	
76	雨堤池	阿武隈川・朝日出川	稲沢字雨堤 127	3	〃	100	2.5	32	
77	大柳池	〃	稲沢字飛内 212	4	〃	500	3.0	43	
78	上喜多池	〃	稲沢字上喜多 174	6	〃	700	3.6	49	
79	道法内池	阿武隈川・白岩川	長屋字道法内 6	5		9,100	4.0	69	
80	鴨内池	阿武隈川・仲川	糠沢字鴨内	1		600	3.5	36	
81	熊野前池	〃	和田字西明内	2		700	2.0	31	
82	五味池	阿武隈川・白岩川	白岩字沢口 357	1		1,100	2.7	63	
83	小田部池	阿武隈川・仲川	糠沢字小田部 81	1		500	2.5	26	
84	諏訪池	〃	和田字諏訪 24	1		200	2.0	24	
85	団子森池	阿武隈川・朝日出川	稲沢字後品竹 175	1		500	1.8	30	
86	長屋荒池	阿武隈川・白岩川	長屋字荒池	1		1,000	2.4	60	
87	長作池	阿武隈川・仲川	和田字返シ内	2		2,200	3.5	40	
88	堤崎	阿武隈川・白岩川	白岩字堤崎 798	1		1,000	2.2	50	
89	堀ノ内ため池	阿武隈川・仲川	和田字堀ノ内 2	3		2,000	7.7	51	
90	白久保池	阿武隈川・白岩川	白岩字梶内 585	2			1.0	45	
91	宮前池	阿武隈川・小浜川	稲沢字階 29			60	2.9	13	
92	松ヶ作池	阿武隈川・白岩川	白岩字松ヶ作			2,900	5.0	53	
93	狐石上池	〃	白岩字梶内 585	2			1.0	45	

本宮市地域防災計画 資料編

発行日 令和4(2022)年3月

発行者 本宮市防災会議(本宮市 市民部 防災対策課)

住 所 福島県本宮市本宮字万世 212

TEL0243-24-5365 FAX0243-34-3138

URL <https://www.city.motomiya.lg.jp>